

令和 6 年度版

飯綱町議会白書



長野県飯綱町議会

みんなが学び みんなで行動する町に
Toward the town we all learn and take actions

目 次

1. 議会力・議員力を向上させ、町長と切磋琢磨する議会へ	1
2. 議会改革の歩み	2
3. 目指す議会像とその進捗状況	
第1 自由で活発な議論が展開される議会	
(1) 定例会における審議結果等	9
(2) 臨時会における審議結果等	18
(3) 委員会の状況	20
(4) 全員協議会の状況	27
第2 町長と切磋琢磨する議会	
(1) 一般質問の状況	30
第3 住民の声を行政に反映する議会	
(1) 政策サポーター制度	42
(2) 議会広報モニター制度	44
(3) 模擬議会	55
(4) 町民と議会の懇談会	56
第4 住民に開かれた議会	
(1) 議会傍聴者数	61
(2) 夜間、休日議会	61
(3) 議会報の状況	61
(4) 会議録の公開及び議会録画映像配信	62
(5) 議長交際費	63
第5 政策提言のできる議会	
(1) 予算・政策要望	63
(2) 議会提案による条例、宣言等	104
(3) その他の要望	104
第6 飯綱町の民主主義と住民自治発展の推進力となる議会	
(1) 飯綱町民講座	104
(2) 議員研修状況	108
(3) 議会改革の発信	113

4. 議会評価	
(1) 外部評価	114
(2) 飯綱町議会基本条例自己評価	118
(3) 令和6年度議員活動に対する議員自らの振り返り	130
5. 議会状況	
(1) 議会の費用	142
(2) 議会の構成等	144
(3) 議会議員の数	145
(4) 飯綱町の概要	147
(5) 歴代正副議長	149
(6) 議員一覧	150

【巻末資料】

資料 1	飯綱町議会基本条例	152
資料 2	飯綱町議会政策サポーター設置要綱	158
資料 3	飯綱町議会広報モニター設置要綱	159
資料 4	飯綱町集落振興支援基本条例	160
資料 5	飯綱町議会政務活動費の交付に関する条例	163
資料 6	飯綱町議会政務活動費の運用に関する指針	169



飯綱町PRキャラクター
「みつどん」



飯綱町議会白書について

飯綱町議会基本条例第5条（情報の公開、町民との共有）及び同条例第19条（議会改革の推進）に基づき、1年間の議会活動の状況、評価などを報告書として作成、公開することで、議会及び議員活動の活性化、並びに町行政の持続的発展及び町民福祉の向上に寄与することを目的としています。

飯綱町議会基本条例第2条で目指す議会像として次のように謳っています。

- ①自由で活発な議論が展開される議会
- ②町長と切磋琢磨する議会
- ③住民の声を行政に反映する議会
- ④住民に開かれた議会
- ⑤政策提言のできる議会
- ⑥飯綱町の民主主義と住民自治発展の推進力となる議会

この目指すべき議会像それぞれの進捗状況を議会白書に記述しています。



1. 議会力・議員力を向上させ、町長と切磋琢磨する議会へ

—令和6年度飯綱町議会活動総括—

地方議会は、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する一方で、限られた地域資源の中で、多様な民意を集約し、より納得感のある合意形成を進めていくことが求められています。そのためには、多様な層の住民が参画しやすい環境を整えることが重要です。

しかしながら、現状では議会に対する住民の関心が低迷し、議員のなり手不足が深刻化しているのが実情です。この背景として、住民が議会や議員の活動内容を十分に理解していないことがあります。その結果、議会への信頼や興味が低下している側面が指摘されています。さらに、人口減少社会の進展により地域課題は増加する一方、市町村合併による議員数の減少、地方議会議員選挙の投票率低下、そして無投票当選の増加といった問題が浮上しています。これらの状況が住民の関心低下を一層加速させていることは否めません。

人口減少や高齢化が進む中、議員のなり手不足は地域の民主的意思決定を維持する上で深刻な課題となります。このような状況を踏まえ、地方議会の役割が改めて評価されるとともに、住民と議会の関係をより緊密にするための取り組みが必要です。

この議会白書が、住民の皆さんに議会活動や議員の取り組みを知るきっかけとなり、地方議会への理解を促進し、関心を高めるための一助となることを願っております。

飯綱町議会議長 青 山 弘



2. 議会改革の歩み

【平成 20 年】

- 1月 町にあった第三セクター（スキー場）の破綻をきっかけに、行政はもとより議会の責任も問われることを認識し、議会改革について検討をはじめる。
- 1月 1月から約半年間、議会全員協議会や常任委員会、議会運営委員会等で 30 数回の自由討議や学習会、視察、研修会等を重ね、文章に整理しつつ論点の明確化を図る。
- 2月 「議会だより（全戸配布）」を通じ町民アンケートを実施し、173 名から回答を得る。
- 8月 町民が求める議会像を 5 点に集約し、町民に信頼される議会をめざし 8 項目の議会改革を決定。町民周知には「議会だより・議会改革特別号」として全戸配布。
- 9月 9月定例会一般質問には、試行的に「一問一答方式」と「一括質問方式」の併用を採用。町長には反問権を認める。
- 11月 町民に対して議会の議決責任と説明責任を果たすため、「第 1 回・町民と議会との懇談会」を 2 箇所で開催、32 名が参加。
- 12月 12月定例会から一般質問での「一問一答方式」及び「町長の反問権」を正式に採用する。
- 12月 三セクの破綻処理への行政対応をめぐる諸問題が次々と発生し、それに伴う学習会や自由討議等を 12 月以降 10 数回開催。
- 12月 議員定数を 18 名から 15 名に改正する条例案を発議し可決される（次回の議会議員一般選挙から適用）。

【平成 21 年】

- 5月 「第 2 回・町民と議会との懇談会」を 3 箇所で開催、54 名が参加。平成 21 年度予算の特徴など 7 つのテーマについて懇談。
- 10月 議会議員一般選挙。議員定数が 18 名から 15 名に。

【平成 22 年】

- 1月 議員間による自由討議等で明らかとなった政策課題等を集約し、市町村合併以降はじめて「予算・政策要望書」を町長へ提出。
- 5月 政策サポーター制度を創設。第 1 次政策サポーターを委嘱。政策サポーター 12 名と議員 15 名の協働による政策サポーター会議を開催。「行財政改革研究会」と「都市との交流・人口増加研究会」の 2 チームに分かれ、以降それぞれ 7 ~ 8 回の会議を開催。
- 11月 政策サポーターとの協働により完成させた「政策提言書」を町長へ提出。町長からは、翌年 2 月に回答書を得る。

- 11月 「第3回・町民と議会との懇談会」を開催、29名が参加。町長へ提出した「政策提言書」の報告や町農業の活性化、将来についての意見交換を実施。
- 12月 一般質問事項に対する町の検討事項・進捗状況等の報告を、6月と12月の定例会の際に提出することを申し入れ、町と合意する。
- 12月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(2回目)

【平成23年】

- 5月 「第4回・町民と議会との懇談会」を開催、36名が参加。テーマ「女性の知恵と力を集めて新しい町づくりをすすめよう」。対象：女性団体。
- 10月 飯綱町発足後初めての模擬議会「飯綱町中学生議会・2011」を開催。中学校校舎改築記念として中学校・町・議会の共催により、7組の生徒代表が町長に対して一般質問を行う。
- 11月 第6回マニフェスト大賞において審査委員会特別賞及び優秀成果賞を受賞。

【平成24年】

- 1月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(3回目)
- 2月 第63回全国町村議会議長会定期総会において全国町村議会表彰を受賞。
- 3月 「第5回・町民と議会との懇談会」を開催、21名が参加。テーマ「女性の知恵と力で新しい町づくり」。対象：女性。
- 6月 定例会で休日議会を開催、27名が傍聴。
- 7月 「第6回・町民と議会との懇談会」を開催、10名が参加。テーマ「議会基本条例案」。
- 8月 「分権時代に住民自治と町の発展をめざすシンポジウム」を区長・組長会、町、議会の共催により開催、約200名が参加。講師：山梨学院大学江藤教授、名古屋学院大学西寺教授。
- 9月 9月定例会で飯綱町議会基本条例を制定。
- 11月 第7回マニフェスト大賞において優秀成果賞を受賞。
- 11月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(4回目)

【平成25年】

- 6月 第2次政策サポーターを委嘱。政策サポーター15名と議員15名の協働による政策サポーター会議を開催。「集落機能の強化と行政との協働」と「新たな人口増対策」の2つの研究テーマに分かれ、以降5～8回の会議を開催。
- 8月 「第7回・町民と議会との懇談会」を3会場で開催、29名が参加。テーマ「体育活動」、「子育て」、「地元の商工業」。
- 10月 議会議員一般選挙。
- 11月 議会政策サポーター「新たな人口増対策」チームが、「子育て支援のまち・飯綱町政策提言書」を町長へ提出。

- 12月 12月定例会で議員定数・報酬等調査研究特別委員会を設置。
12月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。（5回目）

【平成26年】

- 2月 議員定数・報酬等調査研究特別委員会を開催。
4月 議員定数・報酬等調査研究特別委員会が群馬県みなかみ町を視察。
6月 6月定例会で夜間議会を3日間開催、60名が傍聴。
6月 町内企業3社の視察研修を行う。企業からの現状や要望等を聞く。
6月 議会政策センター「集落機能の強化と行政との協働」チームが、「集落機能の強化と町行政との協働の推進のための政策提言書」を町長へ提出。
8月 議会広報モニターを委嘱。モニター数を8名から57名に増やす。
9月 9月定例会で議員提案による「飯綱町集落振興支援基本条例」を可決。
11月 第9回マニフェスト大賞において、審査委員会特別賞及び優秀成果賞を受賞。
12月 「第8回・町民と議会との懇談会」を開催、41名が参加。テーマ「保育園・小学校の統合問題について」。
12月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。（6回目）

【平成27年】

- 2月 第29回町村議会広報全国コンクールにて、奨励賞を受賞。
6月 第3次政策センターを委嘱。政策センター16名と議員15名の協働による政策センター会議を開催。「飯綱町における高齢者の新しい暮らし方（健康戦略）の提起」と「都市・農村の共生へ—新しい産業を生み出し、若者定住の促進を」の2つの研究テーマに分かれ、以降それぞれ7回の会議を開催。
6月 6月定例会で地方創生調査研究特別委員会を設置。
7月 東北信の議会議員を参考し「地方創生問題研修会」を小布施町にて開催。講師は坂本誠氏。15議会で162名が参加。
7月 町民5人が町行政に一般質問を行う「模擬議会」を開催。各団体等の代表が身近な具体的な問題について町長に質す。傍聴者17名。
8月 町、議会の共催による「町民講座」を2回開催。講師に杉尾秀哉氏、落合恵子氏を招く。2回合わせて聴講者730名。
12月 町内企業2社の視察研修を行う。企業からの現状や要望等を聞く。
12月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。（7回目）
12月 議会政策センターと議員による政策提言書、「飯綱町におけるマスターズ世代の新しい暮らし方の提起」と「都市・農村の共生へ—新しい産業を生み出し、若者定住の促進を」の2つの提言書を町長へ提出。

【平成28年】

- 2月 全国町村議会議長会第67回定期総会において、飯綱町議会が「平成27年度特

別表彰」を受賞。

- ・受賞内容：先進的かつ特に顕著な実績が認められた議会に贈られるもので、議会改革の成果が総合的に評価された。

7月 「町村議会改革シンポジウム in 長野」を開催。呼びかけた 16 議会から 165 人の議員、事務局職員らが参加。今後も継続し年 2 回程度の開催を予定。

7月 議会改革・活性化に関わる先進的な取り組みを研修するため、北海道芽室町議会を視察。

7月 「議会白書（127 ページ）」を初めて発行。町民に議会活動を検証してもらう。

8月 町、議会の共催による「町民講座」を開催。講師に法政大学総長田中優子氏を招く。聴講者約 300 名。

9月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。（8回目）

10月 議員定数・報酬問題について、約 3 年にわたり特別委員会において議論を重ね、結論に至る。

- ・定数は 15 名の現状を維持・報酬は増額

- ・「議員定数・報酬問題に関する飯綱町議会から町民の皆さまへの訴え」を発表。

10月 「飯綱町議会議員定数・報酬問題意見交換会」を開催。

- ・江藤俊昭（山梨学院大学大学院教授）氏による基調講演

- ・「議員定数・報酬問題に関する飯綱町議会から町民の皆さまへの訴え」の説明

- ・参加者との意見交換会－積極的、建設的発言が相次ぐ

- ・参加町民は約 70 人

11月 飯綱町議会議員定数・報酬問題に関する要望書を町長へ提出。

11月 第 11 回マニフェスト大賞において優秀成果賞を受賞。

- ・受賞内容：「町村議会改革シンポジウム in 長野」の開催や議会白書の発行、議会だよりモニター制度の取り組みに対して評価された。

【平成 29 年】

1月 「第 2 回町村議会改革シンポジウム in 長野」を開催

大雪の中、16 議会から 156 人の議員、事務局職員らが参加。

3月 3 月定例会で議員報酬の改正

飯綱町の議会改革を綴った相川俊英著「地方議会を再生する」が発刊。

7月 総務省自治行政局から議会改革の取り組みについてのヒアリングを受ける。

7月 「第 3 回町村議会改革シンポジウム in 長野」が松本市で開催され、飯綱町議会が「政策提言のあり方について」事例発表。

7月 「議会白書」を発行。初めて自己評価を掲載する。

7月 政務活動費について研修するため松川町議会を視察。また、スキー場のグリーンシーズンにおける先進的な取り組みを研修するため、富士見パノラマリゾートを視察。

8月 町、議会の共催による「町民講座」を開催。講師に明治大学教授 小田切徳美氏を招く。聴講者約 150 名。

- 9月 第3回臨時会において政務活動費の導入を決定。
- 10月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(9回目)
- 10月 平成29年10月22日執行 飯綱町議会議員一般選挙において15名が当選。
内5名が政策ソポーター、議会だよりモニター経験者。
- 11月 寺島涉前議会議長が第12回マニフェスト大賞グランプリを受賞。
・受賞内容：段階的、継続的な議会改革の推進 等

【平成30年】

- 2月 議員研修会南箕輪村「子育て支援事業計画について及び議員のなり手不足問題に対する意見交換」を実施。
- 3月 月刊誌ガバナンスの取材を受ける。
- 5月 「第4回町村議会改革シンポジウム in 長野」が長野市で開催され、「議会改革の前進と議員のなり手不足問題」と題して当議会事例発表。
- 5月 地方議会研修会 in 飯綱町「住民とともに地域課題を解決する議会へ」前飯綱町議会議長寺島涉氏講演。全国から120名参加。
- 6月 総務省小倉総務大臣政務官「議会改革の取り組みについて」来庁。議員と懇談。
- 7月 議員研修会 福祉文教常任委員会 福祉関連事業について「小布施町、岡谷市、原村」を視察。
- 8月 町、議会の共催による「町民講座」を開催。講師に早稲田大学教授 北川正恭氏を招く。聴講者約230名。
- 9月 「議会白書」を発行。
- 10月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(10回目)
- 10月 議員研修会 総務産業常任委員会 産業関連事業について「岐阜県郡上市、朝日村」を視察。
- 11月 第4次政策ソポーター会議開始。ソポーター15名。
総務産業常任委員会テーマ「魅力ある農業再生を目指して」
福祉文教常任委員会テーマ「日本一住みたいまちづくり - 20年後のために今なすべきこと - 」

【平成31年・令和元年】

- 2月 町、議会の共催による「町民講座」を開催。講師にパティシエ 鎧塚俊彦氏を招く。
聴講者約220名。
- 5月 皇室「即位の日」
- 5月 中野市議会と合同で廃棄処分場計画地視察。
- 6月 福祉文教常任委員会町視察「給食共同調理場」、社会福祉協議会。
- 6月 総務産業常任委員会町内視察「四季なりイチゴ」。
- 7月 中学生議会パネラー(議長)、アドバイザーとして議員参加。
- 8月 寺島元議長「地方議会改革の10年」出版。

- 8月 議会だよりモニターとの意見交換会 モニター3名出席 元気の館。
- 10月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(11回目)
- 10月 第5回町村議会改革シンポジウム長野 IN みやだ 宮田村にて開催、県内23町村議会が参加。次回より県町村会が主催により開催予定。
- 10月 議員研修会
- 総務産業常任委員会 産業関連事業について「野沢温泉道の駅、新潟県池谷集落、茨城県井関農機」を視察。
- 福祉文教常任委員会 地域共生社会等について「伊那市役所、下條村、泰阜村NPO法人グリーンウッド」を視察。
- 10月 中学生議会
- 11月 第4次政策サポーター会議政策提言を町長に提出。
- 総務産業常任委員会テーマ「魅力ある農業再生を目指して」
- 福祉文教常任委員会テーマ「日本一住みたいまちづくり - 20年後のために今なすべきこと - 」
- 11月 議会役員構成改選
- 11月 北部議会研修会 国の病院統合再編に関する事項について 町民会館。
- 12月 政務活動費について不適切請求ではと新聞報道される。

【令和2年】

- 3月 「議会白書」を発行。
- 7月 中学生議会グループ討議にアドバイザーとして議員参加。
- 8月 第7次飯綱町議会広報モニターを45名（男27名、女18名）に委嘱。
- 10月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(12回目)
- 10月 中学生議会
- 11月 総務産業常任委員会 雪中キャベツ事業について「小谷村内2カ所」を視察。
- 11月 第5次政策サポーター会議委員を委嘱。サポーター13名。
- 福祉文教常任委員会テーマ「子どもたちの未来は飯綱町の未来」
- 総務産業常任委員会テーマ「飯綱町の輝く人口増対策について」
- 12月 「議会白書」を発行。

【令和3年】

- 2月 町、議会の共催による「町民講座」を飯綱町15周年記念講演として開催。講師に柔道家 篠原信一氏を招く。聴講者201名。
- 3月 総務産業常任委員会町内視察「三本松農産物加工施設」。
- 6月 福祉文教常任委員会町内視察「子育て支援施設」。
- 10月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(13回目)
- 10月 令和3年10月17日執行 飯綱町議会議員一般選挙において15名が無投票当選。内4名が政策サポーター、議会だよりモニター経験者。

- 10月 第5次政策サポーター会議政策提言を町長に提出。
福祉文教常任委員会テーマ「子どもたちの未来は飯綱町の未来」
総務産業常任委員会テーマ「飯綱町の輝く人口増対策」
10月 政策サポーターとの懇談会 サポーター8名出席 元気の館
12月 福祉文教常任委員会町内視察「町立飯綱病院」。

【令和4年】

- 1月 「議会白書」を発行。
3月 地方議会人3月号「変える議会、変わる議会」に飯綱町議会掲載される。
6月 町、議会の共催による「町民講座」を開催。講師に元厚生労働事務次官 村木厚子氏を招く。聴講者約180名。
10月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(14回目)
10月 議会運営委員会 定数削減について「川上村・群馬県榛東村議会」を視察。

【令和5年】

- 1月 「議会白書」を発行。
1月 議会報クリニックを開催。
3月 議員定数・報酬等調査特別委員会を発足。
7月 議会に対する町民アンケートを実施。
6月 農作物闘争被害(凍霜害)町内視察。
8月 町、議会の共催による「町民講座」を開催。対談形式で講師にジャーナリストの青木理氏と信濃毎日新聞社論説委員の畠谷史代氏を招く。聴講者約230名。
氏を招く。聴講者約200名。
9月 福祉文教常任委員会「社会福祉協議会との懇談会」。
10月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(15回目)
11月 議会役員構成改選
11月 北部議会研修会 廃棄物の適正処理他 信濃町一茶記念館。

【令和6年】

- 1月 議員研修会 木曽町、養老町
議員定数・報酬等調査特別委員会が直面した様々な課題に対して、どのように取り組んできたのかを学ぶため、視察を実施。
3月 議員研修会 福祉文教常任委員会 飯綱町学校給食調理場の現状と課題を把握するため、視察を実施。
6月 議員研修会 福祉文教常任委員会 長野広域連合一般廃棄物最終処分場及び同焼却施設視察
8月 第9次飯綱町議会広報モニターを45名に委嘱
8月 飯綱町議会 議員定数・報酬に関する講演会を開催

- 適正な議員定数・報酬を考える際の留意点と題して講師に江藤俊昭氏を迎えて開催。
聴講者 69 名 8 月 議員定数・報酬等に係る住民懇談会を実施。
町内 7 カ所で開催 参加者 80 名
9 月 町村議会広報研修会へ参加。
10 月 町、議会の共催による「町民講座」を開催。講師に信州大学特任教授の山口真由氏を招く。
10 月 「予算・政策要望書」を町へ提出。(16 回目)
12 月 議員研修会 福祉文教常任委員会
社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会、社会福祉法人林檎の里
社会福祉活動の現状と課題について視察及び意見交換。
12 月 「議会白書」を発行。

3. 目指す議会像とその進捗状況

第 1 自由で活発な議論が展開される議会

(1) 定例会における審議結果等

□令和 6 年 6 月 定例会

- ①会期 令和 6 年 6 月 3 日～20 日
②傍聴者数 9 名
③一般質問 質問者数 7 名 質問件数 14 件 (質問内容は別記)
④反省事項

○この「反省・提案」は、真に反省あるいは提案だけを取り上げるように提案します。前回の 3 月 定例会の伊藤議員の「反省・提案」には、自分の意見や単なる誹謗中傷だけが書かれており、「反省」や「提案」の記述が皆無がありました。「反省」というのは、そもそも自分の行いに対するものであり、他人の行いに対するものではありません。「提案」というのは、代案を出すべきものであり、否定の意見を述べるものではありません。さらに、他議員の一般質問の内容について自分の意見を述べることは、「反省・提案」の主旨に従っていないと思います。恐らくこの「反省・提案」制度は、議会の運用等に関することについて述べるのが主旨だと思います。よって、今後は、提出されたものが、「反省」や「提案」を記述したものかどうか、厳正な審査を行い、「反省・提案」制度の主旨に合ったものだけを取り上げることを提案します。

⑤議決内容

令和6年6月定例会

区分		提出件数	可決・承認等	修正議決	否決・不承認	撤回	継続審査	審議未了
予 算		3	3					
条例	議員提出							
	町長提出	6	6					
議 決								
同 意								
認定(決算等)								
専決の承認	予 算							
	条 例							
	契約その他							
諮 問								
会議規則等								
意 見 書	2	2						
決 議								
計	11	11	0	0	0	0	0	0

() 内は継続審査

区分		提出件数	採択	不採択	取下げ	継続審査	審議未了	一部採択
請 願								
陳 情 等		2 (1)	1	1 (1)				

種別	議案名	表決結果	三ツ井忠義	中井寿一	小林文廣	瀧野良枝	渡邊千賀雄	中島和子	樋口功	風間行男	目須田修	石川信雄	清水満	大川憲明	伊藤まゆみ	原田幸長	青山弘
議案第37号	飯綱町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	—
議案第38号	飯綱町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第39号	飯綱町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第40号	飯綱町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第41号	飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例		○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第42号	飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第43号	令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）		○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
陳情第1号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—
陳情第9号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行なうことを求める陳情書		○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	●	—
議案第44号	令和6年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	—
議案第45号	令和6年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第1号）		○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
発議第4号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行なうことを求める意見書案		○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	●	—
発議第5号	発議第5号「自治体を「国の下部組織へ変容させる」ことにつながる「地方自治法の一部改正する法律案」の廃案を求める意見書案」		○	○	●	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	—

□令和6年9月定例会

- ①会期 令和6年9月2日～24日
 ②傍聴者数 10名
 ③一般質問 質問者数6名 質問件数11件（質問内容は別記）
 ④反省事項 なし

⑤議決内容

令和6年9月定例会

区分		提出件数	可決・承認等	修正議決	否決・不承認	撤回	継続審査	審議未了
予算		8	8					
条例	議員提出							
	町長提出	3	3					
議決		4	4					
同意								
認定(決算等)		10	10					
専決の承認	予算							
	条例							
	契約その他							
諮問		1	1					
会議規則等								
意見書		6	6					
決議								
計		32	32	0	0	0	0	0

() 内は継続審査

区分		提出件数	採択	不採択	取下げ	継続審査	審議未了	一部採択
請願		4	4					
陳情等		3	3					

種別	議案名	表決結果	三ツ井忠義	中井寿一	小林文廣	瀧野良枝	渡邊千賀雄	中島和子	樋口功	風間行男	日須田修	石川信雄	清水満	大川憲明	伊藤まゆみ	原田幸長	青山弘
議案第47号	長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	-
議案第48号	飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第49号	飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第50号	飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第51号	令和5年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第52号	令和5年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第53号	令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第54号	令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第55号	令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	-
議案第56号	令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第57号	令和5年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第58号	令和5年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認定	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第59号	令和5年度飯綱町病院事業会計決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第60号	令和5年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認定	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第61号	令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）	可決	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第62号	令和6年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第63号	令和6年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	○	-
議案第64号	令和6年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第65号	令和6年度飯綱町病院事業会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第66号	令和6年度飯綱町水道事業会計補正予算（第1号）	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第67号	令和6年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第2号）	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第68号	備品購入契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第69号	町道路線の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第70号	町道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第71号	令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
請問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	適任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
請願第1号	「国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願」	採択	○	○	●	●	○	●	●	○	●	○	○	○	●	○	-
請願第2号	地域高校の存続と30人規模学級を求める請願	採択	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
請願第3号	「さらなる少人学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書	採択	○	○	●	○	○	●	●	○	○	●	○	○	○	○	-
請願第4号	「べき地教育振興法に鑑み、べき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
陳情第10号	動物保護に関しての陳情書	採択	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
陳情第11号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情	採択	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
陳情第12号	政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書	採択	○	○	○	●	○	●	●	○	○	●	○	○	●	○	-
発議第6号	地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
発議第7号	「さらなる少人学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書案	可決	○	○	●	○	○	●	●	○	●	●	○	○	○	○	-
発議第8号	「べき地教育振興法に鑑み、べき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
発議第9号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
発議第10号	国が教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案	可決	○	○	●	●	○	●	●	○	●	○	○	○	●	○	-
発議第11号	政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書案	可決	○	○	○	●	○	●	●	○	●	○	○	●	○	●	-

□令和6年12月定例会

- ①会期 令和6年11月29日～12月17日
- ②傍聴者数 10名
- ③一般質問 質問者数6名 質問件数13件（質問内容は別記）
- ④反省事項 なし
- ⑤議決内容

令和6年12月定例会

区分		提出件数	可決・承認等	修正議決	否決・不承認	撤回	継続審査	審議未了
予 算		5	5					
条例	議員提出	1	1					
	町長提出	13	13					
議 決		1	1					
同 意								
認定(決算等)								
専決の承認	予 算							
	条 例							
	契約その他							
諮 問								
会議規則等								
意 見 書		1	1					
決 議								
計		21	21	0	0	0	0	0

() 内は継続審査

区分		提出件数	採択	不採択	取下げ	継続審査	審議未了	一部採択
請 願		1	1					
陳 情 等		1		1				

種別	議案名	表決結果	三ツ井忠義	中井寿一	小林文廣	瀧野良枝	渡邉千賀雄	中島和子	樋口功	風間行男	目須田修	石川信雄	清水満	大川憲明	伊藤まゆみ	原田幸長	青山弘
議案第77号	飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	—
議案第78号	飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第79号	令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	—
議案第80号	令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第81号	令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第82号	令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第83号	令和5年度飯綱町病院事業会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第84号	財産の取得について	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第85号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第86号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第87号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第88号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第89号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第90号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第91号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第92号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	●	○	—
議案第93号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第94号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第95号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第96号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第97号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第98号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第99号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第100号	飯綱町農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	—
議案第101号	飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第102号	飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第103号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第104号	飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第105号	令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第7号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第106号	令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第107号	令和5年度飯綱町病院事業会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
陳情第6号	「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書	採択	○	○	○	●	○	●	●	○	●	●	○	●	○	●	—
陳情第7号(一部採択)	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情	不採択	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—
陳情第7号	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情	採択	○	○	○	●	○	○	●	○	●	●	○	●	○	●	—
陳情第8号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情	不採択	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—
発議第8号	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案	否決	●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—
発議第9号	「健康保険証」の存続を求める意見書案	可決	○	○	●	●	○	●	●	○	●	●	●	○	●	○	●
発議第10号	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案	可決	○	○	○	●	○	○	●	○	●	●	○	●	○	●	—

□令和7年3月定例会

- ①会期 令和7年3月3日～21日
- ②傍聴者数 21名
- ③一般質問 質問者数6名 質問件数14項目 (質問内容は別記)
- ④反省事項 なし

⑤議決内容

令和7年3月定例会

区分		提出件数	可決・承認等	修正議決	否決・不承認	撤回	継続審査	審議未了
予算		15	15					
条例	議員提出	1	1					
	町長提出	19	19					
議決		12	12					
同意								
認定(決算等)								
専決の承認	予算							
	条例							
	契約その他							
諮問		1	1					
会議規則等								
意見書								
決議		7			7			
計		55	48	0	7	0	0	0

() 内は継続審査

区分		提出件数	採択	不採択	取下げ	継続審査	審議未了	一部採択
請願								
陳情等		1		1				

種別	議案名	表決結果	三ツ井忠義	中井寿一	小林文廣	瀧野良枝	渡邊千賀雄	中島和子	樋口功	風間行男	目須田修	石川信雄	清水満	大川憲明	伊藤まゆみ	原田幸長	青山弘
議案第4号	長野広域連合規約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第5号	長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第6号	飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第7号	飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第8号	飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第9号	飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第10号	飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第11号	飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第12号	飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第13号	飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第14号	飯綱町病後児保育室条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第15号	飯綱町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第16号	飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第17号	飯綱病院使用料徵収条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第18号	令和5年度飯綱町一般会計補正予算(第9号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第19号	令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第20号	令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第21号	令和5年度飯綱町からまつの丘地区污水処理場管理事業特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第22号	令和5年度飯綱町病院事業会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第23号	令和6年度飯綱町一般会計予算	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第24号	令和6年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第25号	令和6年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	○	—
議案第26号	令和6年度飯綱町介護保険事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第27号	令和6年度飯綱町からまつの丘地区污水処理場管理事業特別会計予算	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第28号	令和6年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第29号	令和6年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第30号	令和6年度飯綱町病院事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第31号	令和6年度飯綱町水道事業会計予算	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第32号	令和6年度飯綱町下水道事業会計予算	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第33号	工事変更請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第34号	町道路線の廃止について	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第35号	工事変更請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第36号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
質問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
陳情第1号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	継続審査															—
陳情第5号	「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	不採択	○	○	○	●	○	●	○	●	●	●	○	●	●	○	●
陳情第6号	世界人口削減及び人類デジタル家畜奴隸管理を目指すWEF(世界経済フォーラム)や国連WHO等の言ひなりになり、権威を最大限に悪用し国民を感染症騒動という特殊詐欺で洗脳しマスクや無効検査等で新型コロナ劇場を演出し毒物混入率のある注射接種に追いつみ、死傷者や魔がいる者や流産や不妊等を発生させ国内累計死亡認定453人含む超過死亡42万人以上の戦後最大最悪の大量虐殺とそれらの隠匿に加担し統領した大臣、議員、首長、担当職員、マスク、医療従事者、教育者を極刑に処すべく全國民による刑事告発を呼び掛ける陳情	不採択	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—
陳情第7号	有害無益ワクチン大量生産及び、強制接種や微兵制に直結する緊急事態条項の付帯や基本的人権を削除する日本国憲法改定、WHOパンデミック条約改定、IHR(国際保健規則)改定の動きを徹底撲滅すべく、改憲を唱える大臣や議員を憲法違反で逮捕、国連WHO脱退、WCH(World Council for Health)の台頭へ向けた全国民による行動を呼び掛ける陳情	不採択	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—
陳情第8号	実際は新型で2類相当以上の恐ろしいウイルスが蔓延しておらず特段変わった事が起きていないにもかかわらず、新型コロナ騒動という世界的規模の特殊詐欺に多くの人々がいつも簡単に騙され接種による甚大な被害を出した苦い経験を末まで語り継ぎ2度と騙される事のない為に、特殊詐欺、洗脳、マイドコントロールに対抗する研修会の開催を全国民に呼び掛ける陳情	不採択	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—
発議第1号	飯綱町議会議員の請負の状況の公表に関する条例	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
発議第2号	政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書案	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	—
発議第3号	最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書案	否決	○	○	○	●	○	●	●	●	○	●	●	○	○	●	否決
※陳情第5号及び発議第3号は、表決の結果、可否同数となり、議長裁決。																	

(2) 臨時会における審議結果等

□令和6年第2回臨時議会

工事請負契約の締結。

①会期 令和6年8月5日

②傍聴者 なし

③議決内容

令和6年第2回臨時議会

区分	提出件数	可決・承認等	修正議決	否決・不承認	撤回	継続審査	審議未了
議決	1	1					
計	1	1	0	0	0	0	0

種別	議案名	表決結果	三ツ井忠義	中井寿一	小林文廣	瀧野良枝	青山弘	中島和子	樋口功	風間行男	目須田修	石川信雄	清水滿	大川憲明	伊藤まゆみ	原田幸長	渡邊千賀雄
議案第46号	物品購入契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

□令和6年第3回臨時会

特別職の職員で常勤の者の給料月額の減額に関する条例、教育委員の任命。

①会期 令和6年11月5日

②傍聴者数 なし

③議決内容

令和6年第3回臨時会

区分	提出件数	可決・承認等	修正議決	否決・不承認	撤回	継続審査	審議未了
条例 町長提出	1	1					
同意	1	1					
計	2	2	0	0	0	0	0

種別	議案名	表決結果	三ツ井忠義	中井寿一	小林文廣	瀧野良枝	渡邊千賀雄	中島和子	樋口功	風間行男	目須田修	石川信雄	清水滿	大川憲明	伊藤まゆみ	原田幸長	青山弘
議案第72号	飯綱町特別職の職員で常勤の者の給料月額の減額に関する条例	可決	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	-
議案第73号	教育委員会委員の任命について	同意	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

□令和7年第1回臨時会

一般会計補正予算、損害賠償の額の決定他。

- ①会期 令和7年1月24日
- ②傍聴者数 1名
- ③議決内容

令和7年第1回臨時会

区分	提出件数	可決・承認等	修正議決	否決・不承認	撤回	継続審査	審議未了
予 算	4	4					
条例	町長提出	4	4				
議 決		1	1				
計	9	9	0	0	0	0	0

種別	議案名	表決結果	三ツ井忠義	中井寿一	小林文廣	瀧野良枝	渡邊千賀雄	中島和子	樋口功	風間行男	目須田修	石川信雄	清水滿	大川憲明	伊藤まゆみ	原田幸長	青山弘
議案第1号	飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第2号	飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第3号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第4号	飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第5号	令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第6号	令和6年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	-
議案第7号	令和6年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第8号	令和6年度飯綱町病院事業会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第9号	工事請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

(3) 委員会の状況

(ア) 総務産業常任委員会

□委員会開催状況

①開催日 令和6年6月7日

事件番号	件 名	審査の結果
議案第41号	飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例	可 決

②開催日 令和6年9月9日、9月10日

事件番号	件 名	審査の結果
議案第48号	飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第52号	令和5年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第57号	令和5年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第58号	令和5年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認 定
議案第60号	令和5年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認 定

③開催日 令和6年12月5日

事件番号	件 名	審査の結果
議案第74号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	可 決
議案第75号	飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第77号	飯綱町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例	可 決
議案第79号	飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改	可 決

	正する条例	
議案第 80 号	飯綱町給水条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 81 号	飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 82 号	飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 83 号	飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	可 決
請願第 5 号	刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての請願	採 択
陳情第 19 号	世界人口削減の資材道具や方策としての核兵器、原子力、戦争、人工地震、ケムトレイル、有害化学物質（医薬品、ワクチン、農薬、柔軟剤、アスパルテーム等添加物、フッ素等）、有害電磁波（送電線等極低周波、LED 光、スマホ 5G 含む電波等）、食糧不足創出（家畜殺処分等）、与党改憲案（18 歳徴兵制やワクチン強制に直結する基本的人権削除や緊急事態条項による軍国独裁化推進等）、DX 推進と IC チップ人体埋め込み（家畜管理）等の恐ろしさを全国民が直ちに共有するよう訴える陳情	不採択

④開催日 令和 7 年 3 月 10 日、3 月 11 日

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 10 号	飯綱町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例	可 決
議案第 11 号	飯綱町小水力発電施設の設置及び管理等に関する条例	可 決
議案第 12 号	飯綱町監査委員条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 13 号	飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 14 号	飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 15 号	飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決

議案第 16 号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 17 号	飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可 決
議案第 18 号	飯綱町特別会計設置条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 19 号	飯綱町基金条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 20 号	飯綱町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 21 号	飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 22 号	飯綱町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 32 号	令和 7 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算	可 決
議案第 37 号	令和 7 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算	可 決
議案第 38 号	令和 7 年度飯綱町小水力発電事業特別会計予算	可 決
議案第 39 号	令和 7 年度飯綱町水道事業会計予算	可 決
議案第 41 号	令和 7 年度飯綱町下水道事業会計予算	可 決
陳情第 3 号	「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	不採択

(イ) 福祉文教常任委員会

□委員会開催状況

①開催日 令和6年6月7日

事件番号	件 名	審査の結果
議案第37号	飯綱町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例	可 決
議案第38号	飯綱町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例	可 決
議案第39号	飯綱町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例	可 決
議案第40号	飯綱町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例	可 決
議案第42号	飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可 決
陳情第1号 (継続審査)	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	不採択
陳情第9号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書	採 択

②開催日 令和6年9月9日、9月10日

事件番号	件 名	審査の結果
議案第49号	飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例	可 決
議案第50号	飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例	可 決
議案第53号	令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第54号	令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定

議案第 55 号	令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 56 号	令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 59 号	令和 5 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について	認 定
請願第 1 号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願	不採択
請願第 2 号	地域高校の存続と 30 人規模学級を求める請願	採択
請願第 3 号	「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書	採択
請願第 4 号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書	採択
陳情第 10 号	動物の保護に関する陳情書	採択
陳情第 11 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情	採択
陳情第 12 号	政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充すべきのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書	不採択

③開催日 令和 6 年 12 月 5 日

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 76 号	飯綱町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 78 号	飯綱町子育て世代支援施設条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 84 号	飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可 決

④開催日 令和7年3月10日、3月11日

事件番号	件 名	審査の結果
議案第23号	飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例	可 決
議案第24号	飯綱町保育所条例の一部を改正する条例	可 決
議案第25号	飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可 決
議案第26号	飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例	可 決
議案第33号	令和7年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算	可 決
議案第34号	令和7年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算	可 決
議案第35号	令和7年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算	可 決
議案第36号	令和7年度飯綱町介護保険事業特別会計予算	可 決
議案第40号	令和7年度飯綱町病院事業会計予算	可 決

(ウ) 予算決算常任委員会

□委員会開催状況

①開催日 令和6年6月18日

審査結果 議案第43号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）[可決]

②開催日 令和6年9月19日

審査結果 議案第51号 令和5年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について
[認定]

議案第61号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）[可決]

③開催日 令和6年12月13日

審査結果 議案第85号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第5号）[可決]

④開催日 令和7年3月17日

審査結果 議案第27号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第7号）[可決]

議案第31号 令和7年度飯綱町一般会計予算 [可決]

(工) 議会運営委員会

□委員会開催状況

①開催日 令和6年5月27日

会議事項／○令和6年6月定例会議会運営について

②開催日 令和6年6月18日

会議事項／○令和 6 年 6 月定例会追加議案及び最終日議会運営について

③開催日 令和 6 年 8 月 5 日

会議事項／○令和 6 年第 2 回臨時議会運営について

④開催日 令和 6 年 8 月 26 日

会議事項／○令和 6 年 9 月定例会運営について

⑤開催日 令和 6 年 9 月 19 日

会議事項／○令和 6 年 9 月定例会追加議案及び最終日議会運営について

⑥開催日 令和 6 年 11 月 5 日

会議事項／○令和 6 年第 3 回臨時議会運営について

⑦開催日 令和 6 年 11 月 22 日

会議事項／○令和 6 年 12 月定例会運営について

⑧開催日 令和 6 年 12 月 13 日

会議事項／○令和 6 年 12 月定例会追加議案及び最終日議会運営について

⑨開催日 令和 7 年 1 月 24 日

会議事項／○令和 7 年第 1 回臨時議会運営について

⑩開催日 令和 7 年 2 月 25 日

会議事項／○令和 7 年 3 月定例会運営について

⑪開催日 令和 7 年 3 月 17 日

会議事項／○令和 7 年 3 月定例会追加議案及び最終日議会運営について

(才) 議会報編集調査特別委員会

□委員会開催状況

①開催日 令和 6 年 5 月 27 日、6 月 26 日、7 月 3 日、7 月 10 日、7 月 17 日

会議事項／○議会報第 75 号発行について

②開催日 令和 6 年 8 月 26 日、9 月 27 日、10 月 2 日、10 月 9 日、10 月 16 日

会議事項／○議会報第 76 号発行について

③開催日 令和 6 年 11 月 22 日、12 月 18 日、12 月 27 日、令和 6 年 1 月 8 日

会議事項／○議会報第 77 号発行について

④開催日 令和 7 年 2 月 25 日、3 月 26 日、4 月 2 日、4 月 9 日、4 月 16 日

会議事項／○議会報第 78 号発行について

(カ) 議員定数・報酬等調査研究特別委員会

□委員会開催状況

①開催日 令和6年6月20日

会議事項／○町民懇談会に向けた、定数・報酬の議会としての統一見解、
町民懇談会のスケジュールについて

②開催日 令和6年7月2日

会議事項／○町民懇談会に向けた、定数・報酬の議会としての統一見解、
町民懇談会のスケジュールについて

③開催日 令和6年8月9日

会議事項／○講演会・住民懇談会に向けて

④開催日 令和6年10月23日

会議事項／○住民懇談会で出た意見要望を受けた今後の進め方について

⑤開催日 令和6年10月24日

会議事項／○要望書素案作り

⑥開催日 令和6年10月25日

会議事項／○要望書素案作り

⑦開催日 令和6年10月29日

会議事項／○要望書の提出について

⑧開催日 令和6年11月27日

会議事項／○住民懇談会の意見への回答について

⑨開催日 令和6年12月11日

会議事項／○住民懇談会の意見への回答について

(4) 全員協議会の状況

①開催日 令和6年4月23日【令和6年第6回】

会議事項／【行政案件】

○飯綱町立飯綱病院経営強化プランについて

○第4期飯綱町障がい者計画について

○し尿投入施設工事について

会議事項／【議会案件】

○町民講座について

②開催日 令和6年5月27日【令和6年第7回】

会議事項／【行政案件】

○し尿投入施設工事について

③開催日 令和6年6月18日【令和6年第8回】

会議事項／【行政案件】

○令和6年度 集落支援プログラム事業一覧

- 輝く農山村地域創造推進プロジェクト事業について
- し尿投入施設工事について
- 会議事項／【議会案件】
- 3月定例会の反省・提案について

④開催日 令和6年7月17日【令和6年第9回】

- 会議事項／【行政案件】

- 政務活動費について

- 会議事項／【議会案件】

- 町民講座について

⑤開催日 令和6年9月19日【令和6年第10回】

- 会議事項／【行政案件】

- 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況について

- 飯綱町人口増進計画令和6年9月改定について

- 令和5年度 集落支援プログラム実施結果等について

- 会議事項／【議会案件】

- 令和7年度予算・政策要望について

- 町民講座について

⑥開催日 令和6年11月5日【令和6年第11回】

- 会議事項／【行政案件】

- 子育て世代支援施設 施設使用料と一時預かり事業について

- 会議事項／【議会案件】

- 政策サポーター会議について

- 視察研修について

⑦開催日 令和6年11月22日【令和6年第12回】

- 会議事項／【行政案件】

- 水道料金等の改定について

- 下水道使用料等の改定について

⑧開催日 令和6年12月13日【令和6年第13回】

- 会議事項／【行政案件】

- 令和5年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

- 会議事項／【議会案件】

- 20周年記念講演について

- 最終日の議会提出案件について

- 政策サポーター会議のテーマについて

- 視察先について

⑨開催日 令和7年1月24日【令和7年第1回】

会議事項／【行政案件】

○飯綱町特定地域づくり事業協同組合（仮称）について

会議事項／【議会案件】

○飯綱町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○飯綱町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について

○視察研修について

⑩開催日 令和6年3月17日【令和7年第2回】

会議事項／【行政案件】

○広域連合 次期一般廃棄物最終処分場建設最終候補地決定までのスケジュール等について

○飯綱町水道事業経営戦略の改定について

会議事項／【議会案件】

○令和7年度事業計画について

○サポーター会議について

第2 町長と切磋琢磨する議会

(1) 一般質問の状況

一般質問とは、議員が町の行政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、その所信の表明を求めるものです。その応答は、執行機関の公式な見解として記録されます。また、議員が住民の代表として町の課題を適切に把握し一般質問を行うことで、監査機能（行政運営が適切に行われているかを問う機能）や政策提案機能（新事業の提案や既存事業の改善・廃止を提案する機能）を果たすことにつながります。

飯綱町議会では、一般質問を通じて町長との活発な議論ができるよう、一問一答方式、対面式、質問回数は無制限、一議員あたりの制限時間は60分とし、町長には反問権を認めることで、議論の双方向性を強化しています。

令和6年度においては、一般質問の述べ人数は25人、52項目の質問がありました。

(ア) 令和6年度定例会別一般質問の状況

(A) 令和6年6月定例会 【質問者7人・質問件数14件】

1番 三ツ井忠義

1. 飯綱町の道路について

- (1) 牟礼駅入口交差点の信号機から普光寺の塩ノ入交差点の信号機までの白線が消えているので、左右真ん中の各線を引いてもらいたい。また、塩ノ入交差点に押しボタンを設置してもらいたい。
- (2) 深沢の信号機から倉井新道交差点までの白線が消えている。左右真ん中の各線を引いてもらいたい。また、交差点に押しボタンを設置してもらいたい。
- (3) 牟礼駅から福井団地までの白線も消えているので引いてもらいたい。
- (4) 上赤塩交差点の信号機から豊野町大倉への道路の白線が消えているので引いてもらいたい。また、上赤塩交差点に押しボタンを設置してもらいたい。
- (5) 牟礼本町ガード下から飯綱病院の所まで白線が消えているので引いてもらいたい。
- (6) 東原大久保線はアスファルト舗装がされているが、上赤塩風坂線については、東原大久保線との交差点を境に風坂側の区間の舗装がされていないのでアスファルト舗装をしてほしい。

2番 石川信雄

1. 地域運営組織（RMO）について

- (1) 令和5年12月定例会で、コミュニティに触れた質問をした。集落の単位についても前々から住民協議会のような組織の設置を提案しているが、その後の進捗状況は。
- (2) 先日の報道で、飯綱町が消滅可能性自治体として発表されたが、町長の見解は。それに対する重要施策を何に置いているか。
- (3) 民間や大学、いわゆる産官学連携の現状は。価値共創といった社会資本の新機軸を

どう捉えているか。

2. 出生数とクラス編成について

- (1) 少子化で令和5年の出生数は43人だったとのことだが、将来を見据えた学校運営（経営）のあり方は、今後の出生数の推計は。
- (2) 教育を掲げたまちづくりをどう考えているか。

3番 渡邊千賀雄

1. 現在の健康保険証の存続を

国民皆保険制度が崩れる現行の保険証廃止を延期する考え方、見解は

2. 町民会館の図書室の充実について

町民会館の図書室の改修に合わせた施設、資料及び電子情報、インターネット提供などの図書館サービスの充実、また司書等職員配置の拡充は。

3. 日本一のリンゴの町へ向けた生産拡充の推進について

(1) リンゴを奨励作物に指定し、生産の維持向上を図る考え方。

(2) ふるさと納税の寄附金をリンゴ生産支援に充当する考え方。

4. 水道事業の広域化について

持続可能な水道事業経営の体制づくりのため、長野市では水道事業の広域化の検討が進められているが、当町での検討状況は。メリット、デメリットを明らかにし多方面からの検討を。

5. 飯綱町が消滅可能性自治体である報道がされたことについて

4月24日に民間の有識者グループの人口戦略会議が消滅の可能性がある自治体として公表したリストに県内26市町村が該当し、飯綱町が含まれている報道があつたが見解、対応は。

4番 中井寿一

1. 過疎対策事業債の使途について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、飯綱町過疎地域持続的発展計画、飯綱町人口ビジョン（令和3年）を基に、飯綱町の将来について、また、町長の過疎対策を進める姿勢を伺う。

(1) 過疎対策事業債の意義をどう捉えているか。何を目的としていると思っているか。

飯綱町にとっての過疎対策事業債の位置づけは。

(2) 飯綱町にとって、過疎脱却を目指すために重要な対策は。

(3) ここ数年の社会増減を見ると令和3年の4人増を除くと大幅な社会減が続いている。令和5年度は、44人減であったが対策は。

5番 風間行男

1. 減反政策について

(1) 持続可能な農業経営のための町独自支援策の考えは。

- (2) 栽培した米を使ってオリジナルクラフトビールを作り、販売するという取り組みについて考えは。
2. 耕作放棄地の対策について
- (1) 農家の高齢化等により耕作放棄地の拡大が懸念されるが、農家と住民が一体となり耕作放棄地を分担して耕し、農地を再生させる仕組みについて考えは。
- (2) 生産者と消費者の分け隔てなく、共に作り共に地産地消を推し進める仕組み作りについて考えは。

6番 樋口 功

1. 飯綱町水道整備事業について

令和6年4月1日に飯綱町水道事業が発足し、令和6年度から令和20年度にかけての整備事業が始まった。

- (1) 同整備事業の主な内容は。
- (2) 三水地区の土橋水源系拡大整備事業の内容は。
- (3) 牟礼地区を中心とした水道施設及び管路の老朽化施策・耐震化事業の内容は。
- (4) 整備事業を含め、今後の水道事業経営の課題と対策は。

7番 伊藤まゆみ

1. カスタマーハラスメントへの対応は

顧客が企業などに対して、理不尽なクレーム、言動をすることとされているカスタマーハラスメントが増加しており、行政に対して行われることも増えている。

- (1) 当町における現状を把握しているか。
- (2) 対応に対するマニュアル等はあるか。
- (3) 職員が精神的に追い詰められることのないようどのようなフォローをしているか。
- (4) 条例を制定することでカスタマーハラスメントの件数が半減した自治体もあると聞く、検討はされているか。

2. 子ども達の医療費の完全窓口無料化を

2024年度から長野県の子どもの医療費無料の対象年齢が拡大された。県内では窓口での500円の負担を減免している自治体が増えている。子育て世帯の経済状況は厳しさを増しており、当町でも優先して取り組むべき施策であると考えるが見解は。

(B) 令和6年9月定例会 【質問者6人・質問件数11件】

1番 中井寿一

1. 町税に占める農業関係の税収増について

令和6年6月定例会において、町税に占める農業関係の税収が2%であり、この2%の税収をなんとか増やしたいという町長の答弁があった。具体的にどうしていくのか問う。

- (1) 地域計画をどう推し進めるのか。
- (2) 新たな担い手が増えるよう認定農業者制度をどう推し進めるのか。

2番 渡邊千賀雄

1. 町民の命とくらしを守ることについて

- (1) 熱中症警戒アラートが発令される中での気温上昇に伴う熱中症対策は。
また、現行の「飯綱町高齢者世帯エアコン設置事業補助金交付 要綱」にある町民税非課税世帯を補助対象とする要件をなくし、また対象年齢を75歳以上から65歳以上に引き下げるはどうか。
- (2) 難聴者の生きがいづくりや社会参加の促進を支援する「飯綱町難聴者補聴器購入助成事業実施要綱」を見直し、町民税が非課税である者を補助対象とする要件をなくし、広報・周知することはどうか。

2. 持続可能な地域商工業の振興と地域経済の活性化策について

- (1) 最近商店街といわれてきた地域の商店がなくなり、住民生活の買い物、交流・飲食にも不便さを感じるようになってきている。打開策をどう考えるか。
- (2) 今後、消費者ニーズを的確に捉え各産業と連携した商工業振興を推進するほか、指導者及び後継者の育成や事業承継、新たな起業への支援の拡充など、まちの賑わいを創出する事業を展開していく必要があるとしているが具体策は何か。

3. 町民の生活に憩いの場と土地利用と景観をよくすることは

- (1) 旧三水村役場跡地を「記念公園・交流の場」として整備を進めることはどうか。
- (2) 他の地域においても公園化計画を進めることはどうか。

3番 原田幸長

1. 役場窓口へ軟骨伝導イヤホンの導入について

今日、社会の高齢化に比例して難聴の方も年々増加している。
難聴になると人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後、社会的に孤立する可能性も懸念されている。日本では、1,400万人の難聴者の内、200万人しか補聴器を使っていないという報告がある。

- (1) 役場窓口対応で高齢者や難聴者との意思疎通で苦慮した事例はあるか。また、工夫をしている事例があるか。
- (2) 「軟骨伝導」を応用したイヤホンを相談窓口に設置する自治体や金融機関、病院などは3月現在で、125団体に上る。役場窓口への導入を検討すべきと考えるが見解は

2. HPVワクチンの積極的勧奨について

令和4年度にHPVワクチンの積極的勧奨が再開され、キャッチアップ接種が開始された。
キャッチアップ接種は、令和6年度末まで、3年間の時限措置となっており、期間内に3回接種を完了するためには、令和6年9月までに1回目の接種を開始する必要がある。

- (1) キャッチアップ接種期限を迎える平成9年度から平成19年度生まれの女性の町

内外での1回目の接種状況は。

- (2) 子宮頸がんを撲滅し、出生率を高めていくことが大事と考えるが町の取り組み状況は。

3. 帯状疱疹ワクチン接種への助成について

令和5年9月定例会で質問したが、その後前向きな進展があったか問う。

帯状疱疹ワクチン接種の助成について、「国の定期接種変更の動向を注視していく。全国的にも支援をしていく流れがある点、また、今後の予防接種のあり方を相談・検討する。」という町長の答弁があった。ワクチン接種助成について変更はあるか。

4番 風間行男

1. みどりの食料システム戦略について
農機具購入補助の拡充を。

5番 瀧野良枝

1. 安全・安心で「生きる力」を育む教育環境づくりへの取組状況は

第2次飯綱町総合計画（後期基本計画）の学び分野の「飯綱町ならではの教育環境の構築」「誰もが安心して教育を受けられる環境の整備」の目標達成に向け、各施策の取組状況を問う。

- (1) 小中学校でのいじめ対応は。

- ① いじめ発生を未然に防止するための取組は。
- ② ネット上のいじめ等の早期発見の取組は。
- ③ 早期解決に向け、チーム力を発揮し、実効性のある取組を。

- (2) 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」に向けて町の取組は。

- ① 多様な学びの場の確保を。
- ② 不登校を未然に防ぐ「チーム学校」としての取組は。
- ③ 学校を「安心して学べる」場所にする取組を。

- (3) 特別な支援を必要とする子どもへ長期スパンでの支援を。

- ① 保小中連携の取組状況は。
- ② 子どもの将来を見据えた進学、就労等の情報提供、関係者との連携の取組状況は。

6番 伊藤まゆみ

1. 介護の担い手養成へ

この間、介護予防に力を入れ効果もでている。地域で支えあうシステムづくりもできつつあるが、担い手不足は否めない。大きな課題であるが、すぐにどうにかできるものではないため、気長に積極的に取り組むことが重要と考える。

- (1) 子ども達と触れ合うことを楽しみにしているマスターズ世代の方々も多い。触れ合う機会をもっと積極的にとることはできないか。

- (2) 児童、生徒とともに学びあう機会を作ることはできるか。

- (3) 以前は、子ども達と老人会との交流が多かったが、加入団体も加入者も減少している。今後をどう考えているか。
2. 戦時中の学校日誌は保管されているか
戦時中の学校に実情を知る手立てとして、学校日誌の存在が注目されているが、存在を把握しているか。また、平和への資料として生かすことは考えられるか。

(C) 令和6年12月定例会 【質問者6人・質問件数13件】

1番 橋口功

1. 農業の「地域計画」作成の進捗状況は

農業の「地域計画」は、地域の農業者や関係機関と協議の上、令和7年3月末までに策定する必要があるが、その進捗状況は。

2. 令和5年度決算審査意見報告に対する町の対応は

8月29日に監査委員から示された「令和5年度決算審査意見報告」に対して、町は今後の予算編成等についてどのように対応することとしているか。

2番 中井寿一

1. 公共交通について

先般、長電バスより、来年牟礼線を廃止するとの発表があった。その対応策を問う。

- (1) 牟礼線廃止に対する町の姿勢は。
(2) どのような対策を検討するのか。

2. 未来ある農業について

地域計画の説明会にいくつか出席した。一部の説明会では、町は何をやってくれるのかといった質問が出た。本来は、当事者として、自分たちは今後どうするべきかを考えなければいけないと思うが、このギャップを埋めるために、町はどう働きかけるのか。

3番 中島和子

1. 移住・定住の促進について

人口減少は全国規模の課題となっている。町も減少傾向ではあるが、総合計画の基本理念である「豊かな自然と暮らしの飯綱町」に魅力を感じて、転入される方が増えてきたように感じる。移住・定住と多様な交流による地域活性化について伺う。

- (1) 転入・転出の現況と見解は。
(2) 移住された方が、何を決め手に飯綱町を選んだのかなどアンケート調査は。
(3) 住民との交流や支援などのサポートで、移住者を迎える取組は。
(4) クラインガルテン（滞在型市民農園）のような用途で、町に点在する空き家・空き農地を有効活用し、試住・定住を進めるなどの新たな施策等を。
(5) 移住しやすい環境整備として、四季を通じた雇用が可能な「特定地域づくり事業協

同組合」の設立は移住者にとって有効である。制度導入の進捗状況は。

(6) 人口維持、人口増へ将来に期待することは。

2. 伝統文化の保存・継承について

歴史・文化は町の発展と持続の軌跡であり、来歴や記録は後世に残すべきものと思う。地域の博物館である、「いいづな歴史ふれあい館」は、その主要拠点として町民に親しまれている。町の伝統文化の保存・継承について伺う。

(1) 町制 20 周年に向けて、開館から 25 年が経過した「いいづな歴史ふれあい館」のリニューアルが進められている。

① 計画に至った背景と発足した協議会での協議した博物館機能の強化の内容は。

② 社会情勢の変化の中、歴史ふれあい館の役割と改善点は。

③ リニューアル後の新たな活用方法など、将来像は。

(2) 飯綱町には 33 の町指定文化財が点在している。文化財調査委員による、町指定文化財の研究・協議について、その文化財指定には、莫大な資料と調査が必要だと思われるが、指定基準はあるのか。また、知見者の確保には早期の対応が必要だが現状は。

4番 渡邊千賀雄

1. 来年度予算編成にあたり基本方針と重点施策は

(1) 町制 20 周年にあたり、今任期最後の予算編成であるが、基本方針と重点施策を伺う。

(2) 全町が過疎対策地域となっているが対応策と今後の方針は。

(3) 基幹産業の「儲かる農業」の今後について、どう考え支援していくか。

2. 再生可能エネルギーの推進は

(1) 太陽光・小水力発電等の再生可能エネルギーの導入を推進中だが、今後の計画は。

(2) 適地に小水力発電施設を設置し、発電事業に取り組むことはどうか。

(3) 再生可能エネルギーによる売電益を水道事業・下水道事業に充当することはどうか。

町内各地の案内板・看板等の改修、新設は

(1) 町制 20 周年を迎えるにあたり、町内外の案内板、看板等を点検し、改修、新設することは町全体の活気を出すためにも必要と考えるが予定は。

(2) 旧三水村役場跡地付近の案内板・看板、各地の教育委員会の史跡案内板、村おこし事業実行委員会（三水地域）史跡案内板、史跡・観光地の看板等の改修は。

(3) 「日本一のリンゴの町」等の町を PR するための看板の新設は。

5番 石川信雄

1. 地方創生 2.0 について

第 2 次石破内閣では地方創生に力を入れ、東京一極集中の是正をしていくとの方針を打ち出し、予算を大幅に増額することだが、それに応じて予算獲得に向けた計画づくり（第二期）をしているか

2. ウェルビーイングについて

令和7年度予算・政策要望書にも織り込まれているが、来年度の事業に反映されているか。

3. 特定地域づくり事業協同組合は

地域計画の話し合いの中でも、なり手不足や人材不足の話が取り上げられるが、人材派遣も可能な特定地域づくり事業協同組合についての進捗状況は。

6番 伊藤まゆみ

1. 国民健康保険、後期高齢者医療の従来の保険証が廃止されるにあたっての課題の解消は既存の保険証は、最長で来年7月31日まで利用できる。マイナンバーカードに保険証を登録していない者には、担当から資格確認書が発行されるが、登録した者には発行されない。不安を感じている町民も多い。

- (1) どのように法改正による変更点を分かりやすく周知していくか。
- (2) マイナンバーカードの保険証の登録を解除できるようになった。併せて周知すべきと考えるが対応は。
- (3) 短期被保険者証の発行も廃止されることで、滞納者への従来通りの対応が難しくなる。どのように対応するか。

(D) 令和7年3月定例会 【質問者6人・質問件数14件】

1番 中井寿一

1. フリースクール関連の補助について

- (1) フリースクールへの補助金は。
- (2) フリースクールに通う家庭への補助金は

2. 信濃毎日新聞の報道について

ジェンダー平等の視点から地域社会の在り方を考えるとして、1月3日から掲載された記事により、飯綱町の印象がかなり悪くなった。記者の主張のために、事実とは異なる個人の主観が強調されており、主觀すらも矛盾が見え、強引に記者の主張を盛り込んだ点も見受けられる。町の施策やその意図を分かりやすく正確に伝えていくための方策は。

3. 新聞折込の代替手段について

新聞を購読する世帯が減ってきた。その為、議員の発行するチラシが、すべての家庭に行き渡らなくなってきた。議員の発行するチラシ等や非営利のものに限り、町広報誌等と併せて配布することはどうか。有料でも構わない。

4. 単身者の移住支援について

移住支援は2人以上の世帯のみである。単身者の移住に対する支援は

5. 政務活動費について

条例改正の予定は

2番 渡邊千賀雄

1. 令和7年度予算について

(1) 町制20周年にあたる今任期最後の令和7年度の予算を編成された。

峯村町政の集大成ともいえる予算だと思うが、予算の編成方針と重点施策は。

(2) 党議団として予算と施策に対しての要望書を提出してきたが、次の3点がどう反映され実施されるのか。

① 現在の物価高から町民の生活を守る施策。

② 生産資材高騰から農業を守る支援策。

③ 経費高騰から営業・商工業を守る支援策。

(3) 課長の考えを尊重した予算にする町長の答弁があったが、各課長の方針と重点施策は何か。また、この間、質問・提案してきたことは実現されるか。

3番 原田幸長

1. 带状疱疹ワクチン接種への助成について

50歳から80歳までの3人に1人が帯状疱疹を発症するといわれているが、最近では、主に20歳から40歳代の若年層にも広がっていると報道されている。昨年の12月18日に厚生労働省の予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会が開催され、制度内容について次の内容が確認された。

1. 带状疱疹ワクチンの定期接種化の開始は、令和7年4月1日 から。

2. 接種対象年齢は、65歳の人及び60歳から64歳でHIVによる免疫機能の障害がある人。

3. 65歳を超える人については高齢者肝炎球菌ワクチンと同様に5年間の経過措置として、5歳年齢ごと(70、75、80、85、90、95、100歳)を対象者に位置付ける。

4. 100歳以上の人には、令和7年度に限り全員対象者となる。費用助成については国が市区町村の総接種費の3割程度を地方交付税により支援する。

(1) 任意ワクチン接種助成に対する町長の見解は。

(2) 定期接種のスケジュールは。

2. GIGAスクール端末の更新について

今年度から全国で950万台のGIGA端末の更新がスタートし、同時に大量の端末処分が発生する。使用済みパソコンには都市鉱山として多くの資源が含有されている。

一方で買取・下取り等の名目で回収されたパソコンの4割近くが海外へ輸出され、途上国で環境汚染を引き起こし国際問題化している。

また、文部科学省・経済産業省・環境省は、端末の処分を、国内循環が担保された小型家電リサイクル法等で進める方針を決定した。

(1) 適正な端末処分・データ消去を進めるためには、予算化も含めた検討が必要だが、自治体の検討状況には遅れもあるとしている。この事に対する町長の見解は。

(2) GIGAスクール端末が更新の時期を迎えており、町の更新スケジュールは。

(3) 新たに調達する端末及び廃棄する端末の各台数の見込みは。

(4) 新たな端末は、どのような視点に基づき調達する見込みか。

- (5) 児童生徒が使用してきた端末には、個人情報が保存されている可能性があることから、端末を処分する際には、個人情報を含め全ての情報を消去する必要があると考えるが、見解とその手法は。
- (6) 端末を廃棄する場合、SDGs の観点から資源として再利用することが望ましい。そのためには、町の環境部門と教育部門、実際に処分を担当する事業者の間で、密な連携を図る必要がある。その対応策は。
- (7) 地方自治体の財政の厳しさが増す中、今後国が求める基準の端末等整備に多額の費用がかかると思われるが、GIGA スクールに関連する整備事業に必要な経費の確保についての考えは。

4番 瀧野良枝

1. 子どもの貧困解消に向けた町の取組は

子どもの貧困解消法が改正されたが、町の取組状況を問う。

- (1) 子どもの貧困の実態把握は。
- (2) ひとり親家庭への支援策は。
- ① 生活支援や相談支援。
 - ② 就業、自立に向けた支援。
 - ③ 養育費確保や面会交流の支援。
- (3) 子どもの権利の視点での貧困対策は。
- ① 学習支援の取組は。
 - ② 居場所提供の取組は。

2. 「部活動の地域移行」に向け早期対策を

部活動の地域移行（運動部・文化部／休日・平日）について、町の現状は。

- (1) 部活動検討委員会の開催状況と協議内容は。
- ① 推進計画書の策定とスケジュールの進捗状況は。
 - ② 関係者へのアンケートやヒアリング等による現状分析とニーズ把握の結果は。
- (2) 具体的な課題への対策は。
- ① 指導者、協力者等の地域人材の確保状況は。
 - ② 保護者の費用負担への考え方と財政支援の予定は。
 - ③ 近隣自治体との連携協議の状況は。
 - ④ 生徒の活動場所への移動支援の考えは。
- (3) 子どもが多様なスポーツ・文化活動に親しむ機会の創出は。
- ① 現在実施している教室等の更なる展開は。
 - ② 町内企業や各種団体への協力依頼は。
- (4) 完全移行に向けた最終スケジュールと達成目標は。
- ① コーディネーターの役割は。
 - ② 生徒、保護者への理解促進に向けた情報発信は。

5番 大川憲明

1. 長野広域連合で作られる最終処分場の決定方法について
 - (1) 現在の状況は。
 - (2) 東黒川では、昨年地蔵久保での最終処分場設置に約 230 名の反対署名を町部局に提出しているが、署名に対する回答は。
 - (3) 飯綱町議会が設置反対署名を行った場合は、広域連合の方針が変わる可能性はあるか。
 - (4) 須坂市の仁礼地区では、広域連合の関係者が設置反対者に設置を理解してもらうよう約 2 年間安全性の説明を行ったと聞いているが、飯綱町が選ばれる場合でも同じことがされるか見解は。
2. 令和 7 年度予算について
ゲートボール場の修繕費についてはどのようになるか。

6番 伊藤まゆみ

1. i バスの利便性の向上を
この間、利用者アンケート等により見直しを行い、利便性の向上に努めてきていることを評価する。これまで強い要望のあった飯綱病院診療日の土曜日の運航についてどのような議論がなされたか。また、今後の対応への見解は。
2. 町独自の奨学資金制度の充実を
社会情勢が改善しない状況の下、学びたい子ども達の支援策として、町独自の奨学資金制度が実施されている。この間、内容の充実も行われているが、家計を直撃する物価高、実質給与の伸び悩みなどの社会情勢に鑑み、制度もより充実することに対する見解は。

(イ) 年度別一般質問の状況

年度別一般質問の状況

年度	6月定例会		9月定例会		12月定例会		3月定例会		合計	
	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	延人数	延件数
令和6年	7	14	6	11	6	13	6	14	25	52
令和5年	4	6	6	12	5	10	6	10	20	38
令和4年	5	6	8	15	5	9	7	10	25	40
令和3年	9	21	8	17	4	8	8	17	29	63
令和2年	4	8	9	16	5	13	10	22	28	59
令和元年	8	22	8	18	7	20	5	12	28	72
平成30年度	10	24	8	19	10	21	8	21	36	85
29年度	8	19	10	22	8	23	10	26	36	90
28年度	7	20	8	22	7	20	11	33	33	95
27年度	10	31	9	30	8	28	10	34	37	123
26年度	7	20	13	43	10	31	13	45	43	139
25年度	9	29	8	23	8	24	12	49	37	125
24年度	7	21	9	27	8	22	13	42	37	112

(平成28年3月定例会～平成29年9月定例会まで欠員2)

ウ) 議員別・定例会別一般質問の状況

質問者	令和3年	令和4年				令和5年			質問回数
	12月定例	3月定例	6月定例	9月定例	12月定例	3月定例	6月定例	9月定例	
三ツ井忠義									0
中井寿一	○	○	○	○	○	○	○	○	8
小林文廣									0
瀧野良枝		○	○	○	○	○		○	6
青山 弘				○				○	2
中島和子	○		○		○		○	○	5
樋口 功	○			○		○			3
風間行男		○		○		○		○	4
目須田修		○							1
石川信雄		○	○	○			○		5
清水 満		○				○			2
大川憲明									0
伊藤まゆみ	○	○	○	○	○	○	○		7
原田幸長		○		○		○		○	4
渡邊千賀雄(議長)									0
合 計	4	8	5	8	5	7	4	6	47

質問者	令和5年	令和6年				令和7年			質問回数
	12月定例	3月定例	6月定例	9月定例	12月定例	3月定例	6月定例	9月定例	
三ツ井忠義			○						1
中井寿一	○	○	○	○	○	○			6
小林文廣									0
瀧野良枝		○		○		○			3
渡邊千賀雄	○	○	○	○	○	○			6
中島和子		○			○				2
樋口 功	○		○		○				3
風間行男			○	○					2
目須田修									0
石川信雄		○			○				3
清水 満									0
大川憲明			○			○			2
伊藤まゆみ	○	○	○	○	○	○			6
原田幸長				○		○			2
青山 弘(議長)									0
合 計	5	6	7	6	6	6	0	0	36

第3 住民の声を行政に反映する議会

(1) 政策サポーター制度

(ア) 政策サポーター制度の創設

議員定数が合併前36人から現在は15人まで削減されており、議会力の低下が懸念されていました。その様な中で、住民自治及び地域福祉の向上を目指し、住民と議員が一緒にになって地域課題について調査研究する政策サポーター制度を創設しました。

(イ) サポーター事業と成果

① 第1次政策サポーター事業

平成22年4月に発足、12人の町民が参加しました（公募2人、要請10人）（男性10

人、女性2人）。研究テーマを「行財政改革研究会」、「都市との交流・人口増加研究会」に定め、2つの研究会に分かれて会議を各6回開催しました。平成22年11月、町長へ次の政策提言書を提出しました。

○飯綱町における行財政改革推進のための政策提言

○都市との交流事業を多様に発展させ、町人口の増加をめざす政策提言

②第2次政策サポーター事業

平成25年6月に発足、15人の町民が参加しました（公募3人、要請12人）（男性8人、女性7人）。研究テーマを「集落機能の強化と行政との協働」、「新たな人口増対策」に定め、2つの研究会に分かれて会議を集落機能は6回、人口増対策は8回開催しました。

「新たな人口増対策」研究会において、平成26年度予算に反映させるため、「子育て支援の町・飯綱町」政策提言書を平成25年11月、町長へ提出しました。その中で重点施策として「延長保育料金の完全無料化の平成26年度実施」を提言しました。結果として町は平成26年度より延長保育料金の基本無料化（一部有料）を実施しました。

「集落機能の強化と行政との協働」研究会では、「集落機能の強化と町行政との協働の推進のための政策提言書」を平成26年6月、町長へ提出しました。その後、議員提案により、「集落振興支援基本条例」を平成26年9月定例会で制定しました。「集落振興支援基本条例」は、町長が「集落支援プログラム」の計画、実施結果等を毎年、議会に報告すると定めています。

③第3次政策サポーター事業

平成27年6月に発足、16人の町民が参加しました（要請16人）（男性7人、女性9人）。研究テーマを「協働のまちづくり」「住民福祉の向上」に定め、2つの研究会に分かれて会議をそれぞれ7回開催し、政策提言書を平成27年12月16日、町長に提出しました。

○飯綱町におけるマスターズ世代の新しい暮らし方の提起

○都市・農村の共生へー新しい産業を生み出し、若者定住の促進

④第4次政策サポーター事業

平成30年11月に発足、15人の町民が参加（要請15人）（男性10人、女性5人）。研究テーマを「日本一住みたいまちづくり」「魅力ある農業再生」に定め、2つの研究会に分かれて会議をそれぞれ9回開催し、令和元年11月1日に政策提言書を町長に提出しました。

○「日本一住みたいまちづくり、20年後の為に今なすべきこと」への提起

○「魅力ある農業再生を目指して」への提起

⑤第5次政策サポーター事業

令和2年11月に13人の町民に委嘱（公募1人、要請12人）（男性8人、女性5人）。研究テーマを「子どもたちの未来は飯綱町の未来」「飯綱町の輝く人口増対策について」に定め、2つの研究会に分かれて会議を子どもたちの未来は3回、人口増対策は2回開催しました。また、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により対面での会議が難しかったこともあり、アンケート方式なども併用し、令和3年10月に町長へ次の政策提言書を提出しました。

○子どもたちの未来は飯綱町の未来への提言

○飯綱町の輝く人口増対策への提言



新しい議場での第5次政策サポーター会議

（2）議会広報モニター制度

平成20年から、多様な住民の意見等を議会報編集に生かすとともに、議会、町政への町民の多様な意見、批判、提案等を受け、議会活動に反映させることを目的に、議会広報モニター制度を創設しています。

令和2年8月には、第7期議会広報モニター44人を委嘱しました（任期は2年間）。また、アンケートの配布及び回収は、議会報の発行毎に、各議員が行っています。

アンケートは、議会報に対しての「表紙・見出しについて」「写真の扱い方について」「紙面構成（割り付け）について」「議会だよりを通じて欲しい情報について」。また議会、行政に対しての「議会、町に対する要望、意見等について」、及び「その他」を質問項目としています。議会報に対する意見は編集に生かすことはもちろんのこと、議会に対する要望、意見の回答は議会報等でお知らせしています。

なお、町に対する要望、意見等については、すべて町側と共有しています。

議会だより第76号 モニターアンケート結果
(第74号から第77号のアンケート結果の内、第76号のみを掲載)

■今号の内容や編集について（表紙・見出し・写真・紙面構成など）

- ・迫力ある獅子舞の写真は良いと思います。もう少し引いて、神楽・浜床見られればさらに迫力が増すと思いました。
- ・ふるさと応援寄附金の額が12億5900万という高額の為おどろいています。飯綱町の宣伝が功を奏したのでしょうか。

- ・9月定例会報告の、上下水道事業の特集記事は良いと思いますが、もう少し読みやすい構成にすると良いと思います。

特に現状の上下水道料金では、今後設備更新も含めて維持が厳しいことなので、今後の議会で水道事業の収支改善策や、災害対応、料金見直し等も議論していただければと思います。

- ・決算審査（令和5年度決算）の内容ですが、議会がチェックすることが重要な機能だと思いますので、より詳しく掲載をお願い致します。

- ・一般質問の地域計画の策定の部分ですが、そもそも、町民に現在作成している地域計画とは何かを特集してはいかがでしょうか。町民もまだ理解が進んでいないですし、周知も必要かと思います。

- ・季節感のある表紙であり、見出し等もインパクトが強く良好であった。

- ・各議員の方もそれぞれのお立場や専門的部門から意見を出して討論をされており、町政運営に関して、町民の意見や考え方へ沿った活動をされていることが伺えた。

議案に対する議員の方々の賛否結果を見るにあたり、反対をされている方が片寄っている感がある（前回の飯綱町議会だと比べても同等の反対をされている。）反対意見についても何で反対をしているのか明らかにされれば良いと思う。

特に町民の生活に直接に影響を及ぼす案件の場合は尚更であると思う。

・「表紙」

獅子舞の写真、少しほけているように見えますが飯綱の季節が感じられて良いと思います。

・「定例会」

トップの水道会計の部分、わかりやすく説明を加えていただいているように感じましたが、それでも少しわかりにくかった。トップで注目の記事だと思うので、もう少し紙面スペースを使って説明があったら良かったと思います。

・「学ぶ議会」

今後の議会だよりの改善を楽しみにしています。

・「一般質問」

いじめの認知状況で三水小では急激に認知数が増えていること、解消率が十分ではないこと、不登校数が平均より高いことに不安を感じました。今後も一般質問等を通じて状況を掘り下げて、積極的な対応が取られてよろしくお願いします。

・「モニターアンケートにお答えします」

モニターしている側として、回答をいただけるのはとても良いと思います。今後も続けてほしいです。

・「町民が住みやすく暮らしやすい町へ」

要望書により、どのようなアクションがとられ、実現していく様子を引き続きお知らせいただきたいです。

<ul style="list-style-type: none"> ・【表紙】 <p>今回の獅子舞は“伝統行事”シリーズにしていく予定なのでしょうか。それとも単発なのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【新しい町づくりへの私の提案】 <p>年齢にこだわらず、たくさんの人のご提案掲載望む。いい企画と思っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙の写真は迫力があり良いと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 <p>インパクトがあってすごく良いが、ちょっとピンボケしているのが残念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・編集 <p>「決算審査」「請願陳情」のページは読みにくいので、一段ごとにまとめるなど工夫をしてほしい</p> <p>「モニターアンケート」のページは四角く囲われていて、堅いイメージがあるので、女性誌のような柔らかいイメージで編集されてみるのはいかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とてもためになる内容ばかりですが、色味が緑とグレーのみ。ほとんど全てのページで、図や写真までもが緑やグレー、白黒写真になっているので、背表紙くらい彩りがあったほうが情報が入っていきやすいなあと思いました。
<ul style="list-style-type: none"> ・6ページ 高校無償化の復活を <p>現行の就学支援金の所得制限を撤廃しても年収910万円以上の世帯の子供たちが無償になるだけで「学びたくてもお金がなくあきらめざるを得ない学生」を救うことにはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8ページ 学ぶ議会 <p>町村議会広報研修会に参加されて、寄居町議会のプレゼンを視聴されたことは大変有意義であったと想像されます。次ページの「地域計画の策定・地域資源の活用を」の表は、さっそく研修の成果を具現されたものと想像しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9ページ 地域計画の策定・地域資源の活用を <p>前述「8ページ 学ぶ議会」で…と想像してみましたが、この表が何を表している表なのか説明がありません。後述のページと比べてみて「表の6名の議員は今回一般質問した議員さんなんだな」と想像しました。表のタイトルを明確にしたほうがよかったです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18ページ 予算・政策要望書 <p>この要望書が提出された後、これを基にどのような流れで事が進んでいくのでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20ページ 生の声 <p>文中「議員だより」とありますが、「議会だより」ではないでしょうか？</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙、見出し、写真については良いと思います。紙面構成は紙面の制約があるので仕方ないとは思いますが、歳入歳出の全体がわかる円グラフ等があればいいと思いました。 <p>ふるさと応援寄附金が今後も続けば良いと思いますが、病院事業、上下水道事業は大変である事がわかりました。</p> <p>紙面にあった水道会計ですが、同規模人口市町村の「有収率」が平均より低いと言うことは老朽化が進んでいると言う解釈でよろしいのですが。</p> <p>また議案に対する賛成、反対の討論が記載されていますが、一部の議員さんの意見しか記載されていません。他の方も同じ意見であると言ふことですか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 <p>迫力もあり、いい感じで撮れているんじゃないですか。</p>

水道会計について現況具体的でわかりやすく記載されておりよかったです。ただし有収率についてちょっと説明があったらありがたいです。

・表紙について

私も獅子舞の舞手をやっていますが、やり手不足で今後の存続が不安ですが、若い人が地域にたくさん残って、地域を盛り上げていけるよう今後も若い人が残ってくれるような環境を作っていてほしいです。

・VOL.76 の内容ではないのですが、“第 75 号モニターアンケート結果”を読んで、「議会だより」の在り方については、今後模索する必要があると考えました。私は 30 代なのですが、昔から「町報」と「議会だより」の内容にそれほど差がないように思っていました。大人になり、モニターをさせていただくにあたって、改めて同じことを思いました。特別、飯綱町の議会だよりが改善が必要であるということではないのですが、「議会の情報発行と報告」の新しい形を提案できるようなモニターとの対話やインターネットやアプリケーションを利用して若い世代の興味関心を持たせる内容にすることも検討して良いのではと思いました。

・表紙

この時期各地区で行われる秋祭りの写真で、したしみのある写真で良いと思います。

高岡神社の獅子舞の写真であれば、舞台の上に上がっている神楽も一緒に撮影した方が高岡神社の例大祭らしいと思いました。

舞台の上に上るのは高岡神社ならではだと思います。

・請願陳情

賛否表の議案名についての内容ですが、賛成討論、反対討論が掲載されており議会での意見内容が分かり良いと思います。

意見されている方に偏りがありますがたまたまでしょうか。

表決結果を確認する際、掲載されている内容についてどこにあるか探すのが大変です。賛否表に「※印」を付ける等、分かりやすくしてはどうでしょう。

・賛否表

議員の皆さんのが考え方がわかりやすく継続してほしい。討論についても個人的には賛成、反対の意見がわかりとても良いと思う。

・議会だよりの U R L (Q R コード) をいいづな通信にも記載してみてはどうでしょうか？

・一般質問

とても内容ある質問をされていて、より良い町づくりを考えていると感心させられます。

この一般質問がその後どうなったか報告してほしいです。

・P 3 の議案に対する各議員の賛否結果について

1. 可決と採択の違いがよく理解できない

2. また、認定についても上記と同様

3. 表では賛成○と反対●だけ記されているが、できれば反対意見は知りたいと思った

4. 表が細かすぎて目が不自由な方にはとても読みづらいと思うので 1 ページに無理やり詰め込みます、分かりやすいページ配分でした方がよいと思う。

・表紙は個人的な意見ですが、町の子どもたちが載っていた方がしっかり見る気がします。知ってる子かなー？と思ったりして。目にとまる可能性が高いと思います。

・表紙の画像が粗いように見えます。(前号もそうでしたが) もう少し画素数の良いカメラはないのでしょうか。良い画像の魅力が半減しているように感じました。

・表紙

周辺の様子もあったほうが良いと思います。

- ・議会だよりのサイズをもっと大きめにしたほうが見やすいと思います。
- ・決算審査の P5 土木費で除雪オペレーターの資格活用は、で大雪が数日続いた時、他の課の有資格者に実際に夜間作業をしていただいた事がありました。(私は除雪オペレーターですが)
- ・表紙の獅子舞の写真は飯綱町の地域色が出ているので良いと思います。これからも季節ごとに地域色が色こく出る写真をのせてください。
- ・自分が祭典にかかわっている事もあるせいだと思いますが表紙の写真は暗闇の中に獅子の紅い頭と白の模様が映えていてかっこ良くインパクトがあって目を引きました。
町内にもいろいろな趣味趣向を持たれている方がおられると思いますので毎号趣向を変えてキヤッチャーな表紙を作るのもいいのかなと思いました。
- ・11月頭に配布される 76 号に獅子舞の表紙?と思ったのですが 10 月におこなわれる高岡神社の獅子舞と分かり納得しました。まとめて各家庭に届く配布物の中、表紙全体の黒と中央の赤の獅子頭の写真は目に留まり良いと思いました。表紙説明の写真もいいですね。
- ・決算審査で総務費のアイバスの今後は…での回答は、セミデマンド方式からフルデマンド方式での運行を予定とありましたが私のように言葉の意味も調べなければわからない人もいるかと思います。最近アイバスを初めて利用させていただき交通手段がない人にとっては本当にありがたいと思いましたがそれと同時に提示に運行するバスは誰も乗っていなくても運行されるので申し訳ない気持ちになりました。フルデマンド方式になると空で走るバスは無くなるという解釈でいいですか?
- ・議会モニター生の声を継続してほしいと思います。まだまだ勉強不足です。もっとわかりやすくなったらいいんですが。
- ・表紙の写真は、迫力があってとっても良いと思います。子どもの頃から慣れ親しんでいる秋祭り、これからもずっと継承していただきたいですね。
- ・4ページの決算審査で「10 億円を目指したい」「運行を予定している」「見直している」「考えていく」「検討していく」などの回答なのに見出しが【町のお金は適正かつ効果的に使われたか】というのは、ちょっとズレているのかなと感じました。
- ・決算審査意見書は、とてもわかりやすくまとまっていると思いました。
- ・「日本一のりんごの町」叶うといいなっと思っています。
- ・瀧野議員の「多様な学びの確保」小学校・中学校と色々な悩みをかかえやむを得ず、不登校になってしまっている。この様なこともあると思う。「町独自の学び」とても良いと思います。
- ・表紙について
獅子だけでなく周りの雰囲気があると、自分の中の獅子舞を思い出し、共感がもてたと思います。
- ・定例会の水道管の取替について、何をわれわれは知っておかなければいけないか良くわかりませんでした。
- ・請願陳情について
賛成、反対の両方の意見が書かれていてとても良かった。
- ・臨時会の靈仙寺湖浚渫工事について、始めて知りました。「なんで浚渫するの?」がありとてもわかりやすかったです。グラウンドに敷き詰めるだけでなく、何か有効利用できないのかなと自分なりに考えることが出来ました。
- ・「新しい町づくりへ私の提案」がとても好きです。是非続けて下さい。
- ・議会だよりの表紙に QR コードがあり、そこからアクセスして議会だよりをネット上で読

むことができたのは便利でした。今後も続けて欲しいです。ただ、「議会だよりをネットで読むにはこちらから」みたいな説明があるといいと思います。

・2ページ目の「補正予算、水道会計に注目！」が少し難しかったです。最初に「水道会計って何？」と思いました。そもそも、一般会計と水道会計が別のものであるという知識が無いし、町の会計に一般会計・特別会計・企業会計というものがあるということも知りません。私も不勉強ですが、知らない人も多いのではないかと思います。「水道会計は一般会計とは別会計の企業会計の1つであり、その収入源は町民から徴収した水道料金であるが」というような説明を入れてくれるだけでもずっと読みやすくなるので、もっと文面が易しくなるよう工夫をお願いしたいです。あと水道会計の昨年度の收支も表にして入れたら良かったと思います。

・4ページ目について、1つ目のQAで、「病院会計には6億5700万。」とありますが、これは「病院会計には6億5700万を一般会計から繰り出した。」くらい書いていただけだとありがとうございます。あと「少なくとも10億円を目指したい。」とは何について10億円を目指すのでしょうか。これも書いて欲しいです。

・8ページ目は工事内容や浚渫の必要性など、とても説明が分かりやすく良かったです。

・決算審査意見書内で町政が目指しているりんごの町に着実に実現されていると書いてあるがりんごの目揃い会に出て、説明を聞くと、現場と町政には、温度差があると感じました。ふるさと納税を受けている農家さんで、お手伝いをしているが「うるさくて苦情がくるからキズもさびも入れないでくれ」と言われ、そんなに特別扱いしなければいけないのか？と思いました。

・表紙ですが、黒地に獅子の赤い顔が浮き出て獅子舞の迫力があり、良いと思います。ただし少し獅子の顔がボケているのが残念です。

・紙面構成ですが、見やすかったですし、何の情報なのかひと目でわかりやすかったです。

・「議会だより」の言葉・単語が専門的すぎるのではないかでしょうか。興味のある方にはいいのかもしれないが町民全員を対象にするのなら補足など必要だと思う。継続的に読んでいればよいがそうでないと内容を把握するのが難しいのではないか。

・表紙

良いと思う

・議案、条例等の内容の説明を詳しく載せてほしい。議会用語等専門的な書き方が多いが「議会だより」は全戸配布であるのならもう少し碎いた説明文が必要ではないか

・表紙では獅子舞の背景が少し暗く思います。明るい（日中）場所で舞っている獅子舞の全体の姿がよかったです。

・賛否表では議員の方のそれぞれの考え方の違いがわかり見やすかったです。

・表紙

迫力のある獅子舞の写真、きれいだと思いました。ただ議会だよりの表紙が地域行事の写真である必要は？と感じます。前号でも書きましたが、町の広報誌と差別化した方がよいのでは？

・写真

P(5)(6)記事に対して、詳細をあらわす目的以外の写真はあまり必要ないのでは？

・水道管の取替については、古い順、漏水が多い、人口が多く古い等あると思うが、ライフラインであるので少しづつでも始めてほしいと思う。水道料金が上がってしまうのは仕がないのではないか。

・75号モニターアンケート結果(P.12 2つめ)にありました、小学校教育の現状。早急に

- 対応が必要と考えます。不登校の状況も全国平均よりも高い状況であることも知りました。
- (P.14) 不登校自体、悪いとは思いませんが、そのサポートがやはり大切だと感じました。少人数学級についても議論されていましたが、今後も引き続き議論を深めてもらいたいと思います。中間教室や自由進度学習、チャレンジルーム、どのような成果が得られているのでしょうか？
- ・(P.11)エアコンの補助事業、申請1件という数字をどのように考えればよいのでしょうか？何件くらいの対策を考えての事業だったのでしょうか？補助事業の周知、もっと分かりやすくならないでしょうか？
 - ・表紙ですが、迫力のある獅子の写真で良いと思います。ただ、夜だからなのか少しはつきりとしない様にも見えてしまいました。
 - 所々に写真があるので、文字だけだと読みづらさがあるので良い思います。
 - ・表紙の獅子舞は大迫力で良かった。

■ 議会だよりを通じて欲しい情報は

- ・議会及び、各議員さんの可能な範囲での、日頃の活動報告があれば良いと思います。
- ・最近多く全国で発生している、地震、集中豪雨（土砂崩れ）等の災害対策の状況、議会からの提案等の発信もお願い致します。
- ・姉妹都市と連携をした活動があればその様子について。また行事予定等についても分かれればありがたい。
- ・議会について全く無知な私としては、少しずつでも議会そのものについて、勉強できるような記事があれば良いと思いました。
- ・助成金や生活・事業をサポートしてくれる機関が、聞かない情報がないのでわかるようにしてほしい
- ・「新しいまちづくりへ 私の提案」が素敵だなあと思いました。実際に住んでいる方の”こうなったらしいな”という町のビジョンを見れるから。町としての、数年後、数十年後こうなったら良いなのビジョンも見れたら良いなと思います。
- ・P 8
町村議会広報研修会のくわしい内容はどうだったのでしょうか。
- ・今まで良いと思います。
- ・充分であると考えます。
- ・議会の会則があると思いますが、会則の下にしっかりと活動しているのか提示できるのでしょうか。
会則を承知していないので何とも言えませんが、一般質問回数を何回以上行うとか、議会出席は8割出席とか。
- ・議会だよりでは、一般質問で一人一人の議員さんが要望等を出していますが、同じ一つの問題、又は課題について全議員さんはどのように考えているのかを知りたいと思っています。
- ・教育のこと。学校での現状等、地域で知っておいてほしいことなど取りあげていただけたら嬉しいです。
- ・世の中のニュースで耳にする市町村のことは飯綱町では、どうなっているのか分かるといいなと思います。
- ・一般質問に対する所信表明を載せるのはいいがその後どうなっているのか経過を継続的に載せてほしい。

<ul style="list-style-type: none"> ・バスの利用をしやすいようにして下さい。夜中に歩いている子を見かけます。中学校と話をして全校が利用できるようにしてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後予定されている、又検討中の公共事業は何か知りたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・11~13 ページに町の補助金事業に対する質問があるが意外と町民でもさまざまな補助金制度の存在が知られていないと感じます、議会報で発信することではないですがもうちょっとアピールがあれば良いのではと感じます。 私も野生動物食害対策の電気柵補助金制度を知らなくて町外の人から教えてもらって設置したことがありました。
<ul style="list-style-type: none"> ・最近情報番組でふるさと納税の自動販売機が全国で増加中とあったが導入してメリットがあるのか知りたいです。
<ul style="list-style-type: none"> ・過去に議会で議論したもので決まったものの、その後どうなったがあると議会の大切さが伝わると思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・議会の役割や組織、会計の仕組みなどに関する基本的な用語や知識を毎号解説するコラムを設けてはどうでしょうか。議会だよりで町民の政治リテラシーの向上を図っていただけたらと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・飯綱町内は介護する側、される側に対して様々な行き届いた選択肢やサービスがあるようを感じるが、この高齢者に対する福祉医療は一般的（他の市町村と比較し）なのか、どうか。高齢者が住みやすい町なのかを比較で見てみたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・現在国会で議論されようとしている103万円等の税について、飯綱町としてどのような考え方を持っているのか示してほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・休耕地の再利用の町としての取り組み・対策 (周辺に休耕地が多く夏場害虫等で周囲に悪影響を及ぼしているのではないか)
<ul style="list-style-type: none"> ・新しい町づくりへ私の提案では毎回いろいろな方の意見が聞けて楽しみにしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・議論の過程が大切なのは言うまでもないですが、町民としては…で結果、どうなったの？というところが知りたい部分だと思います。Q & AのAの部分は要約したものを最初に記載したらどうでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・部活の地域移行について、補助金の流れ、町としてどう考えているのか、昨年から話が進んでいないように感じます。
<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生交付金の対象が拡大する方針だとのことですが、どのような使い道など考えておられるのか？
<ul style="list-style-type: none"> ・集団営農、認定農業者についての記事がほしい。

■議会に対する要望、意見等

<ul style="list-style-type: none"> ・今後、行われていく、議員定数、報酬に関する講演会及び住民懇談会の各地区での、内容、結果等をしっかりと、公開していただきたいです。
<ul style="list-style-type: none"> ・P20 の「飯綱町の公民権教育等の現状は」について “教育委員会の活動”を連載してもらいたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・前号（第75号）で「議会及び議員への要望」の中に『定期的に議会報告や町民懇談会、説明会を、もっとやってほしい』とあった要望の回答として今号の発行までに懇談会、説明会はなかったのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとつひとつの議題は町にとって重要であり議員の皆さんのが意見を交換すべき事なのである

ろう。しかし読む者にとっては、よく理解出来ない事ばかりです。果たして町民の何人が『議会だより』の内容を理解し、興味を持って読んでいるのでしょうか？

議員の方々にもっと時間を割いて議論していただきたい事は雇用の創出、人口対策、子育て支援、町外からの集客対策、観光資源の創出、町の魅力の発信など、地域の発展につながる対策です。

この様な議論が活発に読み取れる『議会だより』であって欲しい。更に、若者、女性が町の発展に興味を持ち、気軽に議論加わられる仕組みが欲しい。

・牟礼本町の東端に位置する県道の橋梁2橋、「牟礼橋」と「水郷橋」は幅員が狭く、朝夕のラッシュ時は交通量や歩行者が多く、極めて危険な状況となっています。

交通事故の発生状況等は把握しておられるのでしょうか？また、早急に改良してほしいと願うところですが、県への要望活動などの状況はどの様になっていますか。

現状と将来に向けての考え方を教えてください。

・最近全国各地で強盗事件等が多発していますが飯綱町としても安心して暮らせるように防犯対策強化に取り組んでいただきたいと思います。

・議員の方と住民の意見の足並みがそろうよう、議員の皆様には積極的に住民の意見を聞く場を設けてほしい（偏りのないいろいろな世代の意見を聞いてほしいです）

・人口減少が進み、集落機能、地域活力の低下が進む中で、集落創生をさらに推し進めていただくようご尽力をお願いしたいと思います。

・P10

一般質問で農業機械の補助について出していましたが、りんごワイ性棚の修繕補助についても検討いただきたいと思います。現在は、新規と台風等の災害だけだそうです。

いろいろと難しい点もあるかと思いますが支援いただけするとありがたいです。

・瀧野議員の一般質問について、自分も小中学生の子供がいるので、このように子供達の事を考えていただきありがとうございます。今後も子供達が楽しく学校へ行けるような環境を整備していってほしいです。よろしくお願いします。

・町外から移住しました。とても住みやすい町で、古きを温め、どこかなつかしさを感じるすてきな町だと思っています。

自分たちの子どもが大人になっても、孫たちにもこの町の良さが續けばと願っています。そのためにも、地元の飲食店や、販売店を応援できる仕組みづくりを整えてほしいと思います。今ある店に支援や新規参入にサポートなど、特に商店街や駅前が活気あふれる場になると幸せです。

・議員さん一人一人が何を思い活動しているのは議会だよりで把握できますが、議会全体での目指す方向性も見られてよかったです。

・20ページにもありますが選挙の投票率低下です。町としての取り組み方について議論していただきたい。

・一般質問も今まで知らなかったこと、知る機会がなかったことを取り上げてもらってあつたので、知れて良かったです。

知らないことが多い方が多々いると思うので、つづけていってほしいです。

・町内のスポーツ系（クラブチームなど）の補助金の増額もまた検討していただけるとありがたいです。

・“議会だより”にもう少し色合いがあると幅広い年代の方が読みやすくなるのではないかと思います。堅苦しい感じがするのであまり魅力がないです。

モニターをするにあたり今までの活動がどのようになっているかよくわからないので、一

般の方もその号だけ見ただけでもわかるようにまとめてあるといいです。

・議会だよりを読んで字がめっちゃ小さい。私は目が悪いので半分もいや2ページぐらい読んでつかれてしまいます。モニターアンケートの結果のほうが、読みやすいです。

・2ページ目の水道予算、水道会計で水道料金の値上げも想定されるとあります、それはわかります。しかし3ページ目の下水道インフラ整備について、下水道会計の起債の償還に4億5000万ほど繰出さないとやっていけない、ふるさと納税に取り組み住民サービスを減らさなくても良いようにしたいとあります。

下水道はふるさと納税をあてにしていますが水道は値上げ想定とあります。上下水道一緒に考える事はだめなのでしょうか。また、下水道はふるさと納税をあてにしていますがふるさと納税の売上金、又りんご農家に支払いの金額、収支決算が知りたいと思います。

私はりんご生産者ですが、昨年度丸特をふるさと納税で販売そして補助金までつけていただき、収入アップできた事は大変うれしく思います。日本一の林檎の町にしたいと町長の話を聞いた事もあり、農家を守る意味でも魅力ある農家経営ができるようお願いしたいと思います。

今度の総理大臣に石破さんが就任されました。石破さんは地方創生に力を入れると言っていますので、国からの補助金を増やしていただきインフラ整備、経済活動が活発になれるよう祈りたいと思います。

・高校無償化の請願がどこまでの範囲をカバーしようとしているのか知りませんが授業に関する費用全部無償化しても長野市の高校に通おうとした場合牟礼駅近辺に居住している生徒は可能かもしれませんのが町の端のほうに住んでいる人は交通手段がないことが問題なのでないでしょうか？

家庭の事情で送迎できない場合そこが金銭的ネックになるような気がします。

・賛否表から議案等数多くの議論がされていることを知りました。また、一般質問から色々な面から飯綱町を良くしていこうとされていることも知りました。

・気候変動、少子高齢化等について、飯綱町の強みを活かして課題解決に結びつけていっていただきますようよろしくお願いします。

・水道料金の改定を見据えた内容が多かったですが、今でも他の自治体に比べると十分高いと思います。料金改定以外にとれる手段があればそれを先にとって欲しいですし、大幅な値上げはやめて欲しいです。

・7ページ目の陳情に関して、猫の保護や去勢の助成には力を入れて欲しいです。野良猫はかなり多いですが、私的な負担で去勢したり保護したりしている人がいる一方、無責任に餌をばらまく人もあって、もっと公的な援助や介入があった方がいいと思います。

・11ページ目の一般質問に関して、エアコン補助事業の利用者数の少なさに驚きました。周知が全く足りないと思います。収入は65歳から減るので対象年齢の引下げにも賛成です。三水村役場跡地は今少し荒んだ状態に見えるので、公園に整備されるのは楽しみです。

・14ページ目の一般質問に関して、いじめの認知数に関して表が掲載されていますが、認知数が1件や3件などというのは、掲載されているいじめの定義に照らしても、自分の子供時代を思い出してもあり得ないと思います。年によってあまりに件数が違うのも問題です。校長の判断に任せすぎなのではないでしょうか。教育委員会や議会で校長に話を聞く機会があってもよいと思いました。

・15ページ目の一般質問に関して、戦時中の学校日誌がまだあることを初めて知りました。個人情報を保護した上で歴史ふれあい館などで公開してもいいのではないかでしょうか。

・何事も将来や先を見据えた考えをもって、実施に移行し、町のお金や時間も無駄の無いよ

うに行っていただきたい。

- ・一般質問の内容は住民からの意見がどの程度反映されているのか。

「新しい町づくりへ 私の提案」には貴重な意見等があると思うがこれらに対しての町長・議員の考え方を載せてほしい。

・一般質問ではそれぞれの議員の方の質問を拝見して町の情勢を知る事ができイラストも入っていてわかりやすく読みやすかったです。もっと町の事も知りたいと思いました。

・決算審査民生費の所で保育園での使用済オムツの処分を他の市町村では処分してくれる園が多くなってきています。自宅へ持ち帰る衛生面も考慮して頂き飯綱町でも実現化にむけて進めて頂きたいです。(ただ、まだ他の市町村の方に聞いた所それぞれに問題がありますね)

・勉強不足で失礼いたします…！一般質問の内容は、それぞれの議員の方が用意されていると思いますが、それはもちろん個人的な意見や疑問からくる内容だけでなく、地域の方からの要望なり、その背景となるものが存在すると思われます。そこが不明なので質問の内容が唐突に感じられます。又、町長なり担当部署の長などの回答が“考えたい”というような場合、そのあとどう変わったのか提言に対しての町の回答を追いかけた方がいいと思いました。

・議会の様子を小学校・中学校に配信又は見学などできる機会があればいいですね。小さい頃から町のことは自分たちのことと捉えられる場面があった方が少しでも未来の飯綱町のためになるのでは…？

・請願陳情というフォーマルなやり方ともっとハードルを下げた町や議会への要望や疑問を町民のだれもが寄せられるしくみが作られたらいいと思います。

・議会だよりを読んでいて、モニターや住民の意見は拾われているのか？と思います。

議員さん本人の発言だけになってしまっている気もします。意見が拾われたのがわかると良いと思いますが…

・実際の教育現場に足を運んでいただいて、どのように感じるか、ご意見などいただければと思いました。全国に先駆けて 35 人学級を実施しているとありましたが、全てのクラスがさらに少人数学級が必要とは思いませんが、中には必要な学年もあると思います。

授業中（小学生）にコンビニに行って、カップラーメンを食べている、という話も耳にしました。このような現状で、学校の先生の数は足りているといえるのでしょうか？

■今、お気づきのことありますか？

・道路のぼこぼこした補整がとても気になります。除雪で穴のあいた箇所に応急処置ではなく、しっかり直してほしいです。

・先日、期日前投票というものに初めて行ってみました。自分の都合の良い時に行け気軽に投票出来て良かったです。

・道路の傷みが酷い。定期的な舗装されるよう要望お願いしたい。町に写真を送ると補修していただけますが、ピンポイントでの補修のため1年もすればまた同じところに穴が開いてしまう。

・これからも飯綱町が住みやすく子どもたちを育てやすい町になりますよう願っています。

・保育園同様にクラスだよりをアプリからの配信にしてほしい。牟礼小はアプリ配信されていると聞いたことがあります、三水小では紙配布のようです。

・私は中学生の保護者ですが、今の3年生は3クラスあります。1, 2年生は人数が多いのに2クラスです。参加日に行っても中に入れないと言ってました。

・年に1回飯綱カードに 2000 ポイント入ると聞きました。コンビニとかでも使用できます

か？

・町の学校行事のマイクロバスの運転手の登録をしていますが、仕事を休んで2～3時間の運転はきびしいです。除雪資格の活用の話ではないですが、職員さんも有資格者がいらっしゃいますので対応願いたいです。先生も運転依頼で夜おそらくまで苦労しています。

・アイバス運行事業の今後について、デマンドバスとは何か意味がわからないので教えて下さい。

・体験談ですが先生の教え方に合う合わないは生徒個々の資質によって左右されます。少人数級にしたからと言って成績が上がるものではないと思います。

同じ先生の授業でもある生徒は解りやすいしある生徒はさっぱり理解できないが起こります。なので学習塾が存在するんですけど、

生徒が先生を選べるようになるといいですね。

・最近、強盗犯罪が多発していますが、飯綱町でも危惧されます。

防犯カメラの必要性を感じ、設置状況及び増設等を検討されているか否か知りたいです。

・モニターアンケートでも「議会だより」を初めて見た方のお話がありましたが、私もそうです。モニターにならなければ流し見るだけでした。箇条書きでも良いので内容と町民に伝える理由（例えば今後この決定によってこう変わりますのようなこと）をパッと見てわかるようにし、まず興味を持ってもらうようにするのはどうでしょうか。その後詳しくは●●ページと案内しないと、この量の文字を読んで何が書いてあるか理解しようとする方は少ないのではと思いました。

・飯綱町内での子育ては、他の市町村（近隣）と比較してどうなのか、しやすいのか気になります。病院に関してはとても不便という声を聞いたので。

・いろいろと書きましたが議会だよりの内容は充実したものになっていると感じます。より多くの方に目を通してくださいけるよう、これからも知恵をしづめましょう。

・モニターアンケートはHPから見れるんですか？ 色んな見方、意見があるのでみんなに見てもらったり他からの意見もあがると良いかなと思います。

・決算審査意見書案（抜粋）に記載の企業会計の赤字、一般会計からの負担が大きく、人口減少がこれからも続くことを考えれば、今後さらに大きくなる。

根本原因が人口減少ならば、人口増はどうすれば？ みんなで考えて取組みましょう。「飯綱町まちづくり基本条例」制定に期待します。

（3）模擬議会

令和5年度は、模擬議会を実施しませんでした。

(4) 町民と議会の懇談会

(ア) 令和6年度実施状況

令和 6 年度は、議員定数および報酬問題に関する課題について、町民との懇談会を実施しました。

開催日 令和 6 年 8 月 18 日	上村コミュニティーセンター	0 名
令和 6 年 8 月 18 日	野村上公民館	7 名
令和 6 年 8 月 24 日	赤東消防コミュニティーセンター	21 名
令和 6 年 8 月 24 日	普光寺公民館	14 名
令和 6 年 8 月 25 日	芋川防災センター	15 名
令和 6 年 8 月 25 日	町民会館	8 名
令和 6 年 8 月 31 日	倉井コミュニティ消防センター	18 名

以下、住民懇談会で寄せられたご意見等

(1) 議員定数に関して

① 定数増の意見

- ・これから議会が頑張ると言っている中で、定数減で議員は足りないので。

② 現状維持の意見

- ・多様性が必要であるため、現状維持が良い。
- ・定数減にしても、選挙の際には落選を恐れて定数に近い人数が立候補してくれる。

③ 定数削減の意見

- ・委員会で議論して決めたことなので、14 人で賛成である。
- ・前回無投票であったので、1 名減という委員会の結論で良い。
- ・人口減少が進む中、先を見越した人数が重要。11 人で良い。
- ・定数を 10 人にして、報酬を倍にすれば良い。

(2) 議員報酬に関して

① 報酬増の意見

- ・特別委員会で議論して決めた結果なので、報酬増に賛成する。
- ・全国平均レベルというのは、明確な基準となるので納得できる。最低でも全国平均レベルにして、その後、10 年間で議会活動の進展や住民理解を得ながら、2 年毎に報酬を見直す方法はどうか。
- ・報酬を上げた方が良いと思う。これからの議会の決意と、それに対する報酬の妥当性を訴えていけばよいと思う。

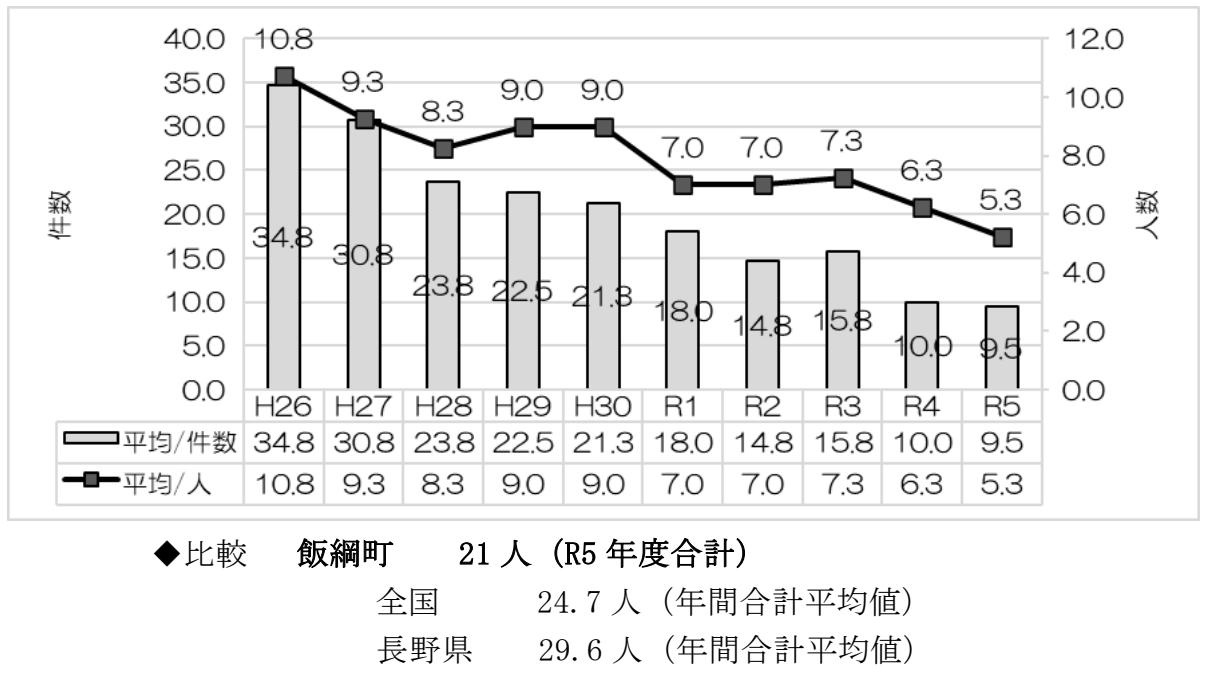
② 現状維持の意見

- ・全国平均を下限として、もっと上げても良いと思うが、議会の現状を踏まえると現状維持で良いと思う。

(3)その他

- ・議員の活動が見えないから、定数減という意見が出てくるのではないか。
 ➔ (懇談会での説明) 議会活動の広報に関しては、議会報編集調査特別委員会で「伝わりやすい議会報づくり」、「住民の皆さんとの双方向コミュニケーションの充実」を目指し、令和5年に『議会報編集方針』を策定し、改善に努めています。町民アンケートでは、平成28年調査と比べ、令和5年調査では「議会だよりの内容充実」の評価が上がっています。
- ・自分も議員をやってみようと思わせるような工夫、勤めている人が議員になれる取組、リクルート活動のようなPRを行ってほしい。
 ➔ (懇談会での説明) 議会活動と家庭生活の両立がしやすい環境整備のため、令和元年に会議規則の欠席理由を追加改正しました。また、令和5年からタブレット導入による効率的な議会運営が可能になりました。
- ・一般質問について、江藤教授が講演会で以前の半数になっているとのことであった。議員としての大事な仕事の一つであると思う。
 ➔ (懇談会での説明) 過去10年間の定例会一般質問の状況は次のとおりです。全国や県内の町村に比べて極めて少ないという訳ではないですが、10年前と比べると半減しているという状況になっています。

◎定例会一般質問の状況（過去10年）



・数年間の議会活動の総括が欲しい。

➡ (懇談会での説明) 過去10年間の議会活動の状況、年次計画は次のとおりです。

◎政策サポーターとの政策提言活動

(第2次、第3次、第4次、第5次)

◎出前講座

「議会・議員に関する学習」牟礼小6学年

「あなたもできる町議会議員講座」〃

「あなたもできる町議会議員講座」(ijk)

◎住民懇談会

「町民と議会との懇談会」

「町内企業の視察・意見交換会」

◎模擬議会等

「三水地区住民意見交換会」「夜間議会」

「町内企業の視察・意見交換会」「模擬議会」

「議会広報モニターとの意見交換会」「中学生議会」協力

「政策サポーターとの懇談会」

◆年次計画

「予算・政策要望書」の提出

「町民講座」の開催

「議会白書」の発行

「議会広報モニター」制度

「長野建設事務所への要望提出」

・報酬は、活動の量と質に対しての視点で考えて欲しい。

➡ (懇談会での説明) 特別委員会の中で検討した原価方式での報酬の計算方法は次の通りです。

▼町村議長会資料より

原価方式の算定モデル（令和4年モデル）

議員報酬額の算定式

$$\frac{(1) \text{議会・議員の活動日数} \boxed{\text{日}}}{(2) \text{首長の職務遂行日数} \boxed{\text{モデル: 305日}}} \times (3) \text{首長の給料} \boxed{\text{円}} = (4) \text{議員報酬額} \boxed{\text{円}}$$

→首長の給料実額を採用

(1) 議会・議員の活動日数の積算 (①+②+③の合計)

議会活動

① 本会議・委員会・協議調整の場・派遣 (※¹)

〔ア本会議、イ常任委員会、ウ特別委員会、エ議会運営委員会、オ協議調整の場（全員協議会等）、カ議員派遣、キ委員派遣〕

② 法定外会議・住民との対話等 (※¹)

〔ア法定外会議（任意協議会、会派代表者会議、議員懇談会等）、イ議会としての住民対話（議会報告会、住民懇談会、意見交換会等）、ウ研修会、エ視察受入れ、オその他〕

議会活動の日数計算については、飯綱町議会では効率的な議会運営のため、

議員活動

③ 日常の議員活動 (※¹※²)

ア①②に付随する活動（議案の精読、議案の作成・提出、一般質問・質疑・討論準備、各種報告書の作成、議会活動に係る調査・研究等）、イ議員としての住民対話（請願・陳情対応、住民からの相談対応、情報収集、広報活動等）、ウ公的行事への出席、エその他

*1 実際の活動日数（①・②は会議等の合計、③は活動日数の1人あたり平均）を記入（同日の重複カウントはしない）

*2 議員の活動調査により時間単位で積算後、日数換算（1日8時間）して1人あたりの平均を算出

複数の会議を同一日に開催することが多く、重複の場合も1日とカウントする原価方式の計算が実質的なのかという点、また、議員活動について、各議員の捉え方に大きく差が出たという木曽町（視察先）の例を参考に、原価方式は現段階ではなじまないという結論になりました。

- 定数と報酬は、分けて議論すべきである。

➡（懇談会での説明）特別委員会内では、別々に分けて議論をしています。町民アンケートや住民懇談会で、定数を減らして、その分、報酬に転嫁すれば良いとの意見もいただきましたが、議会費を現行の枠内に収めるために定数を減らすという議論は特別委員会の中では行っておりません。また、町の予算に関連してのご質問もありましたが、一般会計における議会費の割合は次のとおりです。

◎議会費（一般会計における割合）

全国町村平均 1.05%

飯綱町議会

R 2	R 3	R 4	R 5 予算	R 6 予算
0.73%	0.87%	0.87%	0.97%	0.92%

（イ）過年度実施状況

- 平成20年度／期日：平成20年11月28・29日／場所：飯綱福祉センター、りんごパークセンター／参加者：32人／内容：議会改革について。いいつなリゾートスキー場の特別清算について。中学校建設、若者定住住宅、病院、ベークライト他。
- 平成21年度／期日：平成21年5月28・29・30日／場所：飯綱東高原管理センター、赤東コミュニティーセンター、飯綱町福祉センター／参加者：54人／内容：中学校建設問題。保育園・小学校統合問題。飯綱リゾートスキー場清算問題。ベークライト問題。飯綱病院の今後の在り方等。
- 平成22年度／期日：平成22年11月27日／場所：飯綱町福祉センター／参加者：29人／内容：行政改革サポーター会議「政策提言」について。行財政改革研究会・都市との交流人口増対策について。職員給与、寒冷地手当不要論。農業活性化（りんご販売方法等）。小学校・保育園の統廃合問題。
- 平成23年度／期日：平成23年5月14日／場所：元気の館／参加者：36人／内容：女性グループ、団体との懇談会。意見や要望、悩みについて。
期日：平成24年3月24日／場所：元気の館／参加者：21人／内容：女性の知恵と力による新しいまちづくりについて。（女性団体の悩み、要望、提案、議会への協力要請。

女性から見た人口増対策と結婚問題について)

⑤平成 24 年度／期日：平成 24 年 7 月 29 日／場所：りんごパークセンター、元気の館／
参加者：10 人／内容：議会基本条例パブリックコメントについて

⑥平成 25 年度／期日：平成 25 年 8 月 9・20 日、9 月 4 日／場所：飯綱町民会館、飯綱町役場／団体：飯綱町体育協会、なかよし広場参加者、きずなグループ／参加者：29 人／
内容：意見交換会（体育活動、子育て、地元の商工業等について）

⑦平成 26 年度／期日：平成 26 年 12 月 11・12 日／場所：普光寺区、芋川区、倉井区、赤東区各公民館／参加者：41 人／内容：保育園・小学校統合問題について

⑧平成 27 年度 実施なし

⑨平成 28 年度 飯綱町議会議員定数・報酬問題意見交換会を 8 回実施しました。

開催日	平成 28 年 10 月 15 日	町民会館	参加 70 名
	平成 28 年 12 月 6 日	古町公民館	参加 9 名
	平成 29 年 1 月 21 日	野村上公民館	参加 13 名
	平成 29 年 1 月 21 日	町民会館 元気の館	参加 10 名
	平成 29 年 2 月 12 日	倉井コミュニティ消防センター	参加 26 名
	平成 29 年 2 月 26 日	赤東コミュニティ消防センター	参加 30 名
	平成 29 年 3 月 15 日	福井団地コミュニティセンター	参加 50 名
	平成 29 年 3 月 26 日	芋川コミュニティ防災センター	参加 15 名

⑩平成 29 年度 議員のなり手不足、町・議会への要望の交換会を 5 会場で実施しました。

開催日	平成 30 年 1 月 25 日	野村上公民館（高岡地区活性化 109 委員会）	9 名
	平成 30 年 1 月 28 日	深沢公会堂（深沢組）	7 名
	平成 30 年 2 月 4 日	元気の館（飯綱女性会議）	13 名
	平成 30 年 3 月 20 日	平出集落センター（平出区・番匠区）	17 名
	平成 30 年 3 月 29 日	倉井コミュニティ消防センター（倉井公民館）	13 名

⑪平成 30 年度は議員のなり手不足、町・議会への要望の交換会を 3 会場で実施しました。

開催日	平成 30 年 5 月 24 日	川北地区（川北公会堂）
	平成 30 年 7 月 28 日	飯綱東高原別荘地区（むれ天狗の館）
	平成 30 年 8 月 3 日	農業者等（JA ながの飯綱支所 2F）

⑫平成 31・令和元年度～令和 5 年度 実施なし

第4 住民に開かれた議会

(1) 議会傍聴者数

定例会、臨時会の傍聴者数は下表のとおりになっています。平成28年3月定例会から、各種団体に傍聴を呼びかけています。また、行政無線でも呼び掛けています。今後も、多くの町民が傍聴していただけるよう努力が必要であると考えています。

年度別傍聴者数の状況

(単位:人)

年度	6月定例会	9月定例会	12月定例会	3月定例会	臨時会	合計	臨時会開会数
令和6年度	9	10	10	21	1	51	2
令和5年度	13	11	5	23	2	54	4
令和4年度	18	20	11	7	2	58	4
令和3年度	8	20	15	20	0	63	4
令和2年度	9	17	9	21	0	56	3
令和元年度	7	52	17	16	0	92	5
平成30年度	26	59	16	27	2	130	4

* 令和元年9月定例会いづな大学傍聴。

* 平成30年9月定例会いづな大学傍聴。

(2) 夜間、休日議会

平成27年度から令和4年度は夜間議会、休日議会を開催しませんでした。長野県内では下伊那郡喬木村が通年夜間議会のあり方を模索するなど前向きに取組んでいます。

過去には平成24年6月定例会において、一般質問を休日に開催し26人の傍聴がありました。また、平成26年6月定例会において、一般質問を3日間夜間に開催し、60人の傍聴者がありました。

夜間及び休日に定例会を開催する最大の目的は、傍聴者を増やすことで、議会や行政を知る人を増やし、最終的に住民自治を進めることを目指すことです。

議会として、夜間や休日といった特例的な議会を開催するのではなく、定例会の傍聴の呼びかけの強化、また、傍聴をしなくても議会の状況を知っていただけるようなインターネットによる議会の録画中継を平成28年12月定例会から行っています。

(3) 議会報の状況

(ア) 議会報基本事項

①発行状況：議会報単独発行

②編集委員：任期2年、議員のみで構成、編集委員6人

第 74 号～第 77 号

青山 弘、石川信雄、中井寿一、三ツ井忠義、小林文廣、渡邊千賀雄、伊藤まゆみ

(イ) 議会報発行状況

1 飯綱町議会だより第 74 号 (表紙：飯中部活 新学期指導)

発行日：令和 6 年 4 月 30 日、ページ数：24

主な内容：①令和 6 年度一般会計予算 ②一般質問（防災・減災、災害時の備え充分に） ③令和 6 年度飯綱町議会の重点的に取組み事項 ④学ぶ議会 ⑤モニターアンケートにお答えします ⑥議会政策要望への回答 ⑦新しい町づくりへ私の提案

2 飯綱町議会だより第 75 号

(表紙：牟礼小 5 のキャンプでカヌー体験が行われました。今年は天候に恵まれ、海洋クラブの指導のもと、湖面を自由に移動しました。)

発行日：令和 6 年 7 月 31 日、ページ数：20

主な内容：①定例会・陳情 ②一般質問（社会資本・産業・福祉） ③学ぶ議会 ④モニターアンケートにお答えします ⑤あの時のあの質問どうなった ⑥新しい町づくりへ私の提案

3 飯綱町議会だより第 76 号 (表紙：高岡神社の獅子舞)

発行日：令和 6 年 10 月 31 日、ページ数：20

主な内容：①定例会・決算審査 ②一般質問（地域計画の策定・地域資源の活用を） ③令和 7 年度予算・政策要望 ④モニターアンケートにお答えします ⑤新しい町づくりへ私の提案

4 飯綱町議会だより第 77 号 (表紙：飯縄山とりんご畑)

発行日：令和 7 年 1 月 31 日、ページ数：20

主な内容：①定例会・臨時会 ②議員報酬、議員定数改正 ③一般質問（地域計画の策定・地域資源の活用を） ④議員定数・報酬等調査研究特別委員会最終報告 ⑤住民懇談会 ⑥あの時のあの質問どうなった ⑦モニターアンケートにお答えします ⑧新しい町づくりへ私の提案

(4) 会議録の公開及び議会録画映像配信

本会議、常任委員会、特別委員会は会議録を作成しています。その内、本会議一般質問の会議録を議会ホームページで、公開しています。

また、平成 28 年 12 月議会から一般質問の様子をインターネット録画中継で行っています。平日の昼間に傍聴できる方は限られるため、いつでも自宅で議会の映像を見るができるようになりました。

(5) 議長交際費

令和6年度議長交際費は 8,500円

議長交際費内訳については、議会ホームページでも歴年の交際費を公開しています。

【単位：円】

執行日	内容	支出額
7月27日	第100回野尻湖花火大会会費	5,000
8月10日	別荘所有者との懇談会	3,500
	合 計	8,500

第5 政策提言のできる議会

(1) 予算・政策要望

令和6年10月9日、「令和7年度予算・政策要望書」を青山議長から峯村町長へ提出しました。

本要望書により重点6項目と6テーマ69項目の事業要望をしました。

また、この要望書に対し、町長から議長に、令和7年3月3日、回答がありました。

「令和7年度予算・政策要望書」要望と町からの回答

令和7年度予算・政策要望について（回答）

6飯総第164号
令和7年3月3日

飯綱町議會議長 様

飯綱町長 峯 村 勝 盛

令和6年10月9日付6飯議第20号で要望のありました件について、下記のとおり回答します。

記

重要項目

(1) 人口減少、少子高齢化時代にふさわしい住民自治を発展させるため「飯綱町まちづくり基本条例」を制定すること。

【回答】（総務課）

●現状・課題

自治基本条例は、町が目指すまちづくりの理念や、町民、議会、行政の責務や役割など、住

民参画の仕組みや町政運営の基本的なルールを定めるものですが、この条例について「なぜ必要なのか、これが出来れば何が変わらのか」という住民理解が深まっていない現状です。

令和6年3月29日現在で住民自治基本条例を制定している自治体は、全国で409自治体と全体の2割程度となっています。平成13年に北海道ニセコ町で初めて制定され、平成22年の40自治体の制定がピークで、それ以降は減少し、令和5年の本条例の制定は4自治体という状況です。

●今後の方針性

人口減少、少子高齢化が進んでも住民が暮らしやすく、幸せを実感できるような、まちづくりを多くの住民が強く望んでいると町は考えています。また、そういったまちづくりを進めるために、住民の声をしっかりと受けとめ、住民と共に考え、行動していくことが重要になります。

住民自治は町づくりの根幹であることは間違ひありませんが、自治基本条例の制定は、行政の押し付けでなく、住民と行政が共に深く理解し、自然と条例制定の機運が高まっていくものだと考えています。今後も引き続き、住民と共に考えてまいります。

(2) 国の「子ども基本法」の制定及び関連する条例に沿い、子育て、教育に関する町の理念と基本政策を確立するため、多くの関係者から幅広く意見を聞くなどし、「子ども条例」を制定すること。

【回答】(教育委員会)

●現状・課題

子ども基本法は、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、令和5年4月1日に施行されました。子ども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定されたものです。

町でも、子ども基本法の内容にそって、子どもや若者に関する取組を行っていくものであり、町の総合計画を基本に教育大綱や子ども・子育て支援事業計画等で、教育理念や基本方針を示し教育行政を進めています。

●今後の方針性

子ども基本法により、我々地方公共団体に対しては、基本理念にのっとり、子ども施策を策定・実施する責務が課されています。条例制定については、子育て支援全体の基本理念や推進方針を規定すると同時に、町のすべての子どもの権利や保障、子どもの成長に応じた大人たちの役割（町、保護者、地域、事業者、教育施設関係者等）や、幅広い施策の推進体制を定めることが必要と考えます。条例の制定にあたっては、行政や関係機関、町民に対しても法的拘束力を持つことになるため、多くの関係者から幅広く意見をいただき検討していくことが重要と考えます。

町、保護者、地域住民、事業者をはじめ、子ども達が育ち学ぶ諸施設の関係者など、多くの関係者の機運の醸成が図られた時が条例制定の時期と考えますが、条例制定に関わらず、子ども達の生きる力を育む教育とすべての子ども達がたくさんの幸せを手にし、実りある人生を歩

めるよう、子育ち・子育て支援の充実を図ってまいります。

(3) 一定の人口減少が進み、集落機能、地域活力の低下が進む中で、集落創生をさらに推し進めるとともに、町として持続可能なコミュニティの仕組作りを強化すること。

【回答】(企画課)

●現状・課題

平成28年度から取組を開始した「集落創生事業」について、現在の将来プランの策定状況は、策定済が17地区、策定予定4地区という状況で、内11地区が将来プランに基づく事業に取り組んでおり、集落創生事業は着実に広がっています。

また、集落創生の推進を任務とする地域おこし協力隊を令和5年1月から任用し、計画未策定の地区に積極的に働きかけるなど、制度の周知等に取り組んでいます。

人口減少により、集落機能の低下や一部住民への負担の集中などが懸念されるなか、引き続き人口減少に対応した集落の活性化やあり方を検討していく必要があります。

●今後の方向性

集落創生事業が未実施の集落において、他地区の取組を知ることで、事業実施が進みやすくなると考えています。引き続き、地域おこし協力隊が発行する集落創生新聞や未実施地区へ出向いて先行事例を紹介しながら、集落創生事業を全町に広げていきたいと考えています。

集落創生事業の効果は、住民が集落のことを自分事として考え、住民に当事者意識が生まれてくることだと考えています。

地域を良くしていくことを、誰かがやってくれるのではなく、自分たちで行っていく。そういう活動の積み重ねが地域の誇り（シビックプライド）を取り戻すことになり、人口が減少しても集落の活性化や持続可能な地域づくりに繋がっていくと考えています。令和7年度当初予算案に、地域おこし協力隊費用を含め集落創生関連として、9,973千円を計上しています。

(4) 財政を鑑み、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を着実に実行すること。

【回答】(総務課)

●現状・課題

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を令和5年度末までに策定し、計画に基づく公共施設等の管理を進めています。

●今後の方向性

今後は、個別施設計画で定めた各施設の方向性に従って、更新・改修等を実施していきます。

なお、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されますので、必要

に応じて適宜計画を見直し、特に将来の経費見込み等については、情報収集・更新に努めながら、更新・統廃合・長寿命化等を進めていきます。

(5) 当町全域が過疎地域に指定されているが、人口増を目指し、当該事業を推進すること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

飯綱町過疎地域持続的発展計画に基づき、人口減少対策に向けた様々な事業を実施しています。

令和6年の町の人口動態は、前年から92人減少（109人の自然減、17人の社会増）し、令和7年1月1日現在の人口は、9,696人（国勢調査人口から住民基本台帳人口の増減を累計した毎月人口異動調査結果数値）と推計されています。

目標に掲げる「人口1万人規模の確保」を下回る状況となっていますが、前年の170人の人口減からは大幅な改善が見られ、特に飯綱町発足以来初の社会増へ転じるなど、人口減少速度は緩やかな推移へと改善しています。

●今後の方向性

計画に基づき、過疎対策事業債など国の財政措置を活用しながら、地域資源の活用、人材の育成等により、地域活力を向上させ、飯綱町全域での持続的発展、過疎からの脱却を目指していきます。

令和7年度当初予算案では、過疎対策事業債で393,000千円の借り入れを予定して事業を実施します。

なお、現在の「飯綱町過疎地域持続的発展計画」は、令和3年度～7年度までが計画期間となっており、新年度はその最終年となります。令和7年度においては、令和8年度から12年度までの5ヶ年の計画を新たに策定することになりますが、現行計画の更新を基本としつつ、新たに必要な事業や施策等については、次期計画の中に盛り込み、引き続き過疎対策に取り組んでいく予定です。

(6) SDGs（持続可能な開発目標）を推進し、誰もが共通認識ととらえられるよう、啓発、実行、達成に向け進めること。

【回答】（企画課）

●現状と課題

総合計画後期基本計画の分野ごとにSDGsの目標を結び付け、各事業の実施にあたっては、SDGsの視点を意識しながら進めることで、その認識の浸透と推進を図っています。

●今後の方向性

SDGsについての理解を深め、その理念を町民に広く浸透させていくよう、引き続き普及啓発に努めています。

また、地域課題の解決やまちづくり、行政運営や施策の推進にあたり、SDGsを常に意識した事業展開を図るとともに、その目標達成に向けて官民協働のもとに、実践と行動に取り組んでいく体制を構築していきます。

第1 自然・環境

1 良好的な自然環境や景観の次代への継承

(1) 豊かな自然環境の保全・継承

ア 田園・里山地域における伝統的な生活と文化を次代へ引き継ぐこと。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

地域資源となる農道や水路などの保全活動は共同活動によって支えられていますが、農業

者の高齢化等により支障が生じつつある中で、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しています。

●今後の方向性

現在行っている活動は継続しつつ、多面的機能支払交付金を活用する活動組織を持たない地区について、組織の設立を促すとともに、田園、里山における地域資源を地域ぐるみで保全管理がなされるよう町内の先進事例の情報共有を図ることで一層の推進を図ってまいります。

イ 広葉樹を主とした、里山づくり森づくりに対する町民の意識を喚起し、苗づくりや植樹の手入れ等を促進するための指導、及び支援をより積極的に行うこと。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

森林（もり）の里親促進事業については、一般企業3社により町有林の一部にヤマモミジやコナラなどの広葉樹の苗木を購入して植樹を行い、併せてその前後の下草刈りなどを含めた森林整備を行っています。更に、農地に隣接している森林については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金事業により、有害鳥獣による農作物被害の防止策として緩衝帯整備を行っている組織もあります。近年、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が拡大し、倒木により、道路遮断や電線の切断などライフラインへの影響が懸念されています。

●今後の方向性

森林環境譲与税を活用し森林病害虫被害を把握し対策を講じていく他、森林整備を進めながら、普及啓発の観点から森林・林業に関する学習・体験活動、育苗・植樹・育樹活動、交流活動などを進められる体制を検討します。

ウ 引き続き林業事業体等と連携し、森林整備を積極的に進めるとともに、可能な限り木材利用を積極的に進めること。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

国の森林整備に対する補助制度を活用し、飯綱町森林整備計画をもとに森林整備（間伐等）を進めています。

町内産木材利用促進については、町内産カラマツを役場庁舎の新築及び改築に際して活用しています。

●今後の方向性

町有施設の建築等の際には、町有林の木材をできる限り活用していきます。

令和7年度においても森林整備（間伐等）、支障木伐採を実施し、東高原観光地の計画整備事業やライフライン等沿線伐採等を、森林環境譲与税・森林づくり県民税も活用する中で積極的に進めたいと考えています。

また、企業と連携しながら町有林の環境を整備する「森林（もり）の里親制度」について、今後も引き続き実施していきます。

2 自然の恵みの享受と環境への負荷軽減

(1) 脱炭素・省資源・省エネルギー・資源循環の推進

ア 地球温暖化対策実行計画の的確な実施と限りある資源の有効活用を図るため、積極的に事業を推進すること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

令和6年3月に策定した「飯綱町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、「省エネ対策」、「再エネ導入」、「農林業資源の活用による温室効果ガスの吸収」の3つを基本方針に、町の自然環境や景観を守りながら、2050年の「ゼロカーボン」に向けて、多様な施策の推進を図っています。

●今後の方向性

「脱炭素化による持続可能なまちづくり」を進めるため、省エネ対策の推進、町の資源を活かした再エネ事業の導入と拡大、森林・農地等の活用と整備等による炭素固定の取組強化を施策の柱とし、それぞれ具体的な事業化に向けて着手するとともに、町民・事業者を含めた町ぐるみでの取組体制を図るため、カーボンニュートラルに向けた意識の醸成、ライフスタイルの転換、多様な支援策の実施等を積極的に展開していきます。

なお、令和7年度においては、民間事業者等との連携により、公共施設へのオンラインPPAの導入推進、農業資源を活用したカーボンクレジットの創出実証などを予定する他、再エネの創出及び利用拡大等に関して多角的に取組みを推進していく計画です。

【回答】(住民環境課)

●現状と課題

令和6年3月に「飯綱町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を新たに策定し、脱炭素社会の実現を目的に、令和6年度から温室効果ガス排出抑制等の対策や施策、再生可能エネルギー事業の実施・推進等、具体的な取り組みを進めています。

●今後の方向性

「ふるさとの美しい環境と調和した脱炭素化による持続可能なまちづくり」を進めるために、省エネ対策の推進、町の資源を活かした再生可能エネルギー事業の導入、森林や農地などの整備を通じた炭素固定の取り組み強化を施策の柱とし、具体的な事業化に向けて検討を進めます。また、町民や事業者を含めた町ぐるみでの取り組み体制を図り、ゼロカーボン達成に向けた意識の醸成、ライフスタイルの転換、多様な支援策の構築を積極的に展開していきます。

さらに、取り組みの促進を図るため、令和6年12月に県内で再生可能エネルギーによる電力事業を展開する八十二Link Nagano 株式会社と「カーボンニュートラルのまちづくりに向けた連携協定」を締結し、定期的な協議を通じて脱炭素に資する具体的な実施内容などを検討していきます。

イ 山林を開発し、太陽光発電装置の設置申請が出された場合、飯綱町自然環境保全条例を遵守し、特に土砂崩れ防止の観点からの的確な指示を設置申請者等に行うこと。

ウ 太陽光発電装置の設置に関する条例を早期に制定すること。

【回答】(住民環境課)

●現状・課題

野立ての太陽光発電施設の新規設置に係る申請（事前協議）の状況を見てみると、地域の防災や景観、環境影響への懸念、さらには申請者による地域との調整不足等により設置計画が前

に進まないケースが多く見受けられます。防災を含む適正管理や環境保全の面から地域への十分な配慮と理解が求められるところであり、条例に基づく協議、審査を行う中でも重要なポイントとなっています。

なお、近年の新規申請件数を見ると、令和4年度から現在まで0件であり、新規設置がない状況が続いています。

●今後の方向性

令和4年度から太陽光発電施設の設置申請に係る防災面等の技術的内容を確認し、的確な指導等を行うため、コンサルタントに技術審査を委託する費用を予算化しており、令和7年度においても、引き続き予算計上を予定しています。

また、許可権者として開発行為の内容について審査し、申請者に指導・助言を行うとともに、地域に対して丁寧な説明を行い、地域の理解を得る中で事業を進められるよう、地域と事業者との調整を図ることに努めます。

太陽光発電施設の設置に関する新たな条例の制定については、課題の整理とその解決に向けた対応策の検討や令和6年4月に施行した「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の運用状況、町条例との適用関係を踏まえ、飯綱町の実情に沿った条例の制定について引き続き検討を進めます。

エ ゼロ・ウェイスト宣言をし、ゴミを出さない環境づくりを進めること。

【回答】(住民環境課)

●現状・課題

「第二次飯綱町ごみ減量化計画（いいづなG35プラン）」では、計画最終年度となる令和6年度の目標値として、1人1日あたりの可燃ごみ排出量を428.1g、リサイクル率を30%と定めて、ごみ減量化と再資源化の取り組みを進めています。

令和5年度は前年度比106.52t、5.84%減少しており、1人1日あたりの可燃ごみ排出量が353g、リサイクル率が22.94%となりました。今後もごみ排出量の推移を注視する中で、可燃ごみの削減とリサイクル率を高めるための取り組みをさらに推し進めていく必要があります。

●今後の方向性

ごみの減量に取り組むためには、住民・事業者・行政のごみ減量に対する意識を共有するとともに暮らしや事業活動の中で、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rに、発生回避（リフューズ）を加えた4Rという考え方に基づき実行することが重要となっており、次期ごみ減量化計画には、この4Rの考え方を基本として策定を進めています。

第二次計画の取り組みの成果を踏まえ、引き続き広報誌等による啓発や地区衛生組合長や消費者の会などと連携し出前講座等を積極的に開催することにより、ごみの減量や再資源化に対する住民意識の醸成を図るとともに、生ごみの処理機器等購入費や各種団体が行う資源ごみ集団回収事業への補助事業を継続して実施するなど、ごみ減量のための取り組みをさらに推し進めてまいります。

※発生回避（リフューズ）：ごみになるものを家庭に持ち込まない。不必要なものは買わない。

断る。(マイバック、マイバスケットの利用、レジ袋の購入を控える。・過剰包装を断るなど)
才 住民に食品ロスへの理解を図りながら、一步進めた可燃ごみとプラスチックごみの減量化を図ること。

【回答】(住民環境課)

●現状・課題

「3010運動」や「エシカル消費」など食品ロス削減のための取り組みについて、長野県が行う「食べ残しを減らそう県民運動」への協力や広報誌等を通じた啓発活動を継続して行っています。また、町内一斉清掃などの環境イベントに合わせて、町ボランティア連絡会等の主催によるフードドライブを開催し、食の確保に困っている方の支援に併せて食品ロスの削減と意識啓発を図っています。各年の可燃ごみの排出量は総体的に減少傾向にあり、食品ロスについても、意識的に削減の方向に向かっていると推察しています。

プラスチックごみについては「プラスチック容器包装」と「その他プラスチック」の分別収集及び再商品化を実施しており、排出量も年々減少傾向にありますが、収集された可燃ごみを見ると、中にプラスチック容器包装が混入されているものを目にすることがあります。さらなるプラスチックごみの削減や分別、再資源化を進めるためには、住民意識の醸成と取り組みの実践が求められます。

(※エシカル消費：自分の損得だけを考えるのではなく、環境や社会、人などに配慮されたものを選ぶなど、社会的な課題の解決に繋がるような消費をすること)

●今後の方向性

「3010運動」等の啓発活動やフードドライブの開催などの取り組みを引き続き実施し、さらなる理解の浸透と、食品ロスひいては可燃ごみの削減を進めます。

プラスチックごみの削減や再資源化については、長野県が行う「信州プラスチックスマート運動」に合わせた取り組みを実施するとともに、地域、各種団体への出前講座や広報誌などの周知、啓発など、あらゆる機会を通じて町民の理解、意識の浸透を図っていきます。

また、可燃ごみの減量化とプラスチックごみの再資源化の促進を図るために、現在、可燃ごみとして分別している、小さなプラスチックごみ（歯ブラシ・ボールペンなど）について、容器包装プラスチックとして一括回収するための検討を行っています。

カ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を確実に進めるための施策を推し進めること。

【回答】(住民環境課)

●現状・課題

住民の3R意識の高揚や3R活動の促進を目的に、小中学校やPTA、育成会などが行う資源ごみの集団回収について、補助事業を実施しています。

また、小型家電のリサイクル回収を役場敷地内で役場業務日に実施しているほか、可燃ごみの減量化とリユースを図るために年2回の古着回収事業を行っています。

また、企画課の所管となります、町内団体等との協働により、コミュニティースペース「ZQ（ずく）」を拠点として学用品等のリユース事業を展開しています。

●今後の方向性

既存事業を継続しつつ、3Rに発生回避（リフューズ）を加えた4Rに基づき実行することの必要性や具体的方策について広報誌などを通じて周知を図り、推進に努めています。

また、保育園、小中学校、町内の各種団体などにおける4R推進のための取り組みについて、「飯綱町環境教育等推進協議会」等において連絡調整や情報共有を行い、取り組み推進のための協議を行うほか、取り組み内容をレポートとしてまとめ、広く一般に公表することにより4Rへの理解や、個人や協働による取り組みの拡がりが促進できるよう、周知してまいります。

第2 学び

1 スポーツ活動の推進・文化芸術の創造と継承

(1) 誰もがスポーツに親しめる環境整備

ア 住民ニーズの多様化に対応するため、住民主体のスポーツ振興組織や協力体制を構築し、リーダー育成に注力しながら、誰もが気軽に参加できる環境づくりときっかけづくりに努めること。

【回答】（教育委員会）

●現状・課題

町内のスポーツ活動組織のスポーツ協会、いいづなスポーツクラブ、スポーツ少年団などとスポーツ推進委員が中心となり、連携を図りながら住民へのスポーツの普及や健康増進活動に努めています。

各種スポーツ、健康増進のための教室を、夏季、冬季それぞれ各種公共施設を利用して開催しています。

●今後の方向性

今後も引き続き、スポーツ協会等各種団体と連携しながら、スポーツに誰もが気軽に参加できる環境づくりを進め、その中からリーダーとなる指導者等の人材発掘・育成を図ってまいります。

イ 中学校の部活動の地域移行を積極的に進めること。

【回答】（教育委員会）

●現状・課題

令和6年度末で中学校の部活動を廃止、令和7年度から地域クラブでの活動を目指して学校、保護者、指導者と協議を行っています。これまでの部活動とは違う活動時間・活動環境となるため課題は多く、保護者の送迎や指導者の確保などが課題となっています。

●今後の方向性

協議結果に基づき、移行可能な団体から飯綱町の実情に応じたクラブ化を行い、飯綱町の中学生が飯綱町でスポーツ・文化芸術活動を続けることが出来る環境を整えてまいります。

また、各種スポーツ団体と連携を深め、指導者の育成やスポーツ文化芸術活動の振興も図ってまいります。

ウ 地域資源である各種スポーツ施設等の有効活用及び競技団体や近隣市町村等の連携により、町内からトップアスリートを輩出できるよう、育成団体の支援をすること。

【回答】（教育委員会）

●現状・課題

町内からトップアスリートが育つことは、町の発展・活力にもつながる事と考えます。

しかし、町(教育委員会)が社会体育・生涯学習として進める事業は、町民がスポーツを通じて心身の健康増進を図ることを目的として開催する各種教室や大会などです。

一方、本格的にスポーツを競技として楽しむ個人や団体は、スポーツ協会やスポーツクラブ・スポーツ少年団・サークルなどに所属して活動されています。町(教育委員会)では、それらの団体に支援を行っており、スポーツに親しむ町民の裾野をあらゆる方面から支援しています。

●今後の方針

町(教育委員会)が主導してトップアスリートを輩出する施策を展開していく事業は今のところありません。これからも、教育委員会ではスポーツを通じた健康増進のための各種教室・大会を開催し、あわせてスポーツに親しむ団体等への支援を継続してまいります。また、その活動の拠点となる各種公共施設等の維持管理を行い、スポーツに親しむ町民が安全で安心して活動ができるように努めてまいります。

その中で、トップアスリートが育ち、また、トップアスリートを育成する団体が輩出できれば、可能な範囲で支援していきたいと考えています。

なお、令和7年度当初予算案にスポーツ関係団体等への補助金を計上しています。

(2) 伝統文化の保存・継承

ア 歴史ふれあい館、アップルミュージアムは、地域住民との連携による企画など、伝統文化発の地域創生拠点となるよう、事業を展開すること。

【回答】(産業観光課)

●現状と課題

アップルミュージアムは、りんごについての情報を発信、収集、案内等、説明ができる場として位置づけられており、併せて希少種りんごの保持業務と活用について研究を行っています。また、毎年実施しています企画展等の実施に当たっては、アップルミュージアム企画委員からの意見等を頂きながら住民の集う場として各種企画展を実施しています。

●今後の方針

町の主要産業であるりんご産業の中心的な施設となるため、りんご栽培者向けの企画の充実に努めます。また、町内外からの誘客につなげるための企画展の実施やWi-Fiを整備することで利用者に憩いの場を提供し、SNS等による情報発信を進めることで、「日本一のりんごの町」飯綱町を広くPRしていきます。

【回答】(教育委員会)

●現状と課題

歴史ふれあい館は、町の歴史文化に関する資料を収集・保管及び展示し、併せてこれらの資料に関する調査研究を行い、住民のさまざまな学習要望を支援するための事務を行っています。

合併以後、旧牟礼村の内容のままで課題となっていた常設展示については、令和6年度にリニューアル工事を実施し、飯綱町全体を紹介する内容に改善を行いました。また事業企画にあたっては歴史ふれあい館協議会、館運営協力員会、任意のボランティア等からの意見と協力を

いただきながら実施しています。

●今後の方向性

令和7年度はリニューアルした常設展示を積極的にアピールし、町の文化について学ぶ機会を設けます。また特別な展示企画や学習事業などを立案するにあたっては、地域住民との連携を重視し、住民にとって館と「共動」した経験が地域の成り立ちを学ぶ機会となり、ひいては地域活力の向上と集落創生の一助になるような館の事業運営に努めます。なお令和7年度当初予算案に、町制20周年にちなむ企画展示や事業協力者への報償費などを計上しています。

2 多様な学びの機会の創出と生涯学習の推進

(1) 生涯学習の環境づくり

ア 公民館活動や育成会活動においては、時代に対応した事業展開を図り、子ども、保護者及び若者の参加拡大を図ること。

【回答】(教育委員会)

●現状・課題

平成30年12月21日付の中央教育審議会の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の答申では、社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割があるとし、公民館に求められる役割として、地域の学習拠点としての役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進する役割、地域の防災拠点となることへの期待が示されています。

公民館活動はコロナ明けにより事業を再開し、同様に各種団体から成る青少年育成町民会議の事業や地区育成会の地域での活動も再開しています。

●今後の方向性

人口減少や少子化に加え、コロナ禍により本館事業、分館活動、育成会活動が停滞していましたが、コロナ前とは違う形でそれぞれ活動を再開しています。

本年度も、本館行事として町民運動会、スポーツレクリエーション大会等を実施したところ、参加者集めに課題があるものの、事業自体は大変好評でした。今後も、これまでの固定概念にとらわれない時代に対応した事業展開を図り、子ども、保護者、若者を中心に全世代が参画できる地域コミュニティの場を提供してまいります。

第3 産業・観光

1 儲かる農業の推進

(1) 農業経営基盤の強化・持続可能な経営支援

ア 農業従事者の高齢化等により援農の需要が高まっていることから、助っ人クラブと飯綱町人材センター等の機能統合など幅広く援農支援の充実を図ること。

【回答】(産業観光課)

●現状・課題

農業者の高齢化等に伴う労働力不足が課題となっています。

このため援農機能の充実と多様な労働力の確保に向け、助っ人クラブや飯綱町人材センター等と協力し援農支援の仕組みなど様々な取り組みを実施しています。

また、地域企業と連携した働き手の確保につながる事業について実施していきます。

●今後の方向性

新たな働き手の確保に向け、地域企業と連携し、特定地域づくり協同事業組合「いいコネワークス」の設立を目指します。農業を含めた地域産業、地域づくり人材の確保に努めます。また、既存援農組織の人材確保を図るため、地域に潜在する人材の活用を目指して、農作業講座を実施するなど様々な方策を講じていきます。

イ 荒廃地対策、農業所得増加対策として、地域奨励作物について品目を拡大すること。

【回答】（産業観光課）

●現状と課題

現状は、機械化による大規模経営が可能で、荒廃地対策としても効果的な蕎麦、大豆、小麦を奨励作物としており、令和3年度から蕎麦の交付単価を増額しています。

また、地域振興作物として、蕎麦、大豆、アスパラガス、加工用トマト等を重点作物として推進しているところですが、令和3年度から開講している「野菜塾」等を通じて、町の環境等に適した有機野菜や郷土野菜の生産振興を図るなど、栽培作物の拡大に向けた取り組みを推進しています。

●今後の方向性

地域奨励作物については、国の水田活用支払交付金制度の動向等も注視する中で、荒廃地対策として有効な作物や作業の省力化・高収益につながる作物等への転換の研究を引き続き進めながら、併せて品目の拡大等について検討を進めます。

ウ 有害鳥獣被害が深刻になっていることから、引き続き被害農家や獣友会が、地域と一緒にとなって鳥獣被害防止活動に取り組むこと。また、電気柵設置の普及促進、水路横断用コンクリート侵入防止グレーチングの設置及び伐採等による緩衝帯の整備を図ること。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

近年、有害鳥獣の出没が増加し、農作物多くの被害を受けています。有効な対策である個体数調整には獣友会の協力が必要不可欠であるため、今後もできる限りの支援をしていきます。また、罠の狩猟免許資格取得や狩猟者登録の補助をして狩猟者の確保を図っています。

●今後の方向性

鳥獣被害対策は、正しい手順で総合的な取組みが必要とされています。①未収穫や廃棄果実等の撤去、緩衝帯整備など集落環境の整備など「寄せない対策」、②味を変えさせないよう農作物を防護柵で囲うなど「入れない対策」、③上記の自己防衛策を講じたうえで獣友会と連携し有害鳥獣を減らす取組み「捕まえる対策」に支援してまいります。

農地への侵入防止については個人により行う対策と合わせて、地域で行う広域的な侵入防止柵の設置を地元と協議する中で検討してまいります。

エ ふるさとの原風景維持のためにも、中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金は、今後も継続すること。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

中山間地域等直接支払事業は、令和2年度から第5期対策が始まり、現在、町内22地区において取り組み活動を実施しています。また、多面的機能支払交付金事業については、町内14地区において農用地の保全等の活動をしています。

両事業とも農地の持つ多面的機能の保全のみならず、地域コミュニティや集落機能の維持・活性化にも大きく貢献していますが、交付金の効果的な活用や若い世代の担い手育成が課題となっています。

●今後の方向性

「中山間地域等直接支払事業」・「多面的機能支払交付金事業」については、農業生産活動の維持・継続の側面のみならず、集落機能の強化・活性化の観点からも重要な施策であることから、両交付金事業については今後も継続・強化していくとともに、各集落の課題に応じた活動を開拓するためのサポート体制を図ることで、農村資源の保全と良好で自然豊かな農村環境の維持に努めます。

オ 策定される地域計画を着実に実行するとともに、農地中間管理機構を活用した農地の流動化と集積を進め、就農者の拡大を図ること。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、将来の農地利用の姿を明確化する農地の「地域計画」を町が策定することになりました。

地域計画は、地域農業の将来を見据えて担い手となる農業者へ農地の集積・集約を計画的に行う必要があります。また、農地の流動化は、農地中間管理機構を介して行います。

●今後の方向性

策定した地域計画は、地域の農業を発展・維持していくためのスタート地点です。今後も地域と話し合いを継続し農地利用の最適化に努めていきます。

また、農業を営む上での課題は様々であり、農業者のニーズに合わせた支援策を町として検討する事により農業従事者への支援の充実を図ります。

カ 農業の担い手確保のため、新規就農者向けの住宅の家賃補助、農業機械購入補助事業等の拡大と充実を図ること。また、これから施策の周知を図ること。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

新規就農者育成対策事業として国の補助制度があります。同事業により経営開始資金や機械購入補助金等が交付されていますので、国の支援策を中心に新規就農者支援を実施しています。また、新規就農者住宅の整備や農業研修生住宅費補助、農業後継者就農支援金など、町独自の扱い手確保策も多角的に展開しているところです。

昨年、地域計画を策定するため実施した地区での話し合いの際にも農業従事者より様々なご意見、課題を頂きました。農業経営は非常に厳しい状況にあることから、町の補助制度の見直し、拡充を図ることが求められています。

●今後の方向性

新規就農者向けの支援として国の補助事業も拡充されていることから、住宅家賃補助の創設については現在予定していませんが、飯綱町での就農意欲を高めていくための町独自の支援策等について、引き続き様々な視点から検討していきます。

また、農業機械購入等に代表される物価高騰対策については、農業者の多様なニーズにあわせ、交付基準等の拡充等について検討を進めます。なお、制度の周知においてはホームページ、広報での掲載の他各種団体での会議等で積極的に周知していきます。

キ 町有林の利活用について、都市との交流促進や産業づくりに生かすこと。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

現在、靈仙寺湖周辺の町有林（桂山、靈仙寺湖遊歩道等）において、株式会社ホールディングス、新光電気工業株式会社・新光電気労働組合、ホクシンハウス株式会社とともに「森林（もり）の里親促進事業」による森林整備支援活動を行っています。毎年各社から支援金をいただき、植樹や下草刈り作業等を町と協働で実施しています。

●今後の方向性

森林（もり）の里親促進事業は、森林整備の促進、企業と町との交流、観光誘客の促進等様々なメリットが考えられます。今後も、森林の里親促進事業を軸に、様々な視点から森林を活用した交流事業を検討し事業を進めます。更に森林環境譲与税を活用し、都市との交流の場になり得るような環境整備、体験の場等の整備検討をしてまいります。

ク 農作業中の事故が多発していることから、作業の安全、省力化に向けた取組を持続的に実施すること。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

水田等の畦畔草刈り作業や傾斜面樹園地等での農作業等は、高齢農業者だけでなく、全ての農業従事者にとって危険性を伴う重労働であることから、安全対策に重点を置いた圃場・農道等の農作業環境の基盤整備や安全対策に資する新技術の活用等に向けた取り組みを進めています。

●今後の方向性

農作業の安全対策に向けた啓発・広報等を引き続き強化していくとともに、スマート農業による省力化、ロボット農機など安全対策に資する新技術の活用・導入等についての検討や取り組みを引き続き積極的に進めていきます。

また、IoT技術を活用した省略化の取り組みを本格的に加速させるとともに、スマート農業の導入や作業環境等の整備対策についても引き続き検討していきます。

ヶ 果樹・水田等の栽培面積は減少の一途をたどっている。後継者育成、農地再生、家族経営農家への支援（農機具助成など）、産地振興など本格的な再生プロジェクト事業を展開すること。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

果樹栽培面積・生産量ともに減少傾向にあり、果樹産地としての再生と更なる振興は大きな課題となっています。果樹産地としての再形成に向けては、生産基盤の支援強化（後継者確保・育成、生産環境支援・整備等）、ブランド力の強化による高収益化や販売力の向上など、多角的に施策を展開していくことが重要であり、生産・商品化・販売の各段階において、様々な支援策を講じています。

●今後の方向性

産地形成・再生に向けては、新技術や新品種導入などによる収量向上と優良で高品質な農産物の安定生産が重要となることから、国の補助事業を活用した生産基盤整備事業等を導入し、農地再生による樹園地転換や団地形成等を図っていく計画です。

また、担い手の確保に向けては、中心的農家だけでなく小規模農家等も含め、経営規模に応じた多様な支援施策を実施していきます。

なお、長野県との共同事業により「輝く農山村地域」の創造に向けた新たな事業を実施していきます。地域資源のりんごを活用した持続的で発展し続ける町を目指し様々な視点で新たな取り組みを実施します。

コ 農道、農地及びこれら周辺の障害樹、雑草対策を進めること。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

農地（民有地）の支障木については、飯綱町支障木伐採補助金交付要綱により対応しています。（補助率1/2、補助上限額10万円）また、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用した共同活動により、農地周りの道路や水路の維持管理を地域ぐるみで実施しています。

●今後の方向性

支障木伐採補助金については予算を確保し、支障木の伐採の促進に努めます。また、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金事業の対象地域の拡大を推進し、集落における農地並びに農業用施設の維持管理の継続実施を図っていきます。

サ 今後の農業の発展には「ふるさと振興公社」を通じた施策が必要であり、的確な連携を図ること。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

町の農業振興、荒廃地対策はふるさと振興公社の担う役割は大きな状況です。

農家からの信頼を得ながら業務を実施していくためには、ふるさと振興公社の経営改革及び事業拡充等は重要な課題であり、とりわけ荒廃地対策や担い手育成等の農家支援・生産振興部門において、改めてその真価を發揮していくことが求められています。

こうしたことから、ふるさと振興公社の農業振興部門における体制の再構築を進めるとともに、事業拡充の中核として「地域商社機能」の確立と新規事業等の遂行力強化に向けた取り組みを進めているところです。

●今後の方針性

これまでの取り組みの中で、ふるさと振興公社の生産・加工・販売・体験交流等の各事業部門の事業領域は拡大していますが、ふるさと振興公社が農家支援や生産振興分野において、更に事業拡充を図っていくためには、人材の確保と経営基盤の安定化が欠かせないことから、人材育成と経営改善等の支援や、自立した事業の柱としての「地域商社機能」の確立に向けた取り組みを引き続き進めるとともに、生産者や関係事業者との連携強化と体制づくりを促進します。

シ 農業に関わる人口増加を目指し、家族農業、小規模農家への支援をさらに進めること。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

小規模農家等を対象とする「野菜塾」や小規模農業ハウス施設の設置補助等を実施している他、学校給食への供給・直売所等での付加価値化販売に向けた「有機農産物」の試験生産・勉強会を実施しています。町の農業に携わる人口の裾野を広げていくための取り組みや小規模農業者等の支援を幅広く進めています。

●今後の方針性

町としても、小規模農業など多様な農業経営体を農業の大切な担い手と捉えており、その育成・支援策については、引き続きソフト事業を中心に積極的に展開・拡充していく計画です。

また、国でも多様な形で農業に関わる者への支援策を講じ始めていることから、国の動向も注視しながら多様な農業者を実質的な農業の担い手と位置付ける中で、様々な農業者に対する、生産から販売までの多角的な支援方策の拡充について検討します。

ス 遊休荒廃地の拡大を防止し、農地の再生を含めた農地、農道、水路の保全に努めること。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

農業者の高齢化や担い手不足等により、遊休荒廃地は微増傾向にあります。

このため「荒廃農地利活用促進交付金」や農地の流動化促進の取り組み等により、遊休荒廃地の拡大防止を図っています。

また、農地、農道、水路の保全については、現在各地域において中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用する中で、その維持管理等を実施しており、これら交付金をより効果的に活用していくことで、農地等の保全に努めています。

●今後の方向性

「荒廃農地利活用促進交付金」の積極活用や農地の流動化促進等を引き続き強化・推進するとともに、担い手育成や援農強化等の取り組みを総合的に展開することで、遊休荒廃地の拡大防止に努めています。

また、農道、水路の保全については、現状の地域の共同作業による維持管理の実施を推進しつつ、各地区の要望による大規模改修が必要なものは、今後も緊急性などを見極めながら実施していきます。

2 商工業振興によるにぎわいのあるまちづくりの推進

(1) 雇用・就業の環境づくり、創業・起業支援

ア 町の発注する公共事業に当たっては、小規模事業者登録制度の周知を図り、可能な限り地元業者が受注の機会を得られる施策を引き続き講じること。

【回答】（企画課）

●現状と課題

小規模事業者登録制度は、町の発注する小規模工事等について、町内事業者の受注機会を拡大するための制度であることから、ホームページや広報紙等で制度の周知を図っている他、既登録者には更新期に通知するなど、登録漏れのないよう丁寧な対応に努めています。

また、制度の目的に沿って、小規模発注案件は受注可能な登録事業者を中心に発注するよう努めています。

なお、令和7年1月現在の登録者数は、48事業者（工事29、役務7、物品23）となっています。

●今後の方向性

本制度についての町内事業者の認知度は広がっていると思われますが、今後も定期的・継続的に制度の周知を図っていきます。

また、登録手続等の煩わしさ等から登録を行わない事業者も一定数存在する可能性もあるため、制度周知の徹底と併せて、登録手続等の簡素化について進めています。

(2) 町の魅力を活かした観光まちづくりの推進

ア 都市住民との交流事業を多様な角度から検討し、農家民泊受け入れ事業をバックアップするなど、実効性のある施策を推進すること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

令和6年度は、昨年度に引き続きワーケーションのより具体的な手法やニーズの研究、実証実験を実施しました。今後民間での運営を可能にするため、収益を出すメニューの確立、地域との連携や集客方法の開発が必要です。

●今後の方向性

都市部では、地方での活動を通して地域貢献をしたいという方々が増えています。町の基幹産業である農業が直面している人手不足を支援する形で、都市部企業の社員が副業として農作業を行う事業の構築を、引き続き研究していきます。

また、都市部企業の社員が地域住民との交流を通して飯綱町のファンになり、地域課題の解決を共に考えるような関係人口創出事業についても支援していきます。

この他、いいづなコネクトを拠点に、都市住民との多様な交流事業を展開するとともに、農家民泊と他分野のプログラム等を組み合わせた、新たなツーリズムコンテンツ等を民間企業と共同開発するなど、実効性の高い施策を推進します。

令和6年度において、交流人口による人手不足の緩和に資するため、ワーケーションの実証実験を引き続き実施します。

【回答】(産業観光課)

●現状・課題

都市と農村の交流事業は、飯綱町のファンや関係人口を創出していく上で非常に重要な取り組みです。現在、農家民泊を通じた体験交流等のニーズが高まっていますが、ニーズに十分に対応しきれない面もあることから多様な都市交流事業を展開していく上では、農家民泊等の受入農家の確保と体制づくりが課題となっています。

●今後の方向性

都市住民との交流事業は、産業観光分野のみならず、全分野横断的に取り組むことで一層の効果が期待されることから、引き続き多様な分野・領域の事業と組み合わせた都市交流事業を進めます。また、宿泊型の観光の促進を図り、若年層との交流人口拡大を目的とした合宿等誘致事業費補助金が創設されたことから、民宿での活用を進め誘客につなげていきます。

なお、恒常に実効性のある都市交流事業を展開していくために、二拠点居住や農業体験とワーケーションを組み合わせた「農ケーション」等の仕組づくりを積極的に促進するとともに、食・加工・自然体験等のプログラムを組み合わせたツーリズム事業との連携などにより、付加価値化や訴求力を高めた都市交流事業を展開していく計画です。

イ 信越高原連絡協議会に、しなの鉄道などの民間事業者を加え、長野市、妙高市、信濃町、飯綱町の4市町の官民が協働で、北しなの線を利用し、インバウンドを含めた実効性のある広域観光事業を実施すること。

【回答】(産業観光課)

●現状・課題

信越高原連絡協議会においては、行政だけでなく各市町の観光協会が加わり、また参与としてしなの鉄道を始め、えちごトキメキ鉄道、東日本旅客鉄道長野支社など鉄道会社もかかわっており官民で広域観光を進めています。

また、インバウンドについては、4市町を周遊するサイクリングコースを商品化し海外からの誘客に取り組んでいます。

●今後の方向性

信越高原連絡協議会を構成する4市町の観光振興にとって「北しなの線」は非常に重要であることから、しなの鉄道沿線観光協議会と連携した観光振興事業の取組みを研究していきます。

なお、妙高高原、野尻湖、斑尾高原エリアを中心とした外国資本によるインバウンドをターゲットとしたリゾート計画などもあり構成市町村等との連携をより一層深め協力し情報発信することでエリア内での誘客、周遊、滞在を促進していきます。

ウ 観光サポーター制度の充実、拡大を図り、民間の力を積極的に活用し、町として特徴のあるPRを行うこと。

【回答】(産業観光課)

●現状と課題

観光サポーターの方には、飯綱町の魅力、観光情報、農産物情報等を発信していただきおり町の誘客につながる様々な情報発信をしています。しかしながら制度が形骸化していることから今後、観光誘客を更に進めるため新たな展開に向けた研究が必要です。

また、新たなサポーターの委嘱はしていないものの、りんご学校を経験した生徒らが自ら首都圏などにおいて飯綱町のPRに協力いただいている。

●今後の方向性

観光サポーターのみならず、りんご学校の受講生など都市部で町を応援、宣伝してくれ「関係人口」の増加を今後も目指してまいります。

併せて、新たな町のファンを獲得するためのSNSを用いた情報発信も引き続き研究していきます。

第4 安全・基盤

1 暮らしを支える生活機能の維持・継承

(1) 生活の基盤となる上下水道等の整備・維持管理

ア 水道事業は、町民のライフラインを保障することから最重点事業として力を注ぐ必要がある。給水人口、給水収益が減少するなかで、有効率の向上などを効率的な事業運営に努めること。

【回答】(建設水道課)

●現況・課題

飯綱町の水道は、昭和37年に牟礼地区、昭和48年に三水地区で給水を開始して以来、生活に欠くことのできない美味しい水を安全かつ安定的に供給しています。現在の給水区域は、私営水道区域を除く町内ほぼ全域で、水道普及率は99.26%という状況です。

合併時から人口は減少し続けており、節水型機器の普及により水需要は年々減少傾向にあります。

また、施設面では有形固定資産減価償却率が5.6%を超え、管路経年化率も3.3%を超える状況にあり、町政の発展や生活水準の向上、高度経済成長期による水需要に対応するために集中的に建設した水道施設は更新時期を迎えていました。

今後は老朽化した施設の更新投資の増加が見込まれます。

●今後の方向性

令和3年度から水道事業運営の一本化に向けた基本計画の策定に取り組み、令和5年度から令和19年度までの長期的基本計画を策定しました。令和6年度から水道事業経営の一本化を行い、安全で美味しい水の供給に向けた新施設の建設投資及び経営の維持費用並びに老朽化した水道施設の更新投資にかかる財源として、水道料金の改定は避けられない状況から令和6年12月議会に水道料金改定に係る給水条例の一部改正を上程させていただきました。

現在、三水地区の水源を河川水から深井戸への移行のため、土橋水源系拡大整備事業に着手しています。また、有収率が低い牟礼地区においては、漏水調査・漏水修繕を実施し、有収率向上に努めてまいります。

イ 上下水道は、安定した運営ができるよう、長期的な視点に立った施設の更新、整備を進めるほか、将来を見据えた適正な料金体系の検討をすること。

【回答】(建設水道課)

●現況・課題

上下水道事業の安定した運営のため、平成28年度に上下水道事業共に平成29年度から令和8年度までの経営戦略を策定しています。

経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営基本計画であり、投資支出（施設の更新や整備等）と財政収入（使用料金等の財源）を均衡させた投資・財政計画です。

人口予測や水需要予測から料金収入が減少する中で適正な料金体系のため、料金の安定性、期間的負担の公平性、原価把握の妥当性等から財源試算を行い、料金収入の必要額を反映した経営戦略を策定しましたが、消費税の改定、新型コロナウイルスの世界的な流行など社会情勢の停滞により料金改定に至っていません。

●今後の方向性

将来を見据えた適正な料金体系を検討するため、上水道事業は、長期基本計画に基づき令和7年度から21年度までの投資財政計画を策定しました。

下水道事業は、令和2年度の地方公営企業会計移行後に経営戦略の見直しを行い、令和4年度から13年度までの経営戦略の改定を行いました。

安定した運営のためには、投資と財政の均衡が不可欠であり、料金算定期間はおおむね将来の3から5年毎の財源試算により料金収入の必要額を反映した経営戦略に改定する必要があります。

適正な料金体系を反映した経営戦略の改定に向けて、上水道事業では令和6年度（計画期間：

令和7年度から令和21年度までの15年間)、下水道事業は令和7年度(計画期間:令和8年度から令和17年度の10年間)に経営戦略の改定を計画しています。

2 地域の防災力・防犯力の維持・向上

(1) 安全に暮らせる社会づくりの推進

ア 災害時における地域ごとの安否確認、避難体制の構築、災害時要援護者台帳の整備を進めること。また、個別の避難計画を早急に整備するなど、真に実効性のある体制を整えること。

【回答】(保健福祉課)

●現状と・課題

災害時要援護者台帳は、年に一度更新し関係支援団体へ情報提供を行っています。また、社会福祉協議会において、「地域支え合いマップ」の見直しを各地区で進めています。

新しい要援護者台帳システムの導入により、土砂災害警戒区域等と台帳内容が地図上で確認ができるようになり、緊急性の高い方の把握が容易になり、いざという時の要援護避難者の避難支援に役立てています。

●今後の方向性

災害時の安否確認については、要援護者に対し、誰がどのように行うか、行政と社会福祉協議会をはじめとする福祉事業者等と連携して支援体制を構築してまいります。

個別避難計画について、令和6年度は医療的ケアが必要な方の計画について情報を収集しました。今後は、優先度の高い要援護者から計画を作成し、令和9年度の完成を目指します。また、地域支え合いマップと連携を図りながら避難訓練に活用できるよう取組み、町民の防災意識強化に努めます。

イ 防災計画に基づき、多発する自然災害に備え、県と連携して災害危険箇所の総点検を行い、事前対策を強めるとともに具体策を講ずること。また、既存建築物の耐震診断、耐震補強等を促進する施策を引き続き積極的に実施すること。

【回答】(総務課)

●現状・課題

「飯綱町ハザードマップ(土砂災害洪水避難地図)」の更新を随時行い全戸に配布して災害発生危険箇所の周知を行っています。

令和6年度には、国の防災基本計画及び長野県地域防災計画の改訂にあわせ、飯綱町地域防災計画の修正を進めています。

また、県と市町村が連携し、「長野県地震防災対策強化アクションプラン」策定に向けたワーキングを設置し協議を進めています。

●今後の方向性

ハザードマップの情報を住民に浸透させることで、地域防災力の強化に努めます。

また、現在進めている「長野県地震防災対策強化アクションプラン」策定に向けたワーキン

グにおいて、発災への備えの周知などの予防対策、避難所運営や支援物資の円滑な提供などの応急対策、県内・外への職員派遣体制の整備などの復旧復興対策等、県と市町村が連携し備蓄体制の充実・強化、応援体制の強化を進めています。このプランは地震防災対策ではありますが、あらゆる自然災害においても、県と一緒に防災対策の強化を図ってまいります。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

異常気象や地震等によりため池が決壊し、家屋や公共施設に被害を及ぼす恐れのある防災重点農業用ため池は、飯綱町内に5ヶ所と信濃町にある飯綱町等が管理者のため池2ヶ所の合計7ヶ所が指定されており、そのうち東柏原清水地籍のため池を除く6ヶ所については、令和2年度末までに想定される「浸水範囲」「浸水深」「到達時間」の災害情報と避難場所の位置等を掲載したハザードマップを整備しました。また、長野県ため池監視システムを靈仙寺湖、靈仙寺(2)ため池及び高坂の西ノ入ため池に設置し、誰でもインターネット環境があれば見られる体制が整えられました。

ほかに、令和4年度から防災重点農業用ため池の地震耐性評価調査を実施しています。

●今後の方針

作成したハザードマップについて、迅速な避難の際のツールとして利用いただけるよう関係地区に周知するとともに、防災訓練等でも再確認していただき、防災意識の向上に役立ててまいります。

また、ため池は多面的機能の一つとして雨水を貯留し洪水を調節する能力を有しています。ため池管理者との協力のもと農閑期における低水位管理を実施し豪雨による洪水対策を図ります。

【回答】（建設水道課）

●現状・課題

建築物の耐震化を促進するため、耐震改修促進法の改正に伴い耐震診断の義務付け対象となる昭和56年5月末までに着工された以下の建築物等について、国・県の補助事業を活用し、耐震診断・耐震改修に要する費用の一部の補助を行っています。

現状では耐震改修事業費が高額なるため、耐震診断を行っても改修に至っていない状況である事が課題でもあります。

●今後の方針

当該建築物に対する耐震診断・補強設計・耐震改修について、国が直接的に耐震化に係る取り組みを支援することとしており、大切な住宅を地震被害から守るために耐震改修を行う場合の費用負担を軽減できるよう国・県の制度を周知し、耐震化に向けて引き続き活用を積極的にして参ります。

ウ 地球温暖化に伴い、自然災害が恒常的に発生することが考えられる。特に、豪雪、豪雨、干ばつ、洪水、高温等の防災対策を県と連携し、迅速かつ計画的に行うこと。

【回答】（総務課）

●現状・課題

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し甚大な被害が発生しています。令和元年の台風19号では長野市を含め県下各地に大きな災害の爪痕を残しました。町内においても一部家屋の破損や広範囲にわたる停電、農業関係などに大きな影響を与えました。

令和6年度には、国の防災基本計画及び長野県地域防災計画の修正等によるもの、また、災害協定など町独自の修正等、飯綱町地域防災計画の修正を行っております。

●今後の方向性

令和6年1月の能登半島地震を機に、県と市町村が連携し、「長野県地震防災対策強化アクションプラン」策定に向けたワーキングを設置し協議を進めております。

また、大規模災害に備えるため、令和7年度当初予算において、非常食・備蓄品の購入、指定避難所マンホールトイレスистем設置工事、災害用組み立てトイレの購入などでの予算を計上しています。

3 将来にわたり持続可能な行政運営

(1) 信頼される行政運営の推進

ア 行政評価制度については、「事業の改善点の発見」という制度の究極の目的を当事者意識として持った上で、本来の町業務に必要な時間、人材を確保するため、目的に照らして不必要的ものを極力省くなど、制度の効率的な運用を図ること。

【回答】（企画課）

●現状と課題

行政評価制度の効率的な運用を図るため、令和5年度に制度の見直しを行い、政策・施策評価を毎年度実施することとした他、令和6年度から、行政報告書と事務事業評価の一体化を図り、総合計画の進捗状況と総合計画に体系化されている各事務事業の成果・改善点等を可視化することにより、実効性のある評価制度運用に努めています。

一方で、評価制度を大幅に見直した直後でもあり、その運用面等において過渡期に也有ることから、評価制度をより実効性の高いものとしていくために、職員の意識改革や更なる制度改善を図っていくことが重要と考えています。

●今後の方向性

行政評価制度については、その目的を果たし意義のある制度としていくために、隨時改善を図りながら弾力的に運用していくとともに、職員一人ひとりが成果や事業の改善を意識して行政運営を進めるための意識改革を図っていきます。

また、令和7年度より第3次総合計画の策定が始まるところから、次期総合計画の策定と進捗管理を見据える中で、行政マネジメントとしての評価制度を確立するとともに、BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング：業務全体のプロセスを抜本的に見直し再構築すること）等の取組を導入するなど、常に改善を意識する中で持続可能な行政運営を進めていきます。

(2) 持続可能な財政運営の推進

ア 今後、老朽化した施設は大きな財政的なリスクになり得る。公共施設等総合管理計画に基づき、適正な管理を行うなどにより、財政負担の平準化を図ること。

【回答】(総務課)

●現状・課題

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を令和5年度末までに策定し、計画に基づく公共施設等の管理を進めております。

●今後の方向性

今後も、個別施設計画で定めた各施設の方向性に従って、更新・改修等を実施してまいります。計画では、老朽化した施設を含め、利用状況、維持経費などを考慮し、廃止の方向となっている施設もありますので、計画に基づいた適正な管理に努めてまいります。

第5 安心・健康・福祉

1 切れ目ない子育ち・子育て支援

(1) 子どもがいきいきと育つ環境づくりの推進

ア 子ども基本法に基づき、町全体で子どもの育ちを支え合い、子どもたちが健やかに成長するための条例を制定するため、関係者による協議会を組織して検討すること。また、子どもに対する町の基本姿勢を示した上で、子育てサービスの充実と拡大を図ること。

【回答】(教育委員会)

●現状・課題

こども基本法は、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、令和5年4月1日に施行されました。こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定されたものです。

町でも、こども基本法の内容にそって、こどもや若者に関する取組を行っていくものであり、町の総合計画を基本に教育大綱や子ども・子育て支援事業計画等で、教育理念や基本方針を示し教育行政を進めています。

●今後の方向性

条例制定については、子育て支援全体の基本理念や推進方針を規定すると同時に、町のすべての子どもの権利や保障、子どもの成長に応じた大人たちの役割（町、保護者、地域、事業者、教育施設関係者等）や、幅広い施策の推進体制を定めることが必要と考えます。

多くの関係者の機運の醸成が図られた時には、条例制定に向けて、関係者による協議会の組織づくりができるよう検討してまいります。

また、子どもに対する町の基本姿勢として、町の総合計画を基本に教育大綱や子ども・子育て支援事業計画等で教育理念や基本方針を示し、子育て支援に取り組んでまいります。

イ 子どもたちが置かれている貧困の実態（ヤングケアラーを含む）を調査し、支障が認められる子どもたちを支援すること。

【回答】（保健福祉課）

●現状と課題

令和5年度に実施した、障がい者計画作成時アンケート（年代別に無作為抽出900人へ配布、4割回答）では、1.1%の方からヤングケアラーだと思われる方がいると回答があった。

生活困窮世帯でお子さんがいる世帯は、福祉係、保健師、子育て支援係が連携して支援にあたっています。

●今後の方向性

重層的支援体制整備事業の取組みの中で「気づく」ことが大切であり、心配されるお子さんには民生児童委員や行政、学校等関係機関との連携をもって対応します。

子どもの居場所づくり促進事業のこども食堂事業（てんぐカフェ）を継続して実施します。状況に応じて個別に、飯綱町社協やまいさぽ信州長野、一般社団法人いいしょく等の食糧支援等に繋げていきます。また、県のすこやかスタディサポート事業で生活困窮者家庭等の子どもに対する学習・生活支援を行います。

【回答】（教育委員会）

●現状・課題

小中学校では、児童生徒が生活の中で抱えている様々な問題の解決のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援を実施しており、家庭内の悩みや不安などにも相談支援等を行っています。また保育士による子育て家庭の相談や、子育て支援係でひとり親に対する相談支援などを行っています。

子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。（令和6年6月12日施行）

また、特に市町村においては、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法による実態調査を定期的に行うことが重要とされています。

町では、経済的な援助が必要な家庭には、学校教育法第19条の規定に基づき就学援助の支援を行っています。

●今後の方向性

まずは、学校等の関係機関を通じて、主に任意の記名式等の個人が特定できる方法による調査を実施し、ヤングケアラーの把握に努めます。あわせて貧困の実態や、様々な悩みや困り感をもつ子どもたちの把握に努め、必要に応じて支援につないでいきます。

ウ 加配保育士や加配教員による障がい児や発達障がい児への支援を継続すること。

【回答】（教育委員会）

●現状・課題

すべての児童生徒が自分らしく学ぶことができる学校づくりを進め、個々の障がいの特性や発達段階に応じ、学習支援員や介助員を配置し、一人の子どもも取り残さない学びの環境を整えています。

保育園においても加配保育士や看護師を配置し、早期から個々に対応したサポートを行っています。

●今後の方針

一人の子どもも取り残さない環境を整え、個別最適な学びの場を創出しつつ、今後も適切な職員配置に努めてまいります。

エ 有機食材を含む地元食材の学校給食への活用をさらに促進すること。

【回答】(教育委員会)

●現状・課題

学校給食は、食材を通じて町の自然や文化、産業等の理解を深めることが大切であることから、飯綱町産食材を活用し、特に米・味噌については100%町内産を使用しています。その他の食材についても、町内農産物直売所・JA・農政担当・調理場で連携し、地元産食材の納入に対し連携を深めています。

令和6年度は、課題となっていた納品受入時間等について、当日の早朝納品から前日納品へ変更し、また、調理場内に一時的に野菜を保管できる空調設備付スペースを設けるなど、食材を納入しやすい体制を整えました。

なお、令和6年度も地元有機野菜を一部給食に取り入れ供給しましたが、有機野菜を安定供給できる生産者がいないことが課題となっています。

●今後の方向性

引き続き地元産食材の活用は、地元生産者や事業者と連携する中で積極的に取り入れてまいります。また、各食材の年間使用量等の情報提供を行うなど、生産者が計画的に生産・納入しやすい体制を整えてまいります。

なお、有機食材については、今後も産業観光課農政担当と協力し、活用拡大に努めてまいります。

オ 子どもの豊かな人格形成を育むため、専門学校、大学との人的交流の機会を設けること。

【回答】(教育委員会)

●現状・課題

令和5年4月より、公立大学法人長野県立大学と「教育・保育及び子育て支援分野における連携に関する協定書」を締結し、教育・保育及び子育て支援分野において相互に協力することとしています。主に、子育て支援センターと町立保育園において、学生や教授等と人的交流を行っています。

●今後の方向性

長野県立大学とは、今後も引き続き人的交流を行っていきます。また、他の専門学校、大学等との人的交流についても検討していきます。

2 誰もが安心していきいきと暮らすことができる社会の実現

(1) 高齢者が安心していきいきと暮らすことができる社会の実現

ア 認知症高齢者対策の一つとして、各地区での見守り体制を充実させること。

【回答】（保健福祉課）

●現状と課題

認知症の早期発見、早期対応のための認知症初期集中支援チームを設置しています。チーム員会議は隔月で開催し、認知症により生活に支障が生じている方のケースなどを取り上げ、フォロー等支援に繋げています。より詳しく相談を受けたい方向けには認知症専門相談会も開催しており、相談口の範囲を広げているほか、認知症相談へのアクセスと知識普及のため認知症ガイドを作成しています。

認知症行方不明者が出了際の情報発信の仕組みである「ささえ愛ネットワーク」を、「飯綱町メール配信サービス・防犯情報」に統合し、認知症行方不明者の情報をより多くの方に知ってもらい、早期発見につなげる体制としています。また、オレンジパートナーが主催しているオレンジカフェでは、オレンジパートナーが中心になって、月1回開催され好評を得ており、認知症の方やその家族、地域の方々との交流により社会参加の場ともなっています。

また、地域の連携による支援体制として認知症SOSネットワークを引き続き整備し、認知症の方や家族が安心して暮らせるよう同ネットワーク登録者に対しては、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業も付帯して体制整備を行っています。

「認知症サポーターのいるお店事業」（認知症を正しく理解し、認知症の人及びその家族に対し温かく支援する意識を持った店舗、事業所、施設等を認知症サポーターのいる店として登録し、町が公表することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進することを目的としている）では、令和5年度、新たに1事業所を登録し、現在16事業所の登録があります。

令和5年2月にはチームオレンジを発足しました。チームオレンジでは、認知症の本人や家族の声を集約する場所としてオレンジカフェでの活動を進めつつ、令和5年度からは認知症の本人一人一人の支援ニーズを基に個別の活動を開始するなど、本人を中心とした地域づくりを進めています。

●今後の方向性

防災防犯メールサービス会員の登録推進と、認知症初期集中支援チームの役割については、住民や関係者に周知するための取組みや、分館を対象とした学習機会の提供を図り、認知症に対する理解を深める取り組みを行います。認知症の方やご家族、地域の方や専門家が気楽に集い、お茶を飲みながら語らい、交流を楽しんだり、くつろいだりする場所であるオレンジカフェの充実を進めたい。

総合事業の通所型サービスBにおいても認知症に関する知識の普及を進め、地域で支え合い

や見守りが行えるようサポートもします。

認知症サポーターのいるお店事業も開始したので、認知症に関する知識を持ったサポーターの養成を、引き続き推進してまいります。

認知症サポーター養成については、開催場所や時間、受講者数などの制限を設げず、引き続き各地区や団体、事業所等、幅広く住民の皆さんへ受講を呼び掛けていくとともに、前回受講から何年も経過している地区等も多く、各種制度や医療など認知症を取り巻く環境の変化も多いことから、再受講も呼び掛けていきます。

今後、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく、市町村計画の策定を進めたり、今と未来のために「古い認知症感」を「新しい認知症感」に変革する取り組みを行いつつ、地域での見守り体制の整備を進めていきたい考えです。

(2) 障がい者が自分らしく生活を送ることができる社会の実現

ア 障がい者自立支援法を遵守するため、福祉と労働の双方を横断的に関わる人材の体制を充足し、雇用の場を確保すること。

【回答】(保健福祉課)

●現状・課題

障がい者の就労支援は雇用施策と福祉施策の連携が必要不可欠ですが、一体的推進の展開が審議される体制整備がなされていないのが現状です。福祉係としては福祉施策のもと就労移行支援等の就労系サービスの利用を促進し、一般就労に向けた支援を実施しています。また、現在、一般就労をしている障がい者に対しても、就労定着支援サービスの利用を促進し、安定した雇用のための支援を行っています。

町では、就労サポート事業を社会福祉協議会へ委託して実施しています。

●今後の方向性

障がい者の雇用について、理解と関心を高めるために事業所・NPO法人と協働で町民・事業者研修会、地区講演会を開催し、障がい者雇用について啓発を行い就労の拡大を図るとともに、福祉現場の人材不足を障がい者雇用で補う福福連携の検討やまいさぼ信州長野との連携を図ります。

就労サポート事業は、産業観光課農政係や飯綱町人材センターと連携して農福連携を実施し事業の充実に努めています。

(3) 地域で支え合う福祉の体制づくりの推進

ア 隣近所や地域の力を活用するインフォーマルなサービスの提供ができるよう、飯綱町地域サポーター、生活支援コーディネーターの育成を図り、より活躍できるよう支援すること。

【回答】(保健福祉課)

●現状・課題

飯綱町地域センター（つながり隊ボランティア協力員）つながり隊の活動については、「つながり隊のプロモーションDVD」を制作して、活動内容を明確化したことから、徐々に各地区での活動が進んできています。

生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターと連携して町内の高齢者の日常生活支援体制の充実等の取り組みを、町が介護予防・日常生活支援総合支援事業を開始以来配置（平成28年～）活動してきました。これまで通いの場の創設など多岐にわたる事業を創設したり、生活支援の担い手のサービスとニーズのマッチングをしたり、地道に活動してきた成果が、これまでの飯綱町の介護給付費が急増することもある程度抑えてこられた成果でもあると見ておきます。

●今後の方向性

町社会福祉協議会と連携して、生活支援コーディネーター活動、生活支援体制整備の協議体により、地域の中でお互いに支え合う仕組みづくりの構築（住民主体型福祉）に引き続き取組んでいます。また、通所型サービスB（住民主体による支援活動）の拡充を図り、地域の活性化に繋げていきます。

新型コロナ後の通いの場の再参加を促す取り組みについても考えていきます。

国県等が主催する、生活支援コーディネーター向けの各研修にも参加いただくよう、町からも働きかけ資質の向上に努め、地域福祉の増進につなげてまいります。

なお、プロモーションDVDを活用して、活動を視覚化するため地区学習会やボランティア協力員研修会を開催すると共に、第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画（令和3～7年度）により一層の周知を図り、活動を展開します。

イ ボランティア活動参加者が固定化していることに対応し、どこでも、誰でも、気軽にボランティア活動に参加できるよう、ボランティアアドバイザーの養成をさらに進めるとともに、人々のライフステージに沿ったボランティア活動の機会、気軽に参加できるプログラム等を提供するよう努めること。

【回答】（保健福祉課）

●現状・課題

地域福祉の充実については、第4期地域福祉計画及び第3期地域福祉活動計画に基づき、世代や分野を超えた「つながり」を重視し、「助け合い」を基本とする「地域共生社会」の実現に向けた、各種の施策を推進しています。

町民が自分の地域に関心を持ち、地域社会に何らかの形で参加することが地域福祉の一歩です。高齢者や障がい者、子どもへの声かけ、身近の場で見守り活動するなど、地域の支え合いやボランティア活動が根付いていくことが大事です。しかしながら、地域での付き合いなど、年々希薄になってきているのが現状です。

●今後の方向性

地域の福祉課題の解決に向け、住民とともに取り組んでいく活動が「地域福祉」の理念です。地域福祉の充実を図ってい行くための最も重要な鍵は、地域福祉活動を支えていく人材の育

成・確保だと考えますので、ボランティア等の養成・研修や相談・支援の体制づくりを強化するとともに、つながりから広がる安心の住民ネットワークづくりを進めます。併せて高齢者や障がい者・子どもへの声かけ、身近な場で見守り活動など、「あいさつ声かけ運動」や「つながり隊」等の活動を推進していきます。

社会福祉協議会と連携し、高校生ボランティア活動の支援（ふれあい広場への参加、空き缶プレスなど）、ひまわりプロジェクトや中学生といきいきサロン交流会を実施するなど福祉教育を実施していきます。

3 安心して暮らせる健康づくりの推進

(1) 健康の保持・増進の支援

ア 特定健診受診率、特定保健指導実施率が町の目標値に達することができるよう努力し、生活習慣病予防と健康長寿の町づくりを進めること。

【回答】（保健福祉課）

●現状・課題

令和5年度特定健診受診率は45.8%、特定保健指導実施率は49.5%でした。未受診者対策として健診を申し込んでいない方へインターネットからも申し込みができる体制を整えました。特定保健指導は保健師や栄養士と個別面談の他、飯綱病院で頸部エコー検査や血液検査を含むメニューも整えています。多忙であることや生活習慣を変える意思はないといった理由から介入を希望されない方もおり、保健指導実施率は伸びていません。

●今後の方針

第3期特定健診特定保健指導実施計画に基づき、健診及び保健指導を実施します。未受診者対策の評価をしながら、より多くの方に受けさせていただけるよう今後も内容や方法を検討していきます。また、保健指導について、支援者は今後も研鑽を積み、介入を希望しない方にも介入の機会を探っていきます。

イ 「健康づくり宣言」を尊重し、住民自らが健康づくりに励むことができるようさらに啓発すること。

【回答】（保健福祉課）

●現状・課題

赤ちゃんから高齢者を対象に各種健（検）診、健康教室、相談事業を実施しています。そのような機会に食事や身体活動、心の健康について状況をお聞きし、必要な情報を伝えています。

●今後の方向性

飯綱町健康づくり計画「健康いいづな（第3次）」に基づき、検診や健康教室、健康相談を実施していきます。また、自殺対策計画「第2次いのち支えるネットワーク推進計画」及び重層的支援体制整備事業に基づき、心の健康づくりを推進していきます。

ウ 介護保険事業では、介護予防に一層努め「元気で長生き」を進めること。

【回答】（保健福祉課）

●現状と課題

介護に対する意識が在宅介護から、施設志向に変化していることもあり、介護保険給付費にも大きく影響しています。これまで、団塊の世代が75歳以上になる2025年と、65歳の方が75歳を迎える2040年を見据え、地域包括ケアシステムを構築するなかで介護予防事業を一層推進する考えです。

KDB データと通いの場における体力測定等の実績データの分析に着手しております。「通いの場に参加する行動により20万円程度、一人当たりの社会保障費の低減効果があるほか、要介護リスクとして通いの場参加者より、非参加者の方は4倍程度高いという結果を得ました。」この結果をふまえ通いの場への新規参加や目標など想定行動計画や今後の予防事業の計画を推進する展開を考えています。

●今後の方針性

総合事業を活用した介護予防支援を引き続き推進していきます。町で進めている通いの場の介護予防事業については、医療費や介護費抑制効果のデータ分析を行い、定量的に効果の検証をして評価を行います。

総合事業における通所型サービスBの活動で、地域の人を誘い合い、従事者間で参加者の状況を共有し、地域で支え合い生活していくようサポートもしていきます。

生活支援コーディネーターによるニーズの取り込みや更なる通いの場サービスの創出にも努めます。ほかに、既存事業におけるデータの分析活用を行い、後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業でより効果的な介護予防・健康づくりの取組を行い、健康寿命の延伸を目指す考えです。令和6年度から開始したスマートメーターによる一人暮らし高齢者のフレイル予防のためリスク検知の新たな仕組みも活用してフレイル状態の把握に努め、予防事業への誘引に活用してまいります。

(2) 飯綱病院の医療体制の充実

ア 地域医療を支える飯綱病院においては、経営強化プランの確実な実施とともに、医師、看護師、薬剤師を確保し、さらなる医療体制の構築に努めること。また、事務局体制を強化すること。

【回答】（飯綱病院）

●現状・課題

医療従事者の確保は引き続き困難を極めています。医師につきましては現在の診療規模に対する配置基準定数は確保できておりますが、院長後継者の育成、医師の高齢化、医師の働き方改革への対応が求められています。また、夜勤ができる看護師の確保および薬剤師の確保が非常に難しい状況です。

●今後の方針性

公立病院経営強化プランを確実に実施していくことで職員の労働環境を整備し、内部から病院機能を高める工夫を行い、財源、人材確保に努め、質が高く持続可能な地域医療の提供に努めてまいります。

4 拠点をつなぐ交通ネットワークの充実

(1) 利用しやすい交通環境の構築

ア 北しなの線の運営について、県や近隣市町村と連携し、これまで以上に町民の利便性を高め、マイカーからの利用転換につながるよう、積極的な利用促進に取り組むこと。

【回答】(企画課)

●現状と課題

令和5年度の北しなの線の運営状況は、輸送人員が対前年比100.3%、旅客収入が同106.2%と、それぞれ微増したものの、牟礼駅の1日当たり平均乗降者数は、対前年比93.7%（947人）と減少しています。

町では、県や近隣市町と連携し、既存設備や車両更新等の支援を実施している他、地域住民や関係機関等との協働により利用促進の取組を多角的に進めています。

しかしながら、人口減少が今後更に進む中にあって、従前の輸送人員の維持や鉄道利用者の急伸を見込むことは難しく、事業者の経営は更に厳しさを増すことが予測されることから、利便性の向上や利用促進は一朝一夕に進まない厳しい現実があります。

●今後の方向性

地方においては、鉄道の有する速達性・定時性・大量輸送性等の特性を活かすことが難しく、経済性の観点からは、その必要性・有用性が低いことは否めない側面があるだけでなく、地方の生活様式や社会情勢等を考慮すると、自家用車からの利用転換を加速させることは容易ではありません。

しかし、北しなの線は、地域の資産として町民に安心感を与える存在であり、町の活力を維持するためになくてはならないインフラであることから、地方鉄道の意義と価値を再評価し、今後も県や沿線市町村と連携を図りながら、利用促進に向けて積極的に取組を展開していきます。

また、令和8年3月に、しなの鉄道へのSuica導入が計画されており、利便性の向上が期待されるところですが、それに伴い牟礼駅の無人化が予定されているため、町では無人化に伴う駅舎の利活用について検討を開始し、利用しやすい環境整備を進めていく計画です。

イ 駅を中心とした地域の活性化と鉄道の利用促進、利便性向上を図るため、駅周辺の空き店舗活用の取組を前進させること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

駅周辺の空き店舗については、徐々にではあるものの、民間による活用が図られており、周

辺の活性化に寄与している状況が見られます。

一方で、今後も空き店舗は増加する可能性がある他、牟礼駅周辺の賑わいを創出するまでには至っていない面もあることから、地域とも連携する中で空き店舗活用を促進しやすい環境を整えていくことが必要です。

●今後の方向性

空き店舗の活用については、空き店舗等活用事業補助金などの補助制度の他、事業チャレンジ等により創業機運の向上とその支援を進めるなど、民間が空き店舗を活用しやすい環境を整えてきたことで、一定の成果が得られています。引き続きこれらの施策を拡充するとともに、牟礼駅を中心とする新たな賑わいの創出に向け、創業者等に対する支援の強化や事業承継の体制整備など、幅広い取組を展開していきたいと考えています。

ウ 地域住民が運行するコミュニティタクシー事業の仕組みを、町が各集落と協議し開始すること。

【回答】（企画課）

●現状と課題

地域住民の運行によるコミュニティタクシー事業は、公共交通を補完する移動手段の一つとして期待されるものですが、集落等で運行を担っていく場合の人材等の確保、タクシー事業者等の運営協力、共助意識の醸成など多くの課題もあり、その仕組みづくりや体制構築に向けた機運・環境を醸成していくには、相当の時間を要するものと考えられます。

一方で、日本版ライドシェア（自家用有償旅客運送）の取組が各地で進みつつあることを踏まえ、町としては、集落等による運行にこだわることなく、地域の実情に合わせて、実現可能且つ効果的なコミュニティタクシー等の可能性について、町の交通システムを再構築していく過程において、引き続き検討を進めていく計画です。

●今後の方向性

高齢交通弱者の増加に対応したきめ細やかな地域内交通手段の確保は急務の課題であることから、地域内の共助を基本とするコミュニティタクシー等（自家用有償旅客運送）の仕組みは、買い物弱者対策や休日・夜間の移動など、現在抱える課題に対する一つの解決策になり得る可能性があります。

しかしながら、現状は地域住民が主体となって運行するコミュニティタクシー事業の仕組みづくりは、地域内の機運・環境とともに醸成されておらず、中長期的な視点から、その体制づくりを進めていく必要があると考えます。

そこで、まずは町として、既存の交通システムの最適化を進めていくことに注力し、その上で不足する部分について、コミュニティタクシー事業等により対応していく方向で、引き続き検討を進めています。

第6 移住・交流

1 移住・定住の推進

(1) 試住・移住・定住の支援

ア 社会的な現象である少子化の中にあって、人口減少を加速させないためには、町への移住者を増やすことが大切であり、そのため、移住希望者の目線に立ってさらに効果的な施策を推し進めること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

移住関連の各種経済的支援、移住相談会の開催、移住体験ツアーの開催、移住体験住宅の運営、移住定住支援サイトの専用ホームページによる情報提供、移住者受入協力企業の掲載など、移住者獲得に向けて「結（つながり）・職（しごと）・住（すむ）」の様々な施策を実施しています。

令和6年人口異動は92人の人口減（109人の自然減、17人の社会増）と、令和5年数値（170人の人口減（126人の自然減、44人の社会減））から大きく改善し、特に社会増減については飯綱町発足以来初の社会増という結果となりました。

●今後の方向性

令和7年度では丁寧な移住相談や、飯綱町の魅力の情報発信等に特に力を入れ、社会増の継続を目指します。

イ 移住者へのアフターフォローの充実により定住を促進すること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

移住者のアフターフォローの充実は非常に重要であると認識しています。現在は、移住者交流会の開催により、移住者のコミュニティづくりの場になっています。また、町では4人の移住サポーターを委嘱し、先輩移住者として移住者及び移住希望者の相談に乗っていただいています。

●今後の方向性

今後も、人口増推進室及び移住サポーターの官民が連携して移住者のフォローを行っていきます。

ウ 若者定住対策は、若者のニーズを把握した上で、生活基盤づくりの支援を進めること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

若者の移住定住を促進するには、若者の不安を軽減することが重要です。学校を卒業し社会人になりたての頃は、給与も低い場合があり、その上在学中に貸与されていた奨学金の返還を継続的に納付していくかなければならない方もいると思われ、経済的に負担増になっているケースがあります。

また、若者の婚姻に関しても新生活をスタートする際、住まいを確保するうえで費用がかかりますので、結婚生活に対する不安が想定されることから、少しでも負担軽減となるような支援を行うことが必要です。

また、移住者の仕事の一つとなる特定地域づくり事業協同組合制度を令和7年度より導入するよう進めています。

●今後の方向性

新規事業として町内に若者の定住確保を目的に、「若者U I J ターン者奨学金返還支援補助金」（1人当たり最大200千円を10年間の補助）や、「結婚新生活支援事業補助金」（1組当たり最大1,000千円の補助）を実施し、生活基盤づくりの支援をしています。

今後も、若者のニーズにあった支援や若者住宅の確保及び仕事を見つけやすい環境を整えていくとともに、移住者の仕事の一つとなる特定地域づくり事業協同組合の早期設立を目指し進めています。

なお、町の転入のメインターゲットは、就学前の子どもがいる子育て世帯であることから、この世帯が本町に転入したくなるような、新たなインセンティブについても研究してまいります。

(2) 関係人口の創出・拡大

ア 「将来的には飯綱町に住もう」と思ってもらうことも大切である。そのための関係人口を増やす施策をさらに推し進めること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

関係人口の創出は、人口減少時代の重要テーマと位置付けており、これまで地方創生推進交付金事業を活用して取組を実施してきました。特に、小学校跡施設活用事業を中心に、関係人口づくりは着実に進んでいます。また、飯綱町の強みであるふるさと納税寄付者を次のステップとしてどのように関わってもらうかということが課題です。関係人口を増やすためには、農業・観光・教育・子育て等の各分野連携による取り組みが不可欠であり、地域の活性化を図りながら、単なる関係人口に留まらず、将来的な移住につなげていけるような施策展開が重要と考えています。

●今後の方向性

人口を奪い合うのではなく、都市と地方で人材を共有し、地方の地域課題に都市住民も関わってもらうような関係人口の創出が重要であると考えています。

これまで町は、ワーケーションを、地方で観光を楽しみながら仕事をするという位置づけで実証実験をしてきましたが、今後は、都市住民が町に短期滞在しテレワークをしながら、空いた時間で農業や地域活動の人手不足など地域の課題に関わっていただくような、より社会性の強いワーケーションの実施に取組んでいきます。

また、対象を個から企業へ拡大し、企業がワーケーションとして社員を町に送り込んでいただけるような仕掛けづくりを構築していく計画です。企業を対象としたワーケーションは、関係人口の創出、地域課題の解決だけでなく、将来的に町へのサテライトオフィスの誘致にも繋がると考えています。

2 都市との交流・国際交流の推進

(1) 都市間交流の推進

ア 住もうプロジェクトを実効性のあるものにするため、都市住民との交流や定住促進を強化すること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

人口増推進室を設置し、空き家活用、移住者増を目的に、実効性のある施策を本格的に進めています。空き家バンクについては、令和2年度から宅建協会と協定を結び、空き家情報の整備、情報の公開、売買という空き家流動化のスキームを整備しました。このスキームにより、一般住宅、別荘などの空き家が、着実に動くようになりました。令和2年度以降、新しいスキームにより、令和6年1月末現在の累積で空き家バンクについては、売買35件、賃貸13件、空地バンクについては、売買10件の成約に至っています。

また、空き家活用を主業務とする地域おこし協力隊を令和5年1月から委託しています。業務の中で、空き家と思われる物件についての現地調査や現状把握、空き物件活用意向調査等を行っており、一棟でも多くバンク登録ができ利活用に繋げられるように活動しています。

●今後の方向性

空き家のより一層の流動化のため、移住定住応援リフォーム補助金、移住定住促進中古住宅等購入費補助金、空き家家財道具等処分支援補助金の補助制度を継続するとともに、利用しやすい補助制度となるよう研究を重ねます。

今後は、空き家の流動化を更に進め、空き家の解消による住環境の改善、移住・定住の促進を図ります。

【回答】(企画課)

●現状と課題

産業交流事業として、旧村からの繋がりのある自治体との都市交流、関係人口創出を目的に実施しています。

各種イベントでは当町のりんごを始めとした農産物や加工品が高評価を得ています。

●今後の方向性

各イベントで町の農産物、加工品が高い評価を得ています。この評価を人との結び付け、更なる都市交流につながるための新たな取り組みを研究していきます。

(2) 国際交流の推進

ア 地方創生や移住定住の推進には、働く場所の確保が必要である。景観・環境に悪影響を与えない企業の誘致を進めるとともに、外国人増に対応可能な体制（文化の違いの認識、日本語の教育環境等）の整備をすること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

地方創生や移住定住を短期で推し進めるには、大勢の雇用を生む大企業を誘致することが

早道ではありますが、土地の確保やインフラ整備などが課題となっている他、立地条件の不利性なども企業進出の障壁となっていると考えられ、企業誘致を進める上では様々な環境整備が必要な状況にあります。

また、町内に移住する外国人も徐々に増えている中で、多文化共生の意識を醸成していくため、令和6年度から国際交流業務を任務とする地域おこし協力隊を採用し、町内の在住外国人と地域住民との交流の場づくりや、国際交流の促進に向けた環境整備を進めているところです。

●今後の方向性

企業誘致については、地域課題の解決や活性化に資する企業等の誘致に向け、引き続き環境整備を進めていく計画です。また、新たな働く場の確保に向けては、令和7年度に特定地域づくり事業協同組合の設立を予定していることから、同組合を起点に多様な人材の受入と育成を図っていくとともに、起業・創業や町内事業者の事業継続・承継に向けた支援の拡充等を進めていく計画です。

外国人増に対応する体制整備については、地域おこし協力隊の活動を通じた交流の場づくりを拡充していくとともに、飯綱町国際交流協議会や町内在住外国人等との連携強化により、幅広い環境整備を推進していく予定です。

3 誰もがあらゆる分野でいきいきと活躍できる環境づくり

(1) 共動によるまちづくりの推進

ア 住民が地域を知り、課題を見出し、話し合いの上で、住民と町が“共動”で課題を解決し、集落の活性化を図ること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

住民が地域を知り、課題を見つけながら、住民と町が「共動（総合計画における町の造語）」でその解決を図り、地域の活性化を図ることは重要であると考えています。

令和4年度から若者的人材育成及び若者による地域の活性化を目指す飯綱若者会議事業を実施し、若者たちが地域を見つめ、地域の活性化について、町に提案・実行できる場を設けました。

●今後の方向性

地域を良くすること、暮らしやすいまちにしていくこと、元気なまちにしていくことは、行政だけでできるものではなく、行政が住民や企業と連携して進めていく必要があります。住民がまちづくりの主役になるよう、住民のまちづくりの背中を押すような事業を進めていきます。

若者会議については令和7年度も引き続き実施し、継続性のあるより深い内容にしていきます。令和7年度当初予算案において、若者会議運営事業として890千円を計上しています。

また、若者だけでなく、幅広い世代が町を知り、まちづくりについて考える機会を設ける

ため、令和5年度から、まちづくりの助言を受ける地域力創造アドバイザー事業を活用して（仮称）まちづくり会議事業を実施し、令和7年度も3,000千円を予算計上しています。

更に、住民のまちづくり活動を資金面で応援するまちづくり活動支援事業については、令和7年度当初予算案で2,000千円を計上しています。

イ 企業誘致を図り、若者がふるさとに帰ってきたくなるような魅力ある町づくりの推進を図ること。

【回答】（企画課）

●現状と課題

「若者がふるさとに帰ってきたくなるような魅力」には、様々な要素があるでしょうが、町では「働く場がある環境」、「夢や想いが叶えられる環境」、「多様性が尊重される環境」等を重要なポイントと捉え、いいづなフューチャースクール等の伴走型創業支援や、いいづな若者会議の設置など、若者の希望や考えをまちづくりに活かしていく仕組みづくりを進めることで、若者たちがいきいきと暮らせるまちづくりを推進しています。

●今後の方向性

若者にとって魅力あるまちづくりの推進については、引き続き「いいづなコネクト」を活用した創業支援や雇用の場の確保、いいづな若者会議等を通じたまちづくりへの参画等の取組を強化していくとともに、緩いつながりや多様性が尊重され、夢や希望を叶えられる環境づくりを進めることで、若者たちが存分に活躍できる町を目指します。

(2) 誰もが尊重される環境づくりの推進

ア 幸福度向上のため、ウェルビーイング（精神、身体、社会的に満たされた状態）を目指して、各施策に反映させること。

【回答】（保健福祉課）

●現状及び課題

ウェルビーイングには「主観的ウェルビーイング」と「客観的ウェルビーイング」の2種類があります。「主観的ウェルビーイング」とは、一人ひとりが自分自身で感じる認識や感覚によって見えてくるもの。それを測る指標として、「人生への幸福感や満足感」「生活への自己評価」「うれしい、楽しいなどの感情」などが挙げられます。例えば、「自分にとってよい人生とは?」「自分は今どんなきもちだろうか?」と自分自身に問いかけることも、主観的ウェルビーイングを把握するために有効です。「よい状態かどうか」の感じ方は一人ひとり異なります。

まずは、概念的なウェルビーイングを測る指標を町でも設定して、評価（見ていくことが必要と考えられますので）したいと思います。福祉分野では、今後地域福祉計画・地域活動計画、介護保険事業計画を定期的に策定していくので、基礎調査の中で施策目標（評価）できるよう考えていきたい。【先行事例では富山県の取り組みがある】

まずは、自分にとってのウェルビーイング、幸せとは何かについて思いを巡らせ、そのために自分はどうあるべきか、ということを考えていただくことが大切であると思っています。町としましても、こういう意識を持ちながら、町民の皆様お一人おひとりのウェルビー

イング向上のため取り組んでいきたいと考えています。

【回答】（企画課）

●現状と課題

ウェルビーイングの概念は、その関心の高まりや重要性について官民各分野で言及されています。

町としても、ウェルビーイングの視点から各施策を展開していくことが重要と認識しており、町民の幸福度や豊かさの向上を意識した行政運営に努めています。令和6年度においては、「ウェルビーイングな社会の実現を目指して、産官学連携で幅広いテーマの社会実装に取組む、JR東日本主催のWaaS共創コンソーシアム」に加盟し、様々な実証事業に参画するなどの新たな取組みも開始しています。

また、ウェルビーイングに対する府内意識の向上と醸成を図る観点から、研修の機会や意識共有等を積極的に進めていく必要があると考えています。

●今後の方向性

ウェルビーイングは、健康、教育、経済など多岐にわたる分野に影響を与え、それぞれの分野での改善が全体の幸福度の向上に寄与すると言われていますが、幸福度や満足度は、個々の価値観や考え方によって異なることから、ウェルビーイングを実現し幸福度を向上させていく鍵は、個々の多様性を受け入れ、それを尊重する社会を実現することだと考えられます。

こうした観点に立ち、町としては、ウェルビーイングの視点を積極的に施策に反映させながら、引き続き「飯綱町で暮らす幸せを実感」できるまちづくりを進め、町民一人ひとりがより豊かで幸せに満ちた生活を送ることができる町の実現を目指していきます。

イ 生涯活躍のまちづくり推進事業モデル地区の実績評価を踏まえて、生涯にわたって活躍できる地域づくりを全町に広げていくこと。

【回答】（保健福祉課）

●現状・課題

町内に住むあらゆる世代が生涯にわたって、いきいきと暮らすことができる社会をつくるため、社会参加への仕組みづくりや健康寿命延伸を目標に、「健康づくり」や「生きがいづくり」を推進し、「健康づくり」では、いきいき教室で定期的にデータを送信することで、自己の健康管理を確認し、食生活の改善及び運動の継続を実施することができた。また、パワリハの普及では、「多世代交流施設」を拠点に、コネクト EAST・WEST に整備し定員より多く開始され、健康維持の推進が図られた。

また、「生きがいづくり」では、生活支援コーディネーターによるいきいきサロンや通いの場等の普及に努め年々増加傾向にあります。

●今後の方向性

地域住民が主体となった健康づくりへの取組では、パワリハの普及・運営支援を行い、運動と食をテーマにしたプログラム「いきいき健康教室」を継続し、町民の更なる健康寿命延伸を

図ります。

生きがいづくりの推進では、仕事、学び、遊び、社会活動など高齢になっても活躍できる場の提供を生み出して行きますが、住民の社会活動を阻害している原因等アンケート調査も実施し、社会活動に対する住民の意欲を引き出します。

また、個人の持つスキルをいかに生かしていくかが課題であり、社会活動とマッチングする仕組みを引き続き構築を目指します。

ウ 健康で意欲を持ちながら生涯を送ることのできる「生涯現役」を目指すため、「高齢者」との呼称を、「マスターズ世代（「極めた人」を指す言葉）」とすること。

【回答】（保健福祉課）

●現状・課題

平均寿命や健康寿命の延伸により現在の65歳以上の方を「高齢者」と呼ぶことについては、様々な意見や抵抗があるのも事実です。

行政事務上では用語を変えることはできません。「高齢者」の呼称については国の動向に注視しています。

●今後の方向性

一町での定義では意識改革にはならないと考えていますので、国においての更なる検討や実社会において用語の意味するところの定着には相当の時間を要すると考えられますが今後の方向性について期待します。

エ 男女共同参画の機運を醸成するため「男女共同参画づくり条例」を制定すること。

【回答】（教育委員会）

●現状・課題

現在のところ条例制定に向けて検討中で具体的な取り組みは行っていませんが、「第2次飯綱町男女共同参画計画」（令和3年（2021）度～令和12（2030）年度）に基づき、男女共同参画の推進を図っています。

●今後の方向性

条例制定に向けて、第2次飯綱町男女共同参画を主体的に推進いただく「男女共同参画推進委員会」で検討を行っていますが、男女共同参画関係条例の制定までには至っておらず、「まちづくり」や「女性活躍推進」等関係条例の制定が主となっています。今後も引き続き、各種団体から選出いただいている委員さんを中心に制定に向けての機運を高めてまいります。

オ 行政は率先し地域の模範となるよう、女性管理職の登用を積極的に進めること。

【回答】（総務課）

●現状・課題

現在、飯綱病院を除き女性の管理職は課長補佐1名、保育園長2名となっており、管理職の女性登用率は、14.3%になっています。

●今後の方向性

役場では、「男女区別なく評価し、昇進させる」という方針で人事を進めていますが、現状では、管理職が多い年齢層ではもともと女性職員が少ないとため、結果的に女性管理職の割合が少ない状況にあります。

女性が働きやすい職場、長く活躍できる職場を整えることで、女性職員の離職者が減少し、結果的に女性管理職の増に繋がると考えております。すべての職員が働きやすい職場環境を整備していきます。

カ 町は行政の審議会、委員会等への女性登用率の目標を30%としている。早期に目標を達成すること。また、男女共同参画の研修会などに、多くの町民が参加できるようにし、意識の醸成を図ること。

【回答】(教育委員会)

●現状・課題

計画期間を令和3年度から令和12年度までの10カ年とする「第2次男女共同参画計画」を策定し、新たな推進を行っています。女性も活躍できる社会するために、より実践活動を進めていますが、意識の醸成は難しいところもあります。しかし、これまで以上に女性の意見が反映できる機会として、地域はもとより行政及び各種委員会の女性の比率をさらに高めていくことを目標に進めています。

また、男女共同参画の研修会には、男女共同参画推進委員を中心に町の各種団体に参加を呼びかけて開催しています。

●今後の方向性

行政の審議会・委員会等への女性登用率は、第2次総合計画で掲げた30%以上を目指し多くの女性の意見が反映できるよう努めてまいります。

なお、意識の醸成を図るための各種研修会の開催は、これまでどおり男女共同参画推進委員を中心に委員所属団体へ参加者を募り、意識の醸成が図られるよう努めてまいります。また、委員会では、講演会、研修会に加え、令和4年度から街頭啓発活動を積極的に行っていきますので、継続して実施してまいります。更に広報紙等への記事掲載も効果的と考えていますので、今後は積極的にSNSを活用するような広報も考慮してまいります。

キ これまでに町章が制定され、町民にとって、愛する郷土のシンボルとなっている。加えて、郷土愛をさらに育むため、町歌を制定すること。

【回答】(企画課)

●現状・課題

現在のところ町歌の制定に向けた取り組みは行っていません。

●今後の方向性

町歌の存在は、町民の一体感の醸成や地域への愛着心を高めるという意味で、一定の意義があるものと考えますが、その一方で、実際に町歌等を活用する場面は、それ程多く想定されるものではない上、多様化を尊重する時代にあって、町歌等の有効性は限定的と考えられます。

したがって、町歌等の活用機会、存在の有用性、費用対効果などを、総合的に勘案するとと

もに、今後、町歌の制定に対する機運が高まってきた時点で、町民の皆さんのお意見等も聞きながら検討していきます。

(2) 議会提案による条例、宣言等

第2次政策サポーター「集落機能の強化と町行政との協働の推進のための政策提言書」を具現化するため、平成26年飯綱町議会9月定例会において、議員提案により「飯綱町集落振興支援基本条例」を制定しました。

本条例は、集落の振興を支援する施策を総合的かつ計画的に推進するため、集落の振興を支援する施策の取組を「集落支援プログラム」にまとめ、毎年度、議会に報告することとし、また、「集落支援プログラム」の実施結果、成果や課題等についても、毎年度、議会に報告することを義務付けています。

(3) その他の要望

飯綱町管内の県事業力所要望書の提出は行いませんでした。

6 飯綱町の民主主義と住民自治発展の推進力となる議会

(1) 飯綱町民講座

学ぶ議会を町民にも広げようと、町と共に飯綱町民講座を平成27年度、初めて開催しました。本講座の成功により、毎年、夏の高原で、良質な講師を招いての講演会を定例化することになりました。

町民講座の趣旨

人の成長は地域の成長に繋がり、地域の成長は人を集めます。

少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの希薄化など、町は多くの課題を抱えています。このような課題を解決していくには、すべての人が学び、その知恵や力を地域に生かせるような環境をつくっていかなければなりません。

「みんなが学び、みんなで行動する町に」をテーマに、住民の学びの場である飯綱町民講座を開催することで、それぞれのスタイルで地域に貢献する人を育て、持続可能で、住んでいる人が幸福感を持てるような地域づくりを目指すことを目的として開催しています。

(ア) 令和6年度飯綱町民講座

- 日 時 令和6年10月5日（土）14:00～15:30
- 場 所 飯綱中学校 講堂
- 講 師 信州大学社会基盤研究特任教授 山口 真由 様
- 演 題 これからの女性活躍の進め方

○参加者 130 人



(イ) 飯綱町民講座歴代講師

平成 27 年 第 1 回講座

- 日 時 平成 27 年 8 月 9 日 (日) 14:00~16:00
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 講 師 株式会社 TBS テレビ 報道局
解説・専門記者室長 杉尾秀哉 様
- 演 題 報道の現場から、これからの中日本を考える
～政治の行方と地方の未来～
- 参加者 300 人



平成 27 年 第 2 回講座

- 日 時 平成 27 年 8 月 23 日 (日) 14:00~16:00
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 講 師 作家 落合恵子 様
- 演 題 憲法 9 条と平和
- 参加者 350 人



平成 28 年 講座

- 日 時 平成 28 年 8 月 7 日 (日) 14:00~16:00
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 講 師 法政大学総長 田中優子 様
- 演 題 江戸時代の地域社会と自治 ～江戸の自治を再び～
- 参加者 300 人

平成 29 年 第 1 回講座 (中止)

- 日 時 平成 29 年 8 月 12 日 (日) 14:00~16:00
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 講 師 毎日新聞社 特別編集委員 岸井茂格 様
- 演 題 激動の時代と「言論・報道の自由」
- 講師の都合により講座が急きょ中止になりました。2018 年 5 月 15 日 ご逝去

平成 29 年 第 2 回講座

- 日 時 平成 29 年 8 月 27 日 (日) 14:00~16:00
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 講 師 明治大学教授 小田切徳美 様
- 演 題 都市と農村の共生による、まちづくり
- 参加者 150 人

平成 30 年度 第 1 回講座

- 日 時 平成 30 年 8 月 25 日 (土) 14:00~16:00
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 講 師 早稲田大学名誉教授 北川正恭 様
- 演 題 舞え！飯綱の蝶々～気づきの連鎖で町を元気に！～
- 参加者 230 人

平成 30 年度 第 2 回講座

- 日 時 平成 31 年 2 月 17 日 (日) 13:30~15:30
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 講 師 パティシエ 鎧塚俊彦 様
- 演 題 スイーツによる地域活性化
- 参加者 220 人

令和元年度 講座（中止）

- 日 時 令和元年 10 月 20 日 (日) 16:00~18:00
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 講 師 ジャーナリスト・ノンフィクション作家
青木 理 様
- 演 題 今、この国で起こっていること、いま地域住民がすべきこと
○長野管内において、台風 19 号による被害が大きかつたため中止になりました。



令和 2 年度 講座（飯綱町 15 周年記念講演）

- 日 時 令和 3 年 2 月 13 日 (土) 14:00~15:30
- 場 所 飯綱中学校講堂
- 講 師 柔道家 篠原信一 様
- 演 題 夢言実行
- 参加者 201 人

令和 3 年度 講座（中止）

○新型コロナ感染症の蔓延により延期としました。

令和4年度 講座

- 日 時 令和4年6月19日（日）13:30～15:30
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 講 師 元厚生労働事務次官 村木厚子 様
- 演 題 あきらめない生き方～あなたに伝えたいこと
- 参加者 180人

令和5年度 講座

- 日 時 令和5年8月5日（土）14:00～15:30
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 講 師 ジャーナリスト・ノンフィクション作家 青木 理 様
- 対談者 作家・信濃毎日新聞社論説委員 畑谷史代 様
- 演 題 今、この国で起こっていること、いま地域住民がすべきこと
- 参加者 200人

(2) 議員研修状況

(ア) 飯綱町議会視察

議員派遣結果報告書 福祉文教常任委員会副委員長 樋口 功

1 研修会の名称	長野広域連合一般廃棄物最終処分場及び同焼却施設視察 (福祉・文教常任委員会視察)
2 場 所	・一般廃棄物最終処分場 (エコパーク須坂) 須坂市大字亀倉字北ノ山850 ・焼却施設 (ながの環境エネルギーセンター) 長野市松岡2-27-1
3 期 日	令和6年6月11(水) 9時00分~12時00分
4 結果報告	<p>一般廃棄物最終処分場 (エコパーク須坂) 視察</p> <p>(1) 観察の目的</p> <p>長野広域連合における一般廃棄物最終処分場について、現在の施設が満杯となった後の新たな施設候補地に飯綱町町内が挙げられていることから、今後の議会活動に資するため、視察を行った。</p> <p>(2) 参加議員</p> <p>福祉・文教委員会所属議員 濑野良枝、樋口 功、石川信雄、伊藤まゆみ、原田幸長、三ツ井忠義、目須田修</p> <p>総務産業委員会所属議員 中島和子、中井寿一、大川憲明、風間行男、小林文廣、清水 満、渡邊千賀雄</p> <p>(3) 説明者</p> <p>長野広域連合事務局環境推進課係長 石坂恒雄</p> <p>施設の概要説明後、施設現場に移動し、さらに説明を受ける。</p> <p>・概要</p> <p>敷地面積 約10, 6ha</p> <p>施設の種類 一般廃棄物最終処分場(オープン型)</p> <p>埋立開始 令和3年2月</p> <p>埋立面積 16, 700m²、埋立容量 85, 000m³</p> <p>埋立物 溶融スラグ、飛灰処理物、溶融不適物</p> <p>遮水工 二重洒水シート、電気的漏水検知システム(測定電極142個)</p> <p>特に、埋立地に降った雨が埋立物の中に浸み込んで出た水(浸出水)が埋立地外に漏れ出ることなく、安全に浸出処理施設に送れる仕組について詳しく説明を受けた。</p>

焼却施設(長野環境エネルギーセンター)

(1) 観察の目的

上記施設に一般廃棄物を搬出する当該施設について、その処理状況(焼却)を知る必要があることから観察を行った。

(2) 参加議員

福祉・文教委員会所属議員 潤野良枝、樋口 功、石川信雄、伊藤まゆみ、原田幸長、三ツ井忠義

総務産業委員会所属議員 中島和子、中井寿一、小林文廣、清水 満、渡邊千賀雄

(3) 説明者

長野広域連合事務局環境推進課主査 松本栄一

施設内を説明を受けながら巡回する。

・概要

敷地面積 40, 676.03 m²

施設 工場棟、管理棟、煙突、焼却炉、灰熔融炉、発電設備、

稼働開始 2019年3月

処理方式 ストーカ焼却炉、電気式(プラズマ)灰熔融炉

処理能力 焼却炉 405t/日×3炉、灰熔融炉 22t/日×2炉

発電設備 蒸気タービン発電機(定格出力 7, 910 kW)

5つのテーマを重視し、環境の情報発信の場として地域住民に信頼される施設を目指す。

・安心・安全な施設と運営

2mの盛土と自動起動防水堤による浸水対策

耐震構造設計による地震対策

・環境への配慮及び貢献

灰、スラグの有効利用による最終処分量の削減

・周辺環境との調和と環境教育への寄与

・事業の安全性

・地域への貢献

安定したごみの焼却処理だけでなく、発生した熱による高効率発電や熱供給、焼却灰の資源化など資源の有効利用に取り組んでいる。

議員派遣結果報告書 福祉文教常任委員会副委員長 橋口功

1、研修会の名称	飯綱町議会 福祉・文教常任委員会視察
2、場 所	社会福祉法人林檎の里（自閉症支援施設あおぞら） 長野県上水内郡飯綱町大字芋川6013番地6
3、期 日	令和6年12月9日（月） 9時00分～11時30分
4、結果報告	
■研修の目的 社会福祉活動の現状と課題について、その状況を把握し、議会活動に活かす。	
■参加議員 福祉・文教委員会所属議員 瀧野 良枝、橋口 功、三ツ井 忠義、伊藤まゆみ、原田 幸長、石川 信雄(6名)	
■説明者 社会福祉法人林檎の里（自閉症支援施設あおぞら） 櫻井 和夫理事長、青柳 教子専務理事、相澤 貴幸施設支援部長 長畑地域支援部長、池田相談支援部長	
(説明内容の概略) (1) 法人の概要 配付された資料「パンフレット 社会福祉法人林檎の里」、「令和6年度社会福祉法人林檎の里事業計画」、「懇談会資料」のとおり。	
(2) 主な現状と課題及び要望 <ul style="list-style-type: none">・災害から利用者及び職員の身を守る 施設の上部には、急傾斜地と土砂崩壊の警戒区域及び特別区域の指定がある。県で対応工事(計画)が進められているが、それまでの間、災害が発生した場合及び大地震が発生した場合の対応が必要(斑尾川の橋梁増設など)。・多様なニーズへの対応 支援部の地域活動支援センター(メーラプラザ内)においては年齢が10代から70代と幅広く、利用目的も多岐にわたっている。多様なニーズに対応するため、場所や人員に苦慮する場合もある。・相談支援をしていて感じること 居宅支援のヘルパーの不足、高齢化 町内に放課後等デイサービスなどの障害児支援の事業所が少ない 町内に在宅の方が緊急時やレスパイトとして泊まれるショートステイ先がない・要望	

社会福祉法人単独での施設の増改築等の際ににおける施設整備補助の創設。例えば、見守りカメラの設置や施設の老朽化に伴う補修費など。

■主な質疑

(質問) 職員の入れ替わりは多いか。

(回答) できるだけ長く勤務してもらえるよう努力している。スキルアップも含めて、十分な研修を行うなど、職員サポートに力を入れている。

特に、入居者の半数以上が高度障害者であり、このことをよく理解してもらうため、外部講師による研修や他施設の対応も参考にするケース検討会議の開催など実施している。

議員派遣結果報告書

福祉文教常任委員会副委員長 樋 口 功

1、研修会の名称	飯綱町議会 福祉・文教常任委員会視察
2、場 所	社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会 長野県上水内郡飯綱町大字芋川 181 番地
3、期 日	令和6年12月9日（月） 14時00分～15時30分

4、結果報告

■研修の目的

社会福祉活動の現状と課題について、その状況を把握し、議会活動に活かす。

■参加議員

福祉・文教委員会所属議員 瀧野 良枝、樋口 功、三ツ井 忠義、目須田修、伊藤まゆみ、原田 幸長、石川 信雄（7名）

■説明者

飯綱町社会福祉協議会 荒井 和己会長、山浦 栄喜事務局長、山浦 明子事務局次長、風間 一総務課長、小山 和明地域福祉課長、東條 美好施設長、速水施設長

（説明内容の概略）

（1）法人の概要

配付された資料「社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会」及び「懇談会資料 令和5年度事業報告・決算及び令和6年度事業計画・予算」のとおり。

（2）主な現状・課題

・介護人材不足・・・人材不足が慢性化しており、持続可能な福祉サービスの提供が危ぶまれる。

若者の福祉・介護離れ(福祉に対する魅力・やりがい)

対策・・・・・・職員からの紹介、ふれあいポケット求人掲載、チラシの全戸配布、70歳以上の雇用継続、ICTの推進、定年延長制度の導入、資格取得貸付金制度の拡充、キャリアパス運用や個別面談などによる離職防止。

町との連携として、介護資格取得補助及び介護職員定着促進事業補助金、3月に1度の事業所連絡会、福祉時従事者移住支援金、お仕事マッチングイベントへの参加。

・コロナ対策・・・2類から5類に変更となり、世間の関心が薄れている。このため、高齢者への感染リスクが高まっている。感染防止対策に係る経費が減らない。

・対策・・・・・・感染対策を継続する。

・経営・財政・・・最低賃金の改定により、社協での最低賃金を1000円とした。

介護報酬などの収益は、利用者の減や介護報酬の見直しなどにより減収となってきている。人件費は年々増加しており、財政的に厳しい(年260万円の増加)。

物価(電気代、燃料費、給食費など)の高騰も経営を圧迫している。

収入の70%が介護保険収入だが、介護報酬改定により訪問介護の基本報酬額が引き下げられるなど介護報酬が減となっている。

利用者数は、施設入所や病院への入院などにより減少している。
また、新規利用者が少ない。

■主な質疑

(質問) 新規職員の採用についてどのような状況か。

(回答) ①新卒で、社協のホームページで採用を知った方、②町出身者で、介護資格を有しており、この町で介護の仕事を希望した方(新聞折り込みを見た)、③ケアマネージャーとして当施設で働いていたパート職員を令和7年4月に正規職員として採用することとなった。

(質問) 職員の報酬は仕事の困難性からみるとそれに見合った額ではないと感じているが。

(回答) できる限り増額となるよう努力したい。

(質問) 利用者が増えない原因は。

(回答) 高齢者の暮らし方が変わってきたと思う。

特に、長野市内の有料老人ホームへの入居者が増加しているようだ。このため、訪問介護の1割ほどが長野市に行ってしまっていると感じている。

社協でも送り迎えを行っているが、足の問題もある。

(3) 議会改革の発信

(ア) 「町村議会改革シンポジウム in 長野」の開催

議会改革を進めてい長野県下の町村が一堂に会し、シンポジウムを開催しました

第1回・第2回は飯綱町議会が主体となり開催し、第3回・第4回は軽井沢町議会が第5回については宮田村議会が主体となりました。今後については長野県町村会事務局が主体となり実施していく予定です。

シンポジウムの目的

地方分権改革が始まって10数年が過ぎました。地方自治体の自立への努力が進むなかで、議会への住民の期待とともに、その役割と責任も一層重くなっています。県下各地の町村議会では、様々な取り組みにより議会改革の成果と前進が見られるようになりました。しかし、残念ながら議会改革に取り組んでいる町村議会は、長野県下ではまだ少数派です。

議会改革の前進のためには、個々の議会の独自の努力とともに、議会（議員）同士の学び合い、経験を交流し合うことも有意義であると思います。本会を成功させることで、長野県下の町村議会の議会改革の前進の契機となることを期待しています。

第1回町村議会改革シンポジウム in 長野

開催日時 平成28年7月8日（金） 午後1時
場 所 松本市浅間温泉文化センター 多目的ホール

第2回町村議会改革シンポジウム in 長野

開催日時 平成29年1月17日（火） 午後0時30分
場 所 松本市波田文化センター アクトホール

第3回町村議会改革シンポジウム in 長野

開催日時 平成29年7月7日（金） 午後0時30分
場 所 松本市波田文化センター アクトホール

第4回町村議会改革シンポジウム in 長野

開催日時 平成30年5月7日（月） 午後1時
場 所 キッセイ文化ホール 中ホール（長野市）

第5回町村議会改革シンポジウム長野 in みやだ

開催日時 令和元年10月7日（月） 午後0時30分
場 所 宮田村民会館 大ホール（県内23町村議会参加）

(イ) 議会視察受入状況

飯綱町議会では、全国から議会視察を受け入れ、「議会改革」を発信しています。下表のとおり、平成23年度から215団体、2,132人の市町村議会を受け入れました。

また、平成29年7月11日には総務省自治行政局行政課職員2名が“地方議会の存続に向

けた総務省の有識者研究会「町村議会のあり方に関する研究会」（座長＝小田切徳美・明治大学教授）”の事前調査として、当町議会の活動について聞き取り調査がありました。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により受け入れゼロとなりました。

飯綱町議会視察受け入れ状況

(単位：団体・人)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成23～29年度	合計
受入団体数	11	14	7	1	0	34	49	110	226
内「議会改革」関係視察数	10	14	7	1	0	25	30	102	189
受入人数	97	172	82	5	0	359	422	1,092	2,229
内「議会改革」関係視察数	91	172	69	5	0	288	280	1,029	1,934

4. 議会評価

(1) 外部評価

(ア) 町議会に対する町民の意識調査

飯綱町議会では、平成27年度の議会運営について聞く「町議会に対する町民の意識調査」を、平成28年4月に実施しました（アンケート対象者：区長、組長、各種団体の長、サポートーー経験者、議会報モニター）。

(イ) 議会改革度調査（早稲田大学マニフェスト研究所）

早稲田大学マニフェスト研究所が実施。飯綱町議会の2021年度の「議会改革度調査ランクイング」は全国101位（長野県下9位）でした。

2018年度までは合計点が積表示でしたが、2019年度からは和表示のため合計値が変わっています。

【下表出典：早稲田大学マニフェスト研究所「議会改革調査部会】

飯綱町議会「議会改革度調査ランキング」

年度	総合順位	個別順位			個別得点			合計得点	回答 議会数
		情報 共有	住民 参画	機能 強化	情報 共有	住民 参画	機能 強化		
2024	306	130	414	959	220	180	20	420	1, 544
2023	381	590	282	424	190	290	485	1, 055	1, 562
2022	279	741	208	259	252	370	890	1, 512	1, 416
2021	101	735	24	150	117	565	825	1, 507	1, 355
2020	141	185	50	262	269	290	650	1, 209	1, 404
2019	102	201	72	238	330	770	510	1, 610	1, 433
2018	168	304	433	42	418	368	975	149, 978	1, 447
2017	148	174	428	51	383	261	810	80, 970	1, 318
2016	93	527	113	14	228	348	750	59, 508	1, 347
2015	86	548	146	14	210	317	705	46, 932	1, 460
2014	407	768	193	328	160	255	260	10, 608	1, 503
2013	509	901	131	482	125	235	255	7, 491	1, 444
2012	651	859	50	903	85	265	90	2, 027	1, 371

議会改革度調査2023年度ランキング（全国）

総合順位	都道府県	議会名	合計得点(和)
1	北海道	登別市議会	1,110
2	島根県	浜田市議会	1,050
3	埼玉県	所沢市議会	1,030
4	長野県	松本市議会	990
5	京都府	京都市会	990
6	岩手県	一関市議会	985
7	大阪府	和泉市議会	985
8	三重県	いなべ市議会	970
9	北海道	芽室町議会	955
10	石川県	加賀市議会	945

議会改革度調査2023年度ランキング（長野県）

総合順位		議会名	合計得点(和)
長野県	全国		
1	4	松本市議会	990
2	15	飯田市議会	885
3	43	宮田村議会	680
4	51	岡谷市議会	660
5	74	駒ヶ根市議会	610
6	81	南箕輪村議会	605
7	88	長野県議会	595
8	103	須坂市議会	575
9	110	伊那市議会	570
10	119	佐久市議会	560

（ウ）飯綱町議会受賞歴

飯綱町議会の議会活動に対して、様々な評価をいただいています。

□第12回マニフェスト大賞グランプリ（寺島涉前議長）【平成29年】

□第11回マニフェスト大賞優秀成果賞【平成28年】

□全国町村議会特別表彰【平成28年】

□第29回町村議会広報全国コンクール奨励賞【平成27年】

□第9回マニフェスト大賞審査委員会特別賞及び優秀成果賞 【平成26年】

□第7回マニフェスト大賞優秀成果賞 【平成24年】

□全国町村議会表彰 【平成24年】

□第6回マニフェスト大賞審査委員会特別賞及び優秀成果賞 【平成23年】



第9回マニフェスト大賞（平成26年）では、審査委員会特別賞及び優秀成果賞を受賞した。「政策サポート制度」、議員提案による「集落振興支援基本条例」、57人に増員した「議会だよりモニター」が評価された。



10年20年かかっても町行政が集落対策に系統的に取り組むために「集落振興支援基本条例」を議会が提案した。

(2) 飯綱町議会基本条例自己評価

飯綱町議会基本条例第19条に基づき、本条例の進捗状況について、次のとおり、自己評価を行いました。飯綱町議会では、常に条例の目的が果たせているか検討、検証を行いながら、議会改革の推進を意識的に努力していきます。

令和6年度は下記の項目について自己評価をしました。

第2章 町政の意思決定を担う議会と議員の基本原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性、透明性、公開性を確保し、次に掲げる基本原則に基づき活動しなければならない。

(1) 町行政全体を把握、分析し、町長等に対し町民本意の適切な行財政運営が行われているか監視、批判、評価すること。

議席番号1番 三ツ井忠義： 特になし

議席番号2番 中井寿一： 年4回の一般質問において、過疎債の使途、農業収入、公共機関、地域計画、フリースクールや信毎報道など、広く町政を問い合わせてきた。

議席番号3番 小林文廣：

議席番号4番 瀧野良枝： 行政事務事業の把握のため、予算書、決算書、行政報告書等の関係書類の精査、過年度の推移の確認、また、必要に応じて関係者への聞き取り調査を行った。

議席番号5番 渡邊千賀雄：

予算、決算の審査に当たり、町長の公約・方針、重点施策に対して、予算へ反映されたか、どう執行されたか、精査分析し、採決に当たっては討論で批判・評価している。
また、住民要望（党議員団として毎年度、提出）が実現したか反映されたかも分析し評価している。

議席番号6番 中島和子：

町民の満足度向上を図るために、住民の目線に立った思考に努め、行政運営が敵意であるか、機会があれば質問等にとり上げた。

議席番号7番 樋口 功：

議会の重要な仕事の一つが町の行財政運営の監視であることを念頭に置きながら予算・決算審議に当たるとともに、本年度は監査委員が町に示した決算意見報告についても、町において的確な対応が行われているかを町長に質した。

議席番号8番 風間行男：

ある程度出来たと思う。

議席番号9番 目須田修：

決断するに当たり、大切なことは『町民にとってどうなのか』を常に念頭に置き、行動してきた。

3期12年で行政をよく理解し、評価し、お願いしてきた。

議席番号10番 石川信雄：

予算については、目的の他、事業実施に当たって適正規模であるかを精査し、決算については、事業ごとの達成度が得ら

れたか（PDCA）を、主に注視している。また、事業仕分けを含めて新規事業等については内容の検討や効果について、審査している。

議席番号11番 清水 満： 人口減少は加速し、高齢者人口がピークを迎えることとなる。日常生活に支えを必要とする人、適切な管理・更新が求められるインフラの整備が増加する一方、支える人材が減少するというギャップが生じることにより、多様な分野において課題が顕在化し適切な判断が必要、議員の権限と義務を充分活用し住民福祉向上に努力してきた。

議席番号12番 大川憲明： 一般会計、特別会計等の決算報告書、行政報告書で適否を検討した。

議席番号13番 伊藤まゆみ： 予算決算審査の折、前年度資料と比較、分析に努めている。また、毎年、町長に日本共産党町委員会として、次年度の予算と施策の要望を提出し懇談をおこなっており、その折にも分析と評価をしている。

議席番号14番 原田幸長： 町の施策が住民に浸透するために、PR方法などを一般質問において質問提言。又、受け手側の住民に、町はこんな施策を行っていることを知ってもらう意味で、一般質問を行った。

議席番号15番 青山 弘： 行政全体の把握、分析については、予算や決算の内容を、前年、前々年と比較しながら内容を分析し行財政運営が適正かどうか判断している。

(2) 町民の多様な意見、要望の把握に努め、政策立案・提言、条例提案等を積極的に進めること。

議席番号1番 三ツ井忠義： 議員の人は、飯綱町の人のお金をもらっているので、飯綱町のためになるようしなくちゃいけない。

議席番号2番 中井寿一： 町民の要望を取り上げ、教材費補助が公立の学校に通う子どもだけだったのを、通学している学校に関係なく、町に在住の全ての小中学生に出すようにした。また、フリースクールへのスクール補助を実現してきた。

議席番号3番 小林文廣：

議席番号4番 瀧野良枝： 各関係機関の会議等での意見聴取、住民活動等への参加により、住民の意見聴取に努めた。政策立案においては、先進事例を参考しながら、町独自の事情を確認しながら、方向性を決定し、提言を行った。

議席番号5番 渡邊千賀雄： 独自の議会報告、アンケート、対話等を通じて、意見・要望・苦情を把握し、一般質問や行政に直接働きかけなど提案し、取り組んだ。

- 議席番号6番 中島和子： 意見聴衆の機会があれば、地域の会合等に積極的に出向いて、多くの意見・要望を聞くことに努め、政策提言に結び付くように努力した。
- 議席番号7番 橋口 功： 本年度は特に、議員の定数・報酬問題に取り組み、町民の意見を把握するため、住民アンケートや各地域での住民懇談会を実施するとともに、18回にわたる調査、研究、議論を重ね、定数については、議案として上程し、報酬については町当局に上程依頼した。
- 議席番号8番 風間行男： 夏場の高温でりんご、米に高温障害発生町に対策要望。
食料自給率について、学校給食の低農薬栽培の普及。
- 議席番号9番 目須田修： 町を歩き、また電話、メールなども活用し、町民の意見・要望を受け取り、行政へ依頼・要望し、解決してきた。また、政策提言等、積極的に行ってきました。
- 議席番号10番 石川信雄： 地区の会合や役員の懇談会に出向いたりして、地域の課題の把握に努め、一般質問で取り上げるなどしている。また、世の中の変化にも敏感に対応して、時代に即した政策提言を行っている。
- 議席番号11番 清水 満： 住民への議会報告会を開催、区、組総会等積極的に参加し、住民からの要望を公平・公正に町政に反映できるよう努めた。町の事務事業が効率的に執行されているか、町民目線で班田をしてきた。
- 議席番号12番 大川憲明： 異世代、異業種の方々の意見、要望を聞き対応してきた。
- 議席番号13番 伊藤まゆみ： 議会毎に議会報告を発行し、町民の声を積極的にお聞きしている。また、折々に声を聞く機会を持つるよういつも心に留め、会話をすることを心がけている。その中から、政策立案、提言に結び付けられるよう過ごしている。
- 議席番号14番 原田幸長： 私の立候補した公約は、小さな声を届けますであり、公約実現のため、関係部署に出向き、要望を行い実現できた。
- 議席番号15番 青山 弘： 総会や、大会に来賓として招待される機会がものすごく増えた。皆さんの町に対する要望等の意見や要望を聞くように努めた

(3) 議会が言論の府であることを十分に認識し、意思決定に当たっては、議員間の自由かつたつな討議を重んじ、論点、争点を明らかにすること。

- 議席番号1番 三ツ井忠義： 議員の人は、役場の職員の人に係の人に、もんくを言ってはいけない。
- 議席番号2番 中井寿一： 自由かつたつな討議を無視され、論点、争点をばかされ、議会だよりの失墜が起きたことが残念である。

- 議席番号3番 小林文廣：
議席番号4番 瀧野良枝： 常任委員長として、積極的な議員間討議を促した。特別委員会の副委員長として、議題の整理等を行い、議論の深化ができるよう努めた。
- 議席番号5番 渡邊千賀雄： 議員間の討議は主に全員協議会での協議になると思うが、熟議されていないように思える。論点、争点を集約することは難しいが、方向性を出すことは重要と思う。
- 議席番号6番 中島和子： 言論によって物事を決める場であるが、論点がずれている場合、自由かったつな討議はできないと感じる。
- 議席番号7番 橋口 功： 発言や意思決定に当たっては、理路整然を心掛けるとともに、当然のことながら自分の行動や発言が責任を伴うものであることを自覚して行動した。
なお、自論に固執する議員がいることも事実である。
- 議席番号8番 風間行男： 政務活動費の議論ができなかった。
- 議席番号9番 目須田修： 当然のことながら、議会、特に全員協議会においては、論点が鈍らないよう努めてきた。また、意思決定にあたっては“町民本位”に基づいた意見を述べてきた。
- 議席番号10番 石川信雄： 全員協議会や各委員会で、各自が意見を述べ、それが納得できるまで話し合いを重ねている。
- 議席番号11番 清水 満： 議会は住民自治の基盤であり、合議制の住民代表機関として、地域・住民の多様な意見を反映しながら合意形成を進め、意思を決定することが重要な役割を有しているが、十分な議論ができていない。特別委員会正副委員長には18回の懇談会・委員会等へ適切な資料準備に敬意を証したい。
- 議席番号12番 大川憲明： 自らの短気で迷惑をかけたことに反省している。
- 議席番号13番 伊藤まゆみ： 議会において、議員間の討議は不足していたと考える。論点、争点を明らかにすべく、いつも頭において研鑽が必要と考え追及に心がけた。
- 議席番号14番 原田幸長： 発言は、町民は何を欲しているかを考え、自分で責任を持つものであることを自覚しつつ行動した。
- 議席番号15番 青山 弘： 新聞の折り込みで他の議員を批判し、気に入らない議員を議会外で攻撃する等のことが起きている。論点争点がよくわからない。

(4) 町民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努め、議会への多様な町民参加を保障すること。

- 議席番号1番 三ツ井忠義： 役場の職員の人が、学校の先生みたいで、議員の人は生徒みたいだ。

- 議席番号2番 中井寿一： 政策サポーターを実現させた。
- 議席番号3番 小林文廣：
- 議席番号4番 瀧野良枝： 例年行っている自身の議会報は、発行できなかった。地域での町政報告は実施した。
- 議席番号5番 渡邊千賀雄： 議会は開かれていると思う。いかにいろいろな分野で町民参加を進めていくことが重要で課題と思う。議会報告も独自に行い意見や要望を募り、分かりやすいとの声もある。
- 議席番号6番 中島和子： モニターや、サポーター参加者に、機会がある時には、わかる範囲で議会運営について説明をした。
- 議席番号7番 樋口 功： 集会所等人が多く集まる場所に議会開催案内ポスターを掲示、町内放送による議会開催案内を実施したほか、知り合いに対しても積極的に広報した。また、「議会だより」における一般質問等の記事内容を読みやすくかつ分かりやすいよう工夫した。
- 議席番号8番 風間行男： きめ細かな議会活動の報告が出来たと思う。
- 議席番号9番 目須田修： 自ら出向いて、直接、町民の意見や要望を受ける努力をし、また町全体がそのような方向に進むよう提案してきた。
- 議席番号10番 石川信雄： 町民への議会情報は説明責任の一端でもある議会報の編集委員を務めているが、公正な記事になるように留意しながら制作している。
- 議席番号11番 清水 満： 議員は住民全体の代表者として品位を保持することはもとより会議においても、合理的、能率的な審査に協力し、秩序維持に努められたかは疑問、充分とは言えない。
- 議席番号12番 大川憲明： 概ね達成できたと思われる。
- 議席番号13番 伊藤まゆみ：
- 議席番号14番 原田幸長： コロナ禍の影響か、地区内で会議後の懇親会がなくなり、対話をする機会が無くなり十分とは言えない。
- 議席番号15番 青山 弘： 議員定数や議員報酬等の在り方について議会の意見を、懇談会を7カ所で開いて町民の皆さんに意見を求めた。三水地区は、町民の皆さんの参加はあったが、牟礼地区は、残念な結果だった。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる活動原則に基づき活動しなければならない

(1) 町民の信頼に応えるために、町民から負託された責務を深く自覚し、学ぶこと、議論を深め合うことなどにより、自己の能力、資質の向上に努めること。

- 議席番号1番 三ツ井忠義： 飯綱町の人が安心できるような議員でなければいけない。
- 議席番号2番 中井寿一： 過疎債や農業関係について調査し、構造的な問題を突き詰め

て考えた。

- 議席番号3番 小林文廣： 自己研鑽のための書籍購入、研修等に多く参加した。
- 議席番号4番 瀧野良枝： 地方自治を担う、議会活動を活発に行うよう、学習、政策、研修会を活用し議員力・自力を高めるよう取り組んできた。さらに深めることが重要と考える。
- 議席番号5番 渡邊千賀雄： 議員の責務については、年数を重ねる毎に重く受け止めている。町民の代表であることを念頭に負託に応えるために、資質の向上に努めた。
- 議席番号6番 中島和子： 同期議員を中心に議員間で様々な勉強会を定期的に開催し、議論を深め合った。
- 議席番号7番 樋口 功： 出来たと思う。
- 議席番号8番 風間行男： 多くのデータを得るためにコンスタントに視察を行い、聞き取りや新聞、SNS 等からも情報や知識を得るなどの学習をしてきた。
- 議席番号10番 石川信雄： 町発行の各計画書を熟読したり、書店でまちづくりや福祉に関する本などを購入したりして自己研鑽に努めている。
- 議席番号11番 清水 満： 議会報告会を始めに区、組総会を始め事業等積極的に参加し、議論を深めることができた。
- 議席番号12番 大川憲明： 地元区の大きな問題である長野広域での廃棄物の最終予定地に対する話し合いを町政側と深く話し合えた。
- 議席番号13番 伊藤まゆみ： 議会ごとの議会報告を発行し、町民の声に耳を傾けることに努めた。
- 議席番号14番 原田幸長： 議員7年目であるが、まだ疑問点がある事は認識している。研修会、視察、各種フォーラムなど積極的に参加し、自己の能力、資質の向上に努めた。
- 議席番号15番 青山 弘： 町民の信頼にこたえるために数多くの会議に出席し意見を伺った。多くの町民の皆さんとの意見交換に心がけた

(2) 議会における意思の表明に当たっては、独自の調査研究、町民意見の聴取に努めること。

- 議席番号1番 三ツ井忠義： 特になし
- 議席番号2番 中井寿一： 町民の要望を取り上げ、調査研究し、行政の問題点として喚起した。
- 議席番号3番 小林文廣：
- 議席番号4番 瀧野良枝： 調査研究は書籍購読や研修受講のほか、他議会議員からの情報提供を参考にしながら、町民意見の聴取を行った。

- 議席番号5番 渡邊千賀雄：住民主権・福祉増進の考えのもとに、集会や団体等と交流し、情報誌・紙を参考に判断する。
議会報告を配布し、意見要望を募り公約と政治姿勢を堅持し判断、表明してきた。
- 議席番号6番 中島和子：住民の意見を聞きながら、他の調査資料なども参考にして、意思表明をした。
- 議席番号7番 樋口 功：特に、一般質問を行うに当たり、現場における状況の把握、住民の皆さんとの意見等の把握を十分行った上で改善策等を示しながら町長に提案及び質問した。
- 議席番号8番 風間行男：議会における意思の表明に当たってはある程度出来たと思う。独自の調査研究、町民意見の聴取出来たと思う。
- 議席番号9番 目須田修：都会及び他地域の視察を行い、町民の要望に応えられるよう、対応をしてきた。
- 議席番号10番 石川信雄：近隣の市町村、また、各種テーマの先進地へ赴いたりして、現状を見聞きしながら、違いや格差について把握するなどしている。
- 議席番号11番 清水 満：区役員との懇談、行政懇談会、地区外にも出席し住民の意見、要望を充分とは言えないが聴取できた。県外からの視察の受け入れに伴い出席し貴重な懇談ができた。
- 議席番号12番 大川憲明：現在、高齢者の支援が少ないと感じて来たのでその対応に努力した。
- 議席番号13番 伊藤まゆみ：信頼される議員するために、寄せられる町民の声に向き合い自らも学びながら、町政に伝えるべきことはきちんと述べた。
- 議席番号14番 原田幸長：一般質問を行うにあたり、現状の把握、住民の意見の把握、提言等を実現可能な方向性を示しながら町へ訴えた。
- 議席番号15番 青山 弘：町民の皆さんのが望むことの把握については、町民の皆さんのご意見を伺い、先進地の情報を集め、調査研究し自分の意思の表明をしている。

(3) 町政の現状と課題全般について、町民の意見を的確に把握し、政策提言、議会審議に生かすこと。

- 議席番号1番 三ツ井忠義：日本一女性がすめるまち、日本一りんごの町みたいにしなければいけない。
- 議席番号2番 中井寿一：具体的な改革ができたと自負している。
- 議席番号3番 小林文廣：
- 議席番号4番 瀧野良枝：現役の子育て世代として保護者の意見聴取を積極的に行った。その他の分野に関しては、関係者への意見聴取を行った。
- 議席番号5番 渡邊千賀雄：議会報告等で、全国的課題が地域においてどうなのかを町民

に知らせ声を聴き、一般質問、審議、予算施策要望書等取り組んできた。

議席番号6番 中島和子： 住民からは、町の課題が見えにくいと言われることがある。解りやすい議会運営につとめることと、現状把握が重要と考える。

議席番号7番 樋口 功： 本年度は特に、議員の定数・報酬問題に取り組み、町民の意見を把握するため、住民アンケートや各地域での懇談会を実施するとともに、18回にわたる調査、研究、議論を重ね、定数については、議案として上程し、報酬については町当局に上程依頼した。

議席番号8番 風間行男： 十分に出来なかった。

議席番号9番 目須田修： 町民の意見を把握し、審議に生かしてきた。

議席番号10番 石川信雄： 多様性が求められる時代なので、あらゆる方面的意見の集約ができるように努めている。それらを調整しながら提言するようにしている。

議席番号11番 清水 満： サポーター制度・モニター制度・懇談会等で住民の意見要望は把握している。

議席番号12番 大川憲明： 地元区の会議に出席し、多く意見を聞き 町政に提案することに努めた。

議席番号13番 伊藤まゆみ： 住んで良かったと思ってもらえる町を目指して、一般質問を重ね町政への提案にも心がけ、町民駆にかなう町政に心がけた。

議席番号14番 原田幸長： 関係者に直接聴取し、現状把握に努めた。

議席番号15番 青山 弘： 行政報告書に記載されている課題が、町民の皆さんの要望する内容と一致しているのかを検証するために町民の皆さん の意見の把握に努めた。

(4)議会の構成員として、町全体の行政の発展、町民福祉の向上を目指して活動すること。

議席番号1番 三ツ井忠義： 役場の職員の人が、福祉医療を上げているので、良いことだ。

議席番号2番 中井寿一： 特に移住問題に関しては、深く調査し、一般質問へと昇華させた。

議席番号3番 小林文廣：

議席番号4番 瀧野良枝： 行政への建設的な提言を行うよう努めた。

議席番号5番 渡邊千賀雄： 「非核平和宣言」の町として、また憲法9条を守ることも訴えてきた。平和は最大の福祉行政。
また、議会、議員の最大目的は「住民福祉の増進」を肝に銘じて取り組んできた。

議席番号6番 中島和子： 行政の発展、町民福祉の向上を目指すために、チーム議会と

- して活動することは、あまりできていないと感じる。
- 議席番号7番 樋口 功： 町全体の行政の発展、町民福祉の向上を目指して活動することは議員として最も大切なことと認識しており、意思決定の際の指針でもあり、そのように活動した。
- 議席番号8番 風間行男： ある程度出来たと思う。
- 議席番号9番 目須田修： 行政の発展要素のひとつとして職員のスキルアップが必要と考え、そのための努力をしてきた。また、福祉充実のための予算は常に意識してきた。
- 議席番号10番 石川信雄： 最大公約数的な政策の実現がされるように計っている。
- 議席番号11番 清水 満： 充分とは言えないが努力してきた。住民の立場に立ち意見を申してきた。
- 議席番号12番 大川憲明： 概ね出来た。
- 議席番号13番 伊藤まゆみ： 議会としての在り方を問い合わせ、住んで良かったと町民に評価してもらえる町政へ、地方自治のあるべき姿を求めて活動した。
- 議席番号14番 原田幸長： 他市町村議員と交流。意見交換をしながら、町全体の行政の発展を目指し、町の政策不備を考え一般質問で提案等を行った。
- 議席番号15番 青山 弘： 議員の一言一句は町民の声という意識で行動している。議長としての発言も同じである。

（5）議員に求められる政治倫理と品位を常に自覚して行動すること。

- 議席番号1番 三ツ井忠義： 役場の人は、議員の人に、みな、平等で見なくてはいけないことだ。
- 議席番号2番 中井寿一： 正確に自覚するとともに、私版の議会だよりを通じて、真実を町民に伝えた。
- 議席番号3番 小林文廣：
- 議席番号4番 瀧野良枝： 住民の代表であることを常に意識し、自身に課せられた使命を全うすべく努めた。
- 議席番号5番 渡邊千賀雄： 住民に選ばれた、公党の議員として常に自覚して、行動・取り組んできた。公平、公正でひんしゅくをかうよう発言の無いように、また行動に責任を持つよう意識してきた。
- 議席番号6番 中島和子： 議員として持っていないくてはならない規範であり、それをしっかり自覚し行動すること。
- 議席番号7番 樋口 功： 議員は選挙で選ばれた住民の代表であることの重みを自覚し行動した。
- 議席番号8番 風間行男： 出来たと思う。
- 議席番号9番 目須田修： 「信念を持ち、信念を貫く」。普段の言動・行動には特に気

を配り、健康にも気を遣い、また医療費を意識してきた。

議席番号 10 番 石川信雄： 代表であることを自覚して、態度や言動には注意を払っている。

議席番号 11 番 清水 満： 他人が判断するもので有るが、自分では注意し行動してきた。

議席番号 12 番 大川憲明： 出来ていると思っている。

議席番号 13 番 伊藤まゆみ： いかに自信を律し議員として務めていくか。あるべき姿を求めて努力した。

議席番号 14 番 原田幸長： 議員は選挙で選ばれた住民の代表であることを十分自覚し、行動している。

議席番号 15 番 青山 弘： 議員は、町民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為はしない。

議会基本条例の検証

第6章 最高規範性及び議会改革の推進による見直し手続

(議会改革の推進)

第20条 議会は、議会改革の推進を意識的に努力する。この条例の目的が果たされているか議会運営委員会及び議会全員協議会において適宜、検討・検証する。（第1項）

(1) 検討、検証すべき事項について

議席番号 1 番 三ツ井忠義： 議会で長電バスをなくしたと同じだ。僕が一般質問やっていれば、しなの鉄道も、長電バスも何とかなっていたのだ。おてほんになるから。・・・牟礼駅にエレベーターとエスカレーターを付けてもらいたい。長野のぼり行くのに上がっていくことも下っていくことも階段危ないから、走っていくと転んで困る。

議席番号 2 番 中井寿一： 議会だよりのあり方について、議論すべきだ。今回発生した事実と異なる提灯記事（未だに訂正記事は出ていない）は、書くべきではなかったし、編集委員長が委員会での合意を無視し、勝手に差し替えるというやり方も常軌を逸していた。影の編集委員の存在や影響、および編集特別委員会のあり方も含め、見直すべきである。

議席番号 3 番 小林文廣：

議席番号 4 番 瀧野良枝： 特になし。

議席番号 5 番 渡邊千賀雄： 峯村町長は政務活動費について「6月議会あたりに廃止も含め条例についての提案を考えていきたい」と述べ、見直す意

向を示した。現在、町議会として「自粛」状態で、支給を申請していない。1議員としては、適正な使途をもって、研鑽するべきであり、再開に向けて、先進事例を調査研究していくことも重要と考える。議会改革を進めている議会として自覚し、政務活動費を有効に使い、議員力・議会力を高めることに連なると思う。

議席番号6番 中島和子：特になし。

議席番号7番 橋口 功：今議会は無投票により選ばれた議員の集まりとなった。このような中、様々な議案審議や議員派遣行事等の議員活動において、「議員は選挙で選ばれた住民の代表である」ことを自覚しているのかとの疑問を抱かせる一部議員がいた。

例えば、住民へのアンケートや住民との懇談会においての多数を占める住民の声を考慮せず、最後まで自論にこだわる姿勢や、何らかの理由をつけて定められた委員会や議会派遣行事等への不参加が多い議員がいたことも確かである。

また、議会で生じた問題は、まずは議会（全員協議会等の場で）で解決することが基本であるが、自分の意見が通らないと、新聞社等の報道機関に連絡を行ったり、他の議員に対する攻撃的な内容と、自らの考えが正しいとした自作の「議会報」を作成し、これを町内に配布するなど、いわゆる「議会は一つ」に逆流する行動を行う議員が複数人いた。議員は、真に「議会は一つ」となるよう行動すべきでないか。

当議会は過去において議会改革が進んでいるとして全国的に注目され、報道機関などに取り上げられ、他議会からの視察も絶えることはなかったが、当時、議会改革を先頭に立って推し進めた元議會議長が、「議会力は向上したが、議員力は今後の課題」とコメントしていた。このことは現在でも変わらないと思える状況である。議員は議会改革をさらに推し進めるとともに、自らも含め、少なくとも住民の代表としての常識的な行動が採れる程度の議員力の向上を図ることが必要だと感じている。

「選挙における無投票は避けなければならない」と町民からも声が上がっている。この点については、議会のみが対応するのではなく、町全体の問題であり、集落・地域からの候補者推薦など、町民にも行動してほしいと思う。

議席番号8番 風間行男：特になし。

議席番号9番 目須田修：「常任委員会の改変」を提案。
定数報酬特別委員会でも述べてきたが、常任委員会はそのま

ま3つ存続。

＜改変案＞

予算決算常任委員会と同様に、他の二つの常任委員会も、議員は全員それ

その常任委員会に所属する。

正副委員長はそれぞれ別々に選出。

＜改変後のメリット＞

○意見が現在の形態よりも多く出せる機会ができる、検討内容に期待できる。

○委員会で採択された結果と議会での採択が変わることがない。

○全員なので、改選の必要がなくなる。

○視察も全員が同じ所に行けて、視察先も増加し、情報も共有できる。

議席番号 10 番 石川信雄： 議決の賛否同数の取り計らいについては、基本条例に明文化した方が、今後の議事運営についても良いと思う。

各ハラスメントについても条文化した方が、時代の要請に叶うのではないか。

議席番号 11 番 清水 満： 住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する中にあって、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である議会には、これまで以上にその重要な役割を充分に果たす事が求められている。私の一言一句は、住民の意見であり、住民からの声で有るべきである。私が行う質問や質疑は住民の疑問手であり意見であり、表決において投じる一票は住民の立場に立って真剣に考え議会に参加してきた。

議席番号 12 番 大川憲明： 議会が紙主体からタブレット主体となり便利であるが3月予算、9月決算議会で質問するときに見直しがしにくく思えるので、予算書と決算書は紙ベースであると理解が深まると思われます。

議席番号 13 番 伊藤まゆみ：

議席番号 14 番 原田幸長： 特になし。

議席番号 15 番 青山 弘： 特になし。

(3) 令和6年度議員活動に対する議員自らの振り返り

平成28年度議会白書から個々の議員が1年間の活動を振り返り、自己評価したこと
を書面にまとめ、掲載することになりました。町民の皆さんの議員活動の検証の一助に
していただきたいと考えています。

議席番号2番 中井寿一 令和6年の振り返り

過去4回の一般質問を振り返ると、最近は、町長と対立することが増えてきた。町政の抱かえる問題は、次の3つである。



公立校だけを優遇しており、見つけ次第是正をして貰ったが、根本的な姿勢は変わらない。中学の部活動見直しにおいては、無理な地域移行を断行し、保護者の負担は増えるばかりである。基本的に、町に住む子ども達のことを第一には考えていない。



基本的に、生産者も消費者も2極化すると思われる。生産者は、自家消費系と商業系である。消費者は、高くて良いものの系と値段勝負系である。それぞれに合わせた補助金政策が必要になる。



過疎債を町の運用資金系に回すのは、間違いだと思っている。もし回すなら、運用資金系に回した分を過疎対策（将来的な運用を見据えた住宅建設）に回すべきである。住宅不足は、昨今に始まった問題ではない。

いずれの問題も、町長の方針を変えることはできなかった。議員の無力さを感じた。

『持続可能なまちづくり、ヒト・コト・モノの地域内循環を目指して』

【一般質問】

12月定例会 いじめ対策

積極的な認知と記録の一元化、現代事情に合わせた指導方針、チーム学校としての対応を提言。

不登校支援・特別支援

地域資源の活用による町独自の多様な学びの場の提供、官民連携による支援体制の強化を提言。

3月定例会 部活動地域移行減災

活動の広域化への移動支援策、指導者のコンプライアンス研修等を提言。

こどもの貧困対策

母子世帯への柔軟な相談体制等の支援策、地域での居場所づくりの支援体制の強化を提言。

◇福祉文教常任委員長として、「政策提言できる議会」を目指し、各関係施設の視察、意見交換会等を計画し、議会として学ぶ機会を得る事に積極的に力を入れた。
◇議員定数・報酬等調査研究特別委員会副委員長として、議論のベースとなる資料の作成、課題整理、住民懇談会に向けた資料整備等に力を入れた。

【研究・調査】

- 予算決算審査や一般質問に役立てる為、書籍の購入や研修会に参加し、見識を深めた。ZOOMを活用しての研修に積極的に参加した。

【広報・広聴】

- 地域で町政報告会を行ったほか、SNS等を活用した。

【ネットワーク】

- 町内各団体の活動に参加。現状確認、情報収集を行った。

◆所属している主な団体

- 飯綱町商工会
- 飯綱町観光協会
- 飯綱町の子どもを支える親の会「よつばの会」
- 飯綱町学用品リユース実行委員会
 - 子ども食堂「てんぐカフェ」

◆県内外の議員との繋がりにより、情報収集をした。

◆所属している主な団体

- ローカル・マニフェスト推進連盟
 - 信州オーガニック議員連盟
 - みどりネット信州



◀『長野広域連合議会
11月定例会』

「最終処分場の候補地」における建設反対署名への対応、水質悪化等への対策について一般質問を行いました。

【地域での議員活動を通して…】

- 従来より、同僚議員とともに、区役員等に要望していた行政懇談会が芋川区で初めて開催され、有意義な話し合いがもたらされた。
- 組で声かけをしていた集落創生事業が立ち上がり、世代間交流等が広がった。

議員活動の振り返り 議席番号5番 渡邊 千賀雄

町議5期目の、後半（2年）の1年目の活動を振り返ることになる。

重責で、貴重な議長職を2年間勤め終えて、改めて議員の皆さん等のご協力を得て、任務を遂行できましたことに、感謝申し上げます。

特に、「議員定数・報酬等調査研究特別委員会」を立ち上げ、研究を重ねたことが、議会の在り方、議員のなり手不足問題等を議論し、町民の声を聴くなど重要な活動でした。

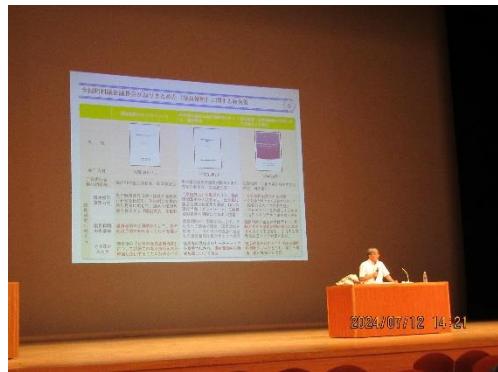
議長職を解任されたことで、（議長を副議長に代わって質問もできるが）必ず定例会で、一般質問をしていくとの考え方の基に、毎議会一般質問をおこなってきました。そしてその内容を議会報告で町民に報告し、要望や意見を募ってきました。

また議会選出の、監査委員として、毎月の例月監査を含めて精査してきました。病院事業の赤字業績への根本的対応・国の医療行政が求められていると思います。

今後も「住んでいて良かったと、実感のできるまちづくり」に向けて、取り組んでいきたい。



核廃絶を求めて
24・6・3平和大行進



2024/07/12 14:21

町村議会議員研修会
松本市にて
7・12



2024/07/12 09:35



2024/07/03 09:08

新たな「小水力発電」適地調査に同行
24・11・12

来年度（25年度）の予算・施策要望
24・12・6 町長室にて

議員活動の振り返り 議席番号6番 中島 和子

総務産業常任委員長としての2年間は、学ぶことが沢山あったように思います。改めて議員必携を見ながら委員会に臨みました。ただ、委員長として参加させていただく総務産業委員会関係の町の会議、総会や式典等は多くあり参加回数も増えましたが、多くの皆様とお話しできる、これまでとは違った大変貴重な機会にもなりました。

又、地元議員として地区懇談会や総会、イベントへの参加依頼も頂き、地域の課題などのご意見を頂戴することが出来ました。それらの頂いたご意見については、担当課に聞き取りをしながら確認し、飯綱町の持続的発展を願い、議員の使命であると考え行動しました。そして、自分も学びながら、町民と行政との合意形成に努めました。

* 主な一般質問

これまでの質問の中から、その後の状況確認として再度質問いたしました。

- ①人口減少の中、転入者が微増していることを捉えた今後の移住・定住促進に繋がる施策の提案をしました。
- ②伝統文化の保存・継承について、リニューアルが計画されている「いいづな歴史ふれあい館」の役割、機能の強化等について質しました。

* 議員選挙について

令和7年度には議会議員選挙が挙行されます。これまで女性団体・地区の集まりにおいて、女性議員の選出を言い続けてきましたが、女性の出馬には課題が沢山あり、それらが、いまだに解決されていないことを改めて実感いたしました。

まず、思うことは、自身の意識改革です。「議員をやってみよう」と思ったら、本気で自分の抱える問題を解決しなくてはなりません。とても難しい選択になりますが、周囲の人にも相談して意見を聞きながら、最終的には本人が決断して、当選したら議員の使命をしっかりと果たすように努力して欲しいと思います。

又、地域からの推薦については、地域がまとまる機会にもなり、選挙に対する住民の関心も高くなり、投票率にも関係してくると考え、地域からの適任者の擁立をお願いしてきました。今回、少しずつですが、動きも見られました。住民にとっても候補者にとっても、町議選を挙行することが良い結果になると考えています。

* サポーター会議について

飯綱町の議会改革のひとつ、サポーター会議が次年度は開催されます。

政策提言を仕上げるまでの協議期間が短く不安ですが、先輩議員の皆さんのご協力を得ながら進めたいと思っています。

議員活動の振り返り 議席番号7番 橋口 功

1年間（令和6年）の議員活動を振り返って（選挙公約を中心に）

～少子高齢化の中、皆が安心して暮らせる飯綱町～

町は町民の意見を反映した第2次飯綱町総合計画に沿い、「飯綱町らしさ」にこだわり、町民が幸せを感じ、地域に誇りを持つことができる様々な施策を展開しています。

私は、議員として「誰もが願う生活し易い、夢と希望のある町づくり」を進めるため、5つの公約をしていますが、そのうち、「少子・高齢化の中、皆が安心して暮らせる飯綱町」の実現のため、町の課題の一つである上水道整備事業について、その対策を提案も含め、議会において次のとおり町当局に質問しました。

町当局からは前向きな回答がありました。（詳細は「議事録」、「議会だより75号」をご覧ください。）

1 上水道整備事業の主な内容は何か。

（回答）①土橋地区の土橋水源系拡大事業②柿原地区区域拡張管路整備事業③牟礼地区配水池統廃合事業④第1系・福井団地系送排水管再構築事業である。

具体的には、三水地区における新たな水源の配水（の水から地下水への切替）と、牟礼地区を中心とした配水用老朽管の整備と付随する工事、配水池統廃合工事である。

2 三水地区の土橋水源拡大整備事業とは。

（回答）水源を鳥居川から芋川地籍土橋の地下水に切り替えるため、取水施設建設工事等を行う。

3 三水地区で新水道水が飲めるのはいつか。

（回答）令和9年度には全世帯で飲めるようになる。

4 牟礼地区を中心とした水道施設、管路の老朽化対策、および耐久化事業は。

（回答）耐用年数（40年）を超えた老朽化水道管について、人工衛星利用による漏水調査の実証実験やAIを利用した分析により検証していく。町の耐震化率は現在30%。これを上げていく。

5 今後の水道事業経営の課題と対策は。

（回答）水道料金は長野地域振興局管内で一番安い。今後、人口減少が進むことで収益増は見込めない。有収率を上げることは大切だが大幅な経費削減は見込めない。水道料金の改定を住民に理解を求めたい。

以上は活動の一つの例ですが、町民の皆さんのが安心して暮らせ、また、町外の方に1人でも多く飯綱町に住んでもらえるような町になるよう、これからも公約実現のため、議員活動を進める所存です。



議員活動の振り返り 議席番号8番 風間 行男

一年を振り返って

議長の議案採決に瑕疵があり、さらに発議案のタイトルに瑕疵あり重大な職務怠慢であるので議長不信任決議案提出したが否決された。

私の政治姿勢と行動… 「みんなでつくる 誇れる町」づくり
「誰もが 住みたくなる町」づくり

子育て支援対策、高齢化の看護介護対策、気候変動に対する農業の課題、耐久年数を越えた水道設備改修等のインフラ整備、廃棄物の処理対策等の生活環境問題、地域コミュニティーの維持など町の対策が実現できるよう応援し、町長と行政との連携で改善してきました。

残された課題解決のためにも町長と行政と議会が一丸となって住民のために緊張感を持って協力して進めば、住民は『我が町の明日に希望が持てる、この町で安定した生活が得られる信じられる。』そのための議員であるという信念に基づき活動を続けています。

仕 事 告 告

【基幹産業である農業政策を応援】

- 消費者との直接販路の拡充
- 農業の継続と後継者づくり

【未来を託す子ども政策を応援】

- 「こどもまんなか」アクション
(福祉文教常任委員会委員)

【自然環境・生活環境政策を応援】

- 廃棄物処分場の選択
(環境審議会委員)

【住民の健康維持増進政策を応援】

- 「喫煙者ゼロの町」を目指す
(健康づくり推進協議会委員)

■ 今後も強調したい行政 ■

- 上水道:質の安全・安心の量・納得の料金
- 育児・教育の環境をさらに充実させる
- 安全で、安心できる生活の持続可能な医療・看護・介護のさらなる充実を図る
- 行政の委託と外注システム等の見直し
- 国からの補助に対する企画の再検討
- PRとメディア対策の学習
- 広葉樹の森づくり



今日のドングリ明日の森

●子どもに投資し、明日に希望の持てる町に

住民の皆さんからのご要望・ご意見などへの対応は
解答が出せるまで努力し、解決。これからもです。

議員活動の振り返り 議席番号10番 石川 信雄

議会議員選挙後3年目の期間でした。世の中は、コロナ禍を経た後、能登地震という大規模災害という憂き目にも遭いました。住民の皆さんには、飯綱町の危機管理はどうなっているのだろうかと思われるところだと思いますが、総務課を筆頭に横の連携もできているようで、最近では、震災時に於ける女性の視点も大いに活かすことが重要視されているので、女性用備品の用意やプライバシーの確保など、避難所での快適さを保つ取組が必須となってきています。災害時には避難所になる、旧小学校校舎の後利用である、いいづなコネクト EAST,WEST の整備も充実してきており、地域の発展にも寄与している思います。各地域から、子供達の声が聞こえなくなっていますが、人口減少にも果敢に挑みつづけなければいけません。町も必死かと存じます。

ロシアのウクライナへの侵攻や、パレスチナとイスラエルの紛争など、世界の様相も不安定極まりないです。そこで、私は、まだ聞き慣れない言葉ですが、**ウェルビーイング**（社会的、肉体的、精神的に満たされた状態）を町政策に取り入れることを一般質問で要求しました。回答は町長ほか、保健福祉課、教育委員会からも頂きましたが、既に各事業にはそのような理念を基礎に据えて、事業実施していますとの返答がありました。しかしながら、昨今の物価高を反映してか、日々の暮らしも大変なのが実情ではないでしょうか。地方創生臨時交付金など、国の施策もありました。幸せの希求は誰しもの権利だと思います。日本国憲法の3つの基本原理の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義のうちの、正に基本的人権だと。普段の生活においては、憲法を意識することは余りないのですが、時代の変貌ぶりに驚愕されるばかりであり、改めて憲法の持つ意味を再認識しました。平和でなければ幸福も保証されません。一刻も早く世界の安定を望みます。国連で採択された SDGs（持続可能な開発目標）を順守していくことが、その基礎となるでしょう。先の**ウェルビーイング**も SDGs に織り込まれてもいますし、WHO の定義にもなっています。人は経済的に豊かであっても、必ずしも幸福であるとはいえない。コミュニティや人と人との関係性も希薄になってきつつありますが、現代社会ならではのインターネット環境や SNS を活用しての関係性作りも構築していくかなければと思います。中には、悪用しての詐欺や青少年への犯罪などの被害も、年々増すばかりではありますが、広報やセミナー等、被害者にならないよう苦心しなければなりません。

最後に、飯綱町議会は他自治体からも視察先に選ばれる議会です。最近は減ってきてますが、議会改革を過去のものではなく、現在も着実に実行しながら、模範となるような議会にしたいと思います。

総括

町議会議員に対する不信感は深刻だ、住民との懇談会等接する機会が少な間ったこともあるが、又、議員は活発な議論を行うことで多様な民意の代表者となれる。

議員は付度なく町長との議論が不可欠であり、更には町長・議員以外の人達とも議論を行うことが重要と思う。

国政、市町村長・議会選の投票率の低下、無投票当選等の問題は、議会・議員が解決すべきものと、住民は関係ないと考えている人が多いのでは。

本質は住民の問題であり、住民の危機感があまり感じられていないと思われる。

今後の志、少子高齢が進むことで、人口減少はさらに加速し人口減少は避けられません。

飯綱町で住み続けて幸せであるためには住民の政治参加が必要と思う。

議員活動の振り返り 議席番号14番 原田 幸長

定数・報酬等特別委員会の委員長として、約2年間勤めてきました。令和6年12月議会で定数・報酬が議決され特別委員会は、解散となりました。特別委員会の議員各位には、ご協力を頂き感謝を申し上げます。

委員長として自分の力不足を感じました。特にスケジュールの管理面で、夜に特別委員会を開くなど、ご迷惑をお掛けしました。

令和6年1月、木曾町、岐阜県養老町へ視察研修に行き、他の議会を学ぶことの大切さは、議会力、議員力のアップを図るうえで大事と改めて感じました。

令和7年2月、常任委員会合同の視察研修に参加でき2泊3日のバスでの移動行程で疲れましたが、実りが多かった時間でした。17日兵庫県神戸市上組：港運関係施設で港湾運搬業、国際的物流事業を行う会社で、農産物の流通を学べた。初めての経験で新鮮さを覚えた。18日岡山県奈義町、①合計特殊出生率が2019年に2.95人で奇跡の町と。②経済的支援に加え、地域全体での子育て機運の醸成がされている町。③全国から少子高齢化対策に注目が集まっている事④子供まんなか応援センター宣言の町。当日は、飯綱町の他に2市町と合同で研修を受けた。政策的には、飯綱町と同じと感じ、地理的環境がコンパクトシティと思った。19日奈良県桜井市神田育種農場中央研究所 野菜専門種苗メーカーで作りやすく美味しい品種の育成・普及を行う会社で当日は、スイカの接ぎ苗の現場も見させて頂いた。

今後は、色々な機会を通じて自己研鑽に務め、町の発展に努めてまいる決意です。



神田育種農場中央研究所にて スイカの接ぎ苗の状況

議員活動の振り返り 議席番号 15 番 青山 弘

令和 6 年度におきまして、飯綱町議会は地域の発展と住民福祉の向上を目指し、様々な取り組みを行ってまいりました。私自身、議長としてこの 1 年を振り返る中で、議会の役割や重要性を再認識し、多くの方々との連携を深めることができたことに感謝いたします。

令和 5 年の 11 月の構成替えから議長の大役を務めさせていただきました。同年の 5 月から新型コロナウイルスは、季節性のインフルエンザと同じ扱いになり、各種行事やコミュニケーションも復活してまいりました。まだ今まで通りとはいきませんが、景気も徐々に上向いてきました。

それについて、総会や式典、懇談会の数が大幅に増えました。兎にも角にも、挨拶をする件数が多かったです。

1 年の成果として大きかったのは、議員定数・報酬等調査研究特別委員会としての結論を頂き、議会で承認されました。議員定数は、現在の 15 名の定員を 14 名に減。議員報酬は増額。これを要望書として町長に提出いたしました。結果は、議員報酬は、下記のように回答いただき、議会に諮りお認め致しました。(施行日は令和 7 年 10 月 30 日)

	旧	新
議長	269,000 円	298,000 円
副議長	196,000 円	242,000 円
委員長	183,000 円	229,000 円
議員	174,000 円	220,000 円

取組の中で住民懇談会を開催し住民の皆様の貴重なご意見をお伺いしました。開催日と開催場所、出席者は下表のとおりです。

8/18	野村上公会堂	(参加者 なし)
	上村コミュニティセンター	(参加者 4 名)
8/24	普光寺公民館	(参加者 14 名)
	赤東コミュニティ消防センター	(参加者 21 名)
8/25	町民会館	(参加者 8 名)
	芋川防災センター	(参加者 15 名)
8/31	倉井コミュニティ消防センター	(参加者 18 名)

最後になりますが、この 1 年の活動に対するご理解とご協力に心から感謝申し上げます。今後とも飯綱町議会へのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 議会状況

(1) 議会の費用

(ア) 議会費の推移

(単位:円)

区分	4年度決算額	5年度決算額	6年度決算額
報酬	33,156,000	33,159,767	33,156,000
給与	8,943,900	9,054,600	8,116,200
職員手当等	17,350,645	18,725,342	17,587,232
共済費	12,891,223	12,726,433	11,552,774
報償費	36,000	7,200	135,320
旅費	32,300	241,250	334,080
交際費	0	10,000	8,500
需用費	1,361,706	1,528,002	1,479,100
役務費	0	17,262	8,800
委託料	280,098	290,862	307,944
使用料及び賃借料	0	310,830	439,380
負担金補助及び交付金	111,700	111,100	136,700
議会費計 (A)	74,163,572	76,182,648	73,262,030
前年比	99.55%	102.72%	96.17%
一般会計 (B)	8,505,115,646	9,319,167,670	9,178,597,271
構成比 (A/B*100)	0.87%	0.82%	0.80%

(イ) 議員報酬

(単位 : 円)

期 間	議 長	副議長	委員長	議 員
H17. 10. 1～ H17. 11. 30	269,000 円	184,000 円	174,000 円	160,000 円
H17. 12. 01～ H21. 10. 29	247,500 円	173,000 円	163,600 円	152,000 円
H21. 10. 30～ H29. 10. 29	269,000 円	184,000 円	174,000 円	160,000 円
H29. 10. 30～	269,000 円	196,000 円	183,000 円	174,000 円

- 平成 17 年 12 月 1 日から 21 年 10 月 29 日までは特例条例により減額。
- 平成 21 年 10 月 30 日から、議員定数を 18 名から 15 名に改正。

□参考資料

町村議会議員報酬

(単位 : 円)

期 間	議 長	副議長	委員長	議 員
長野県町村議会平均	269,864	198,440	185,429	177,131
長野県町村議会平均 (人口同規模)	286,838	215,075	200,975	193,563
全国町村議会平均	297,785	241,871	225,933	219,761
全国町村議会平均 (人口同規模)	307,394	205,155	233,419	229,185

* 人口同規模 : 人口段階区分 10,000 人以上 15,000 人未満

出典 : 町村議会実態調査結果

調査日 : 令和 6 年 7 月 1 日

(ウ) 期末手当・旅費（令和 6 年度実績）

期 末 手 当	旅 費
6 月 = 100 分の 170 12 月 = 100 分の 175 ※報酬月額に 100 分の 140 を乗じ、上記の率 を乗じた額を支給	宿泊料=県外 13,000 円 宿泊料=県内 12,000 円 日 当 = 1,700 円 ※別に定める近隣出張の日当は支給しない

(エ) 政務活動費

飯綱町議会議員への政務活動費は平成 29 年 11 月より交付しています。

飯綱町の政務活動費の特徴は、

- ①透明性の確保と説明責任：詳細な活動報告、領収書を含めた公開と説明責任
- ②政務活動費の原則：政務活動の必要性、説明できる書類の整備など
- ③実費の原則：必要な経費のみが交付対象
- ④政務活動費で支出できない経費：政党活動、選挙活動への制限など
- ⑤政務活動費で支出できる経費への制限：詳細な使途の制限
- ⑥これらを踏まえ、実績に基づく後払い方式 などです。

令和 5 年度の交付実績はありませんでした。

□参考資料

政務活動費交付状況

(単位: 団体)

	議員	会派	会派及び議員	会派又は議員	交付なし	平均交付額
長野県町村議会	9	0	0	2	47	7,482円/月
全国町村議会	112	26	33	36	709	9,764円/月

出典：町村議会実態調査結果
調査日：令和 6 年 7 月 1 日

(2) 議会の構成等

(ア) 議会議員の任期

令和 3 年 10 月 30 日～令和 7 年 10 月 29 日

(イ) 議長及び副議長の任期

議員の任期による（ただし、議員の申し合わせにより 2 年）

(ウ) 常任委員会

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

委員会名	条例定数	現在数	任期	摘要
総務産業常任委員会	8 人	7 人	2 年	
福祉文教常任委員会	7 人	7 人	2 年	
予算決算常任委員会	14 人	14 人		議長を除く議員全員

(エ) 議会運営委員会

(令和6年3月31日現在)

委員会名	条例定数	現在数	任期	摘要
議会運営委員会	6人	6人	2年	

(オ) 特別委員会

(令和6年3月31日現在)

委員会名	定数	摘要
議会報編集調査特別委員会	6人	
議員定数・報酬等調査研究特別委員会	14人	

(カ) 議会事務局

職員数は、職員定数条例により2名（事務局長1名、書記1名）。

(キ) 広域連合議会・一部事務組合議会

名称	選出数	構成市町村
長野広域連合議会	2名	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町 高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信保健衛生施設組合議会	2名	中野市・小布施町・山ノ内町・信濃町 飯綱町
北部衛生施設組合議会	5名	信濃町・飯綱町

(3) 議会議員の数

(ア) 議員定数の推移

	初代	第2代	第3代	第4代	第5代
任期	H17.10.30～ H21.10.29	H21.10.30～ H25.10.29	H25.10.30～ H29.10.29	H29.10.30～ R3.10.29	R3.10.30～ R7.10.29
条例定数	18人	15人	15人	15人	15人

□参考資料

県・全国の議員定数

長野県町村議会平均	10.9人
長野県町村議会平均（人口同規模）	13.8人
全国町村議会平均	11.6人
全国町村議会平均（人口同規模）	13.0人

* 人口同規模：人口段階区分 10,000人以上 15,000人未満

出典：町村議会実態調査結果
調査日：令和6年7月1日

(イ) 年齢別議員数

(令和7年3月31日現在)

40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
0名	1名	5名	9名

- ①最低年齢 50歳
- ②最高年齢 82歳
- ③平均年齢 71.3歳

□参考資料

長野県町村議員平均年齢 65.3歳
全国町村議員平均年齢 64.6歳

出典：町村議会実態調査結果
調査日：令和6年7月1日

(ウ) 党派別議員数

(令和7年3月31日現在)

無所属	日本共産党	公明党
12名	2名	1名

(エ) 在職期間別構成（旧村から換算）

(令和7年3月31日現在)

12年未満	12年以上 20年未満	20年以上
10名	2名	3名

(4) 飯綱町の概要

(ア) 地勢

本町は、長野県の北部に位置し、北は信濃町、東は中野市に、西、南は長野市に接しています。飯綱山から斑尾山までの穏やかな丘陵地であり、中央部には、鳥居川が流れています。標高は450mから1,900mと標高差があり、居住地域は概ね標高500mから1,000mに散在。本町の総面積は、75.00km²、東西に13.9km、南北に15.6km、周囲は61.38km。

(イ) 沿革

本町は、平成17年10月1日に旧牟礼村と旧三水村が合併し誕生しました。

旧牟礼村と旧三水村は、気候・風土・生活・文化なども共通性、一体性があり、住民の交流も盛んに行われてきました。旧両村は、昭和36年の病院運営から一部事務組合を組織し、以降、教育・福祉・生活基盤整備などを共同で行い、昭和43年の飯綱中学校建設にあたっては、速やかに両村合併に向け努力する旨の覚書を取り交わし、その後も幾度か合併研究がされるなど、旧両村の合併気運は常に底流にあったと言えます。

本町は、豊かな自然と誇りある歴史を背景に、飯綱東高原の観光開発や福井住宅団地の造成、用水開発による、果樹、稻作を中心とした農業振興などに取り組み、現在では、長野市のベッドタウンとして、北信地域の観光拠点として、またりんご・ももなどの果樹の一大産地として発展してきました。

(ウ) 町名の由来

平成16年9月、牟礼村・三水村合併協議会が新町村名の公募を実施した結果、700件を超す応募があり、中でも将来を担う20歳未満の応募者のうち、約58%が飯綱（いいづな）に関する名称でした。

同年11月に、「新町村の名称住民アンケート」（12歳以上）を実施した結果、「飯綱町」が約51%の支持があり（飯綱町51.23%、いいづな町20.31%、飯綱村13.83%、いいづな村9.35%、鳥居川町3.37%、鳥居川村1.90%）、11月25日開催第8回合併協議会により最終決定し命名されました。

本町名は、旧両村の合併以前から、中学校、病院等共通している公共施設が存在し、親しみやすくわかりやすい名称であり、雄大な飯綱山が両手を広げて包み込み、この地域の発展をいつまでも見守ってくれるような名称となっています。

(エ) 町章

平成17年5月、牟礼村・三水村合併協議会が、飯綱町の基本理念にふさわしい町章の公募を実施し、781点の公募作品から5点を町章候補とした。同年9月に「町章デザイン全世帯アンケート」を実施、飯綱町発足後11月16日開催飯綱町町章選定委員会において、33.8%の支持があった小林直人氏の作品を飯綱町の町章に決定しました。



飯綱町の町章は、飯縄山と斑尾山をモチーフに、末広がりな形はふたつの地域が一つとなって力を合わせて豊かな町を築いていくイメージ。リンゴの花は飯縄山と斑尾山に抱かれた飯綱町を意味すると同時に、5つの丸は4つの小学校と1つの中学校を表し、未来を担う子どもたちを表しています。

(オ) 町民憲章

まちづくりの目指すべき将来像を掲げ、町民生活の規範や方向を示すことで、すべての町民が積極的にまちづくりに参画し、自主的に実践し得る「町民憲章」とするため、平成22年度に「飯綱町町民憲章等検討委員会」を設置し、住民の皆さんからいただいたご意見を参考としながら素案の検討を行い、平成23年7月7日町議会で議決され制定されました。

町民憲章の構成は、「前文」と「本文」から成り立っており、前文では、町の地理や特徴、制定の事情等を簡潔に述べ、本文は、日常的かつ継続的に心がけるべきまちづくりの実践目標を掲げ5箇条から成っています。

飯綱町 町民憲章

飯縄山と斑尾山のふところに抱かれた自然豊かな飯綱町。

わたしたちは、先人の知恵を活かしながら、幸せと希望に満ちた町づくりをめざして、ここに町民憲章を定めます。

- 縁あふれる自然を大切にし、美しい町をつくりましょう。
- 互いに助け合い、思いやりの心をもった優しい町をつくりましょう。
- ともに学び、文化のかおり高い町をつくりましょう。
- 仕事に励み、活力ある豊かな町をつくりましょう。
- 心とからだを鍛え、すこやかに暮らせる明るい町をつくりましょう。

(カ) 町花・町木・キャッチフレーズ

町制5周年記念事業として「町の花」・「町の木」・「町の鳥」・「キャッチフレーズ」の制定に向け、平成22年度に町民憲章等検討委員会を立ち上げ、それぞれ町のシンボルとしてふさわしいものを公募し、町の花480点、町の木508点、町の鳥476点、キャッチフレーズ427点、総数で1,891点が提案されました。

検討委員会では募集された提案を基に検討し、住民の意見等も取り入れながら町の花を「りんご」、町の木を「さくら」に選定し、町議会で議決されました。

また、町のキャッチフレーズについては、応募された中から候補を選定し「ひと 自然 いきいき未来 飯綱町」に決定しました。

※町の鳥は、シンボルとなる鳥として該当するものがないとの意見が多く、制定しないことになりました。

町花「りんご」 町木「さくら」

キャッチフレーズ「ひと 自然 いきいき未来 飯綱町」

(キ) 本町の基礎的数値

役場所在地

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地1
東経138° 14' 08" 北緯36° 45' 18" 標高497m

面積／75.00km²

人口／10,296人 (R2.10.1国勢調査)

世帯数／3,767世帯 (R2.10.1国勢調査)

農業／農業経営体数819戸 経営耕地面積1,065ha (R2.2.1農林業センサス)

事業所数（民営）／事業所359 従業者数2,102人 (R3.6.1経済センサス活動調査)

製造業（従業員4人以上）／事業所13 従業者数501人 (R2.6.1工業統計調査)

商業（卸売業・小売業）／商店数70 従業者数319人 (R3.6.1経済センサス活動調査)

財政／一般会計歳入総額 9,795,526 千円 一般会計歳出総額 9,178,597 千円 (R6年度決算額)

(5) 歴代正副議長

就任年月	議長	副議長
平成17年11月	羽入田頼衛	原田重美
平成19年11月	相澤龍右	島崎 勲
平成21年11月	寺島 渉	清水 満
平成23年11月	寺島 渉	神谷 昇
平成25年11月	寺島 渉	清水 満
平成27年11月	寺島 渉	塚田 實
平成28年3月	寺島 渉	清水 満
平成29年11月	清水 満	大川憲明
令和元年11月	大川憲明	青山 弘
令和3年11月	渡邊千賀雄	原田幸長
令和5年11月	青山 弘	原田幸長

(6) 議員一覧

令和5年11月改選後 令和7年3月31日現在

氏名	年齢	履歴	役職等							
			正副議長	総産	福文	予決	議運	議会報	定数報酬	その他
三ツ井忠義	65	R 3～ 飯綱町1期目 R 7. 3. 31現在：3年5か月			委員	委員		委員	委員	
中井寿一	67	R 3～ 飯綱町1期目 R 7. 3. 31現在：3年5か月		副委員長		副委員長	委員		委員	
小林文廣	82	R 3～ 飯綱町1期目 R 7. 3. 31現在：3年5か月		委員		委員		委員	委員	
瀧野良枝	50	H29～ 飯綱町2期目 R 7. 3. 31現在：7年5か月			委員長	委員	委員		副委員長	北部衛生 長野広域 北信衛生
渡邊千賀雄	80	H 7～H 17三水村3期 H17～ 飯綱町5期目 R 7. 3. 31現在：29年10か月		委員		委員		委員	委員	監査委員
中島和子	72	H29～ 飯綱町2期目 R 6. 3. 31現在：6年5か月		委員長		委員	委員		委員	北部衛生
樋口 功	73	H29～ 飯綱町2期目 R 7. 3. 31現在：7年5か月			副委員長	委員	副委員長		委員	北部衛生
風間行男	81	H25～ 飯綱町3期目 R 7. 3. 31現在：11年5か月		委員		委員			委員	消防委員
目須田 修	79	H25～ 飯綱町3期目 R 7. 3. 31現在：11年5か月			委員	委員			委員	
石川信雄	61	H15～H 17三水村1期 H25～ 飯綱町3期目 R 7. 3. 31現在：13年10か月			委員	委員長	委員	委員長	委員	
清水 満	77	H17～ 飯綱町5期目 R 7. 3. 31現在：19年5か月		委員		委員			委員	
大川憲明	77	H11～H 15牟礼村1期 H17～ 飯綱町5期目 R 7. 3. 31現在：23年5か月		委員		委員	委員長		委員	
伊藤まゆみ	67	H11～H 17牟礼村2期 H17～ 飯綱町5期目 R 7. 3. 31現在：25年10か月			委員	委員		委員	委員	
原田幸長	70	H29～ 飯綱町2期目 R 7. 3. 31現在：7年5か月	副議長		委員	委員			委員長	北部衛生
青山 弘	69	H29～ 飯綱町2期目 R 7. 3. 31現在：7年5か月	議長							北部衛生 長野広域 北信衛生

*年齢、役職等は令和7年3月31日現在。

*総産：総務産業常任委員会、福文：福祉文教常任委員会、予決：予算決算常任委員会、

議運：議会運営委員会、議会報：議会報編集調査特別委員会、

定数報酬：議員定数・報酬等調査研究特別委員会、北部衛生：北部衛生施設組合議会議員、

長野広域：長野広域連合議会議員、北信衛生：北信保健衛生施設組合議会議員



飯綱町議会白書

巻末資料



□資料1 飯綱町議会基本条例

平成24年9月25日条例第35号

改正 平成27年6月19日条例第25号

平成28年9月26日条例第34号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 町政の意思決定を担う議会と議員の基本原則（第3条・第4条）

第3章 町民と共に考え、活動する議会（第5条—第9条）

第4章 二元代表制の一翼を担い、町長と切磋琢磨する議会（第10条—第14条）

第5章 民主的議会運営と議会機能の発揮（第15条—第18条）

第6章 最高規範性及び議会改革の推進による見直し手続（第19条—第21条）

第7章 補則（第22条）

附則

飯綱町議会は、町民の負託に応え、二元代表制の一方の担い手として、町民全体の福祉の向上を実現する使命を負っている。

政府が進める地域主権の前進により、自治体の自主的な決定権と責任の範囲が拡大している。議会は、その持てる権能を十分に駆使して、町行政を持続的に発展させ、地域における民主主義と住民自治の前進にその本来の役割を果たさなければならない。そのためにも、あらゆる機会における自由かつたつな議論こそ議会の第一の使命である。

飯綱町議会は、これまで議会改革に積極的に取り組み、その実践の成果を踏まえ、町民と共に築く町を目指して、この条例を指針に議会活動を広く展開し、町民に信頼され存在感のある議会を築くため、ここに「飯綱町議会基本条例」を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地域主権が進む中で、議会及び議員活動の活性化と充実のために必要な議会活動の基本事項を定めることにより、町行政の持続的発展と町民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(目指す議会像)

第2条 議員は、常に町民に対する議決責任と説明責任を果たし、町民に信頼され存在感のある議会とするために不断の努力を貫く。

そして、「住民に開かれた議会」、「町長と切磋琢磨する議会」、「自由で活発な議論が展開される議会」、「政策提言のできる議会」、「住民の声を行政に反映する議会」、「飯綱町の民主主義と住民自治発展の推進力となる議会」を目指す。

第2章 町政の意思決定を担う議会と議員の基本原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性、透明性、公開性を確保し、次に掲げる基本原則に基づき活動しなければならない。

(1) 町行政全体を把握、分析し、町長等に対し町民本意の適切な行財政運営が行われているか監視、批判、評価すること。

(2) 町民の多様な意見、要望の把握に努め、政策立案・提言、条例提案等を積極的に進めること。

(3) 議会が言論の府であることを十分に認識し、意思決定に当たっては、議員間の自由かつたつな討議を重んじ、論点、争点を明らかにすること。

(4) 町民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努め、議会への多様な町民参加を保障すること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる活動原則に基づき活動しなければならない。

(1) 町民の信頼に応えるために、町民から負託された責務を深く自覚し、学ぶこと、議論を深め合うことなどにより、自己の能力、資質の向上に努めること。

(2) 議会における意思の表明に当たっては、独自の調査研究、町民意見の聴取に努めること。

(3) 町政の現状と課題全般について、町民の意見を的確に把握し、政策提言、議会審議に生かすこと。

(4) 議会の構成員として、町全体の行政の発展、町民福祉の向上を目指して活動すること。

(5) 議員に求められる政治倫理と品位を常に自覚して行動すること。

第3章 町民と共に考え、活動する議会

(情報の公開、町民との共有)

第5条 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底し、町民と互いの情報を共有する。

- 2 議会は、町民に対して議決責任、説明責任を果たさなければならない。議案等に対する議員個々の賛否を「議会だより」等で公表するなど、議員の活動状況を町民が的確に評価できる情報として提供する。
- 3 議会は、原則として全ての会議（議長、常任委員長等が招集したものをいう。）を公開するものとし、あらかじめ町民に周知するよう努める。なお、公開しない場合には、その理由を明らかにしなければならない。
- 4 町民の知る権利を保障するためにも議会の広報活動を充実させ、町民が町行政と議会に関心が持てるよう努める。

（「町民と議会との懇談会」等町民参加の推進）

第6条 議会は、町民と議会との交流を深め、連携を強めるために、多様な形態の「町民と議会との懇談会（議会報告会）」を開催し、広く町民の意見を聴取し、議会活動に反映させる。

- 2 議会は、多くの町民が参加できるよう、平日の夜間、休日に会議を開催するよう努める。
- 3 町民各層の多様な意見、要望、政策提案等を聴取するために、町民が町長等に質問する「模擬議会」を開催するよう努める。
- 4 町行政の現在と将来にとって重要な問題の議決にあたっては「町民広聴会」を開催し、広く町民の意見を聴取する。
- 5 「議会広報モニター」を創設し、住民の意見等を議会報編集に生かすとともに、議会、町政への町民の多様な意見、批判、提案等を受け、議会活動に反映させる。

（政策サポーター制度）

第7条 議会は、政策提言活動に積極的に取り組む。その際、町民目線での政策研究の一環として「政策サポーター制度」を創設することができる。

（請願・陳情者の意見陳述の保障）

第8条 憲法で認められている請願・陳情の権利を十分に尊重するために、請願・陳情者に

は、本会議や常任委員会等で意見陳述の機会を保障する。

(災害等への対応)

第9条 議会は、災害等が発生したときは、飯綱町議会災害対策本部を設置するものとする。

2 飯綱町議会災害対策本部の設置、組織、議員の対応等については、別に定める。

第4章 二元代表制の一翼を担い、町長と切磋琢磨する議会

(町長と議会との関係)

第10条 議会及び議員は、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、議会機能を十分に發揮した議会活動を行うことにより、議会審議における町長等との緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議及び委員会における議員と町長等との質疑応答は、事実関係を正確に把握したうえで論点、争点を明確にして行うものとする。

3 本会議における一般質問での議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式で行う。町長には反問権を認める。町長は、「質問の趣旨・内容の確認」、「質問の背景・根拠の確認」のために、議長の許可を得て反問権を行使できる。

4 3月定例月議会においては、町長の所信表明及び予算関連項目について、事前通告がなくても一般質問で取り上げることができる。ただし、質問通告者に限る。

(町長による政策形成過程等の説明)

第11条 議会は、町長等が提案する重要な政策、計画、事業等について、議会審議の水準を高めるために、次に掲げる形成過程の資料の提出を求めることができる。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 町民参加の実施の有無とその内容
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 将来にわたる財政計画とコスト計算及び財源措置
- (5) 国・県の政策及び計画との整合性
- (6) 広域行政（一部事務組合）との整合性

(予算・決算における政策説明資料の提出)

第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、町長に対し分かりやすい政策別又は事業別の説明資料の提出を求めるものとする。

(政策提言活動の強化)

第13条 議会は、町の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、町行政の発展と町民利益につながる条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に積極的に取り組む。

(議決事件の拡大)

第14条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、議決事件の拡大について積極的に活用するものとする。

2 前項の議会の議決すべきものについては、飯綱町議会の議決すべき事件に関する条例（平成22年条例第33号）で定める。

第5章 民主的議会運営と議会機能の発揮

(自由討議による論点、争点の整理)

第15条 議会は、本会議及び委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして論点、争点の整理に努める。

2 議員は、自由かつたつな討議を経て、政策、条例、意見等の議案を積極的に提出するよう努める。

3 議会は必要に応じて、弁護士、税理士などの専門家の協力を求めることができる。

(議会白書、議会の自己評価)

第16条 議会は、町民に対し、議会及び議員の多様な活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会改革を一層前進させ議会活動の活性化を図る。

2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会活動の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表する。

3 議会は、議会の活性化の取組に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、その結果を町民に公表する。

4 議会白書及び議会としての評価に関する必要事項は、議長が別に定める。

(議員研修の充実)

第17条 議会は、議員の理論政策能力の向上、特に政策立案能力を高めるために、議員研修を充実強化する。議員は自ら自己研さんに努める。

(議長、副議長志願者の所信表明)

第18条 議会は、議長、副議長の選出にあたり、それぞれの職を志願する者に所信を表明す

る機会を設け、質疑も行う。

第6章 最高規範性及び議会改革の推進による見直し手続

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会運営の最高規範であり、議会に関するいかなる条例、規則、規程等もこの条例の理念に従うものでなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念と実行方法を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行うものとする。

(議会改革の推進)

第20条 議会は、議会改革の推進を意識的に努力する。この条例の目的が果たされているか議会運営委員会及び議会全員協議会において適宜、検討・検証する。

2 議会は、検証の結果、制度の改善が必要と判断した場合は、適切な措置を速やかに講じる。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由等を説明する。

4 議会は、議会改革を系統的に推進するために、全国の先進議会への視察、交流等を積極的に取り組む。

5 議会は、議会改革推進のために相談役を置くことができる。

(議会事務局の体制強化)

第21条 議会は、議員の政策提言及び議会活動を前進させるためにも、議会事務局体制の強化に努める。

第7章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

附 則 (平成27年6月19日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年9月26日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

□資料2 飯綱町議会政策センター設置要綱

平成25年6月21日告示第55号

(目的)

第1条 町民と議会との協働により町政発展の政策提言に取組み、新しい知恵と創意を結集して町づくりのための政策立案を目的として、議会政策センター（以下「センター」）を設置する。

(組織)

第2条 政策センターの定数は20人以内とし、公募及び議員の推薦する者の中から議長が委嘱する。

第3条 サポーターは、前2条の目的を達成させるため、飯綱町内在住であるかは問わない。

(選考)

第4条 サポーターの選考は、議会がこれにあたる。

(任期)

第5条 サポーターの任期は、議論されるテーマの政策提言が完成するまでの間とする。

(任務)

第6条 サポーターは、議会及び町の政策について意見を提言するとともに、飯綱町全般について町民の意見を聴取するほか、議会の依頼に応じて会議、アンケート、調査事項への協力等を行うものとする。

(謝金)

第7条 サポーターには、予算の範囲内で謝金を支給することができる。

(その他)

第8条 その他必要と認められる事項については、議会において協議する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

□資料3 飯綱町議会広報モニター設置要綱

平成26年7月1日告示第84号

改正 平成30年11月16日告示第89号

(目的)

第1条 この要綱は、飯綱町議会広報「飯綱町議会だより」が住民との結びつきをより強め、住民の意見を議会報編集や議会活動に反映させることを目的として、議会広報モニター（以下「モニター」という。）を設置する。

(組織)

第2条 モニターは、公募及び議員の推薦する者の中から議長が委嘱する。

第3条 モニターは、飯綱町に在住する者とする。

(選考)

第4条 モニターの選考は、議長及び議会広報編集調査特別委員会がこれにあたる。

(任期)

第5条 モニターの任期は2年とし、再任は妨げない。

(任務)

第6条 モニターは隨時「飯綱町議会だより」の内容及び編集について議会報編集調査特別委員会に意見を提言するとともに、議会活動全般について住民の意向を反映するほか、議会報編集調査特別委員会の依頼に応じてモニターミーティング、座談会への出席、アンケートへの回答及び調査事項への協力をを行うものとする。

(謝礼)

第7条 議会はモニターに対し、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

(その他)

第8条 その他必要と認められる事項については、議会報編集調査特別委員会において協議する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年11月16日告示第89号)

この告示は、公布の日から施行する。

□資料4 飯綱町集落振興支援基本条例

平成26年9月26日条例第29号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 集落振興支援の基本理念（第3条）

第3章 町民と共に進める集落振興支援（第4条・第5条）

第4章 集落振興支援の具体的指針と公表手続（第6条～第8条）

第5章 集落振興支援の推進及び見直し手続（第9条・第10条）

第6章 補則（第11条）

附則

飯綱町は、「ふるさとの原風景」と言われるほどの豊かな自然と美しい景観に恵まれています。

また、四季の移ろいもはつきりしており、生産されるリンゴやコメなどの農産物も、全国有数との評価を受けています。

しかし、飯綱町の大多数の集落は、社会情勢の変化の中で、人口減少と少子高齢化の急激な進行により、農地や山林の荒廃地化の進行や空き家の増大などとともに、集落の様々な機能の低下現象が顕在化し、このまま放置していたら、将来には、集落そのものの維持・存続が厳しくなることが危惧されます。

集落振興とその機能の強化は、町行政にとっては喫緊の課題であり、集落にまだ主体的な力がある今が重要な時期であり、21世紀型の地域づくりの出発点でもあります。

そこで、飯綱町で町民がいつまでも暮らし続け、そして、暮らせてよかったですと思える本当の「ふるさと」とするため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、飯綱町集落の振興について、町の責務と町民の役割を明らかにするとともに、集落の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、集落の振興を総合的に支援し、もって、集落機能を強化し、町民誰もが各集落で、いつまでも暮らし続け

られる地域社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、集落とは町民生活の基礎単位である各区及び各組並びに町長が認める行政を単位とした区域をいいます。

第2章 集落振興支援の基本理念

(基本理念)

第3条 町が支援する集落振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければなりません。

- (1) 集落の振興は飯綱町総合計画の理念に基づき地域住民等との「協働」を基本とし、活動の展開が図られること。
- (2) 集落の振興は地域全体の問題として、特に地域を支える女性や若者等多様な主体者の協力の下、持続的な取組が図られること。
- (3) 地域住民が将来にわたって安心して、生き生きと暮らし続けられるようにすること。

第3章 町民と共に進める集落振興支援

(町の責務)

第4条 町は、町民誰しもが各集落で、安心していきいきと暮らせるよう、集落の振興を支援する総合的施策を計画的かつ持続的に実施しなければなりません。

(町民の役割)

第5条 町民は、町がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとします。

2 町民は、自主的かつ主体的に集落の振興を図るよう努めるものとします。

第4章 集落振興支援の具体的指針と公表手続

(施策の策定等に関する指針)

第6条 町は、集落の振興を支援する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本とし、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

- (1) 集落の自然環境を保全すること。
- (2) 集落の公益的機能の維持を推進すること。
- (3) 集落の個別課題に対応した生活環境の向上を図ること。

- (4) 集落における遊休荒廃地対策を図ること。
- (5) 集落の産業の振興を図ること。
- (6) 集落の高齢者が生き生きと暮らせる施策を推進すること。
- (7) 集落における空き家対策も含め、定住促進を図ること。
- (8) 集落を超えた連携を推進すること。
- (9) 集落の振興に資する自主的かつ主体的な取組を支援すること。
- (10) 集落の課題を住民とともに調査研究すること。

(施策の取組方針等)

第7条 町長は、前条に定める指針にのっとり、集落の振興を支援する施策を総合的かつ計画的に推進するため、集落の振興を支援する施策の取組を「集落支援プログラム」にまとめ、毎年度、議会に報告するとともに、町民にこれを公表しなければなりません。

(年次報告)

第8条 町長は、毎年、「集落支援プログラム」の実施結果、成果や課題等について議会に報告し、これを公表しなければなりません。

第5章 集落振興支援の推進及び見直し手続

(推進体制の整備等)

第9条 町は、集落の振興を支援する施策を策定し、及び円滑に実施するため、職員の地域担当制等必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるものとします。

(町民の意見等の施策への反映)

第10条 町は、町民の意見及び集落の現状を把握し、集落の振興を支援する施策に的確に反映させるために必要な措置を講ずるものとします。

第6章 補則

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

□資料5 飯綱町議会政務活動費の交付に関する条例

平成29年9月28日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項の規定に基づき、飯綱町議会議員（以下「議員」という。）自らが行う、調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として、議員に対する政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、毎年度4月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員の職にある者に対し交付する。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において新たに議員となった者は、基準日に在職したものとみなす。

(議員に係る政務活動費)

第3条 議員に係る政務活動費の額は、月額10,000円を上限とする。

2 年度の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があつた場合の政務活動費の交付については、これらの事由が生じた日の属する月までの月数分とする。

3 年度の途中において新たに議員となった者に対して交付する政務活動費は、任期開始日の属する月の翌月からとする。

(交付申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度4月20日までに別に定める様式により政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 年度の途中において、新たに議員となった者は、任期開始日の属する月の翌月20日までに政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、別に定める様式により議員に通知しなければならない。

(交付の条件)

第6条 町長は、前条の交付決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すことができるものとする。

- (1) 政務活動費に係る経費の使用方法に関すること。
- (2) 政務活動費に係る経費の契約に関すること。
- (3) 政務活動費により取得した財産又は効用の増加した財産の管理に関すること。
- (4) 前各号のほか、政務活動費の使途について必要と認められる事項
(経費の範囲)

第7条 政務活動費に充てることができる経費の範囲は、別表第1に定める経費とする。

2 政務活動費は、別表第2に定める経費に充ててはならない。

3 別表第1、別表第2の運用については別に定めるものとする。

(実績報告)

第8条 政務活動費の交付決定を受けた議員は、毎年度、4月から9月分の実績報告書を9月20日までに、10月から翌年3月分の実績報告書を3月20日までに別に定める様式により議長に提出しなければならない。ただし、議員の任期満了の年に限っては4月から10月分の実績報告書を10月20日までに、11月から3月分の実績報告書を3月20日までに別に定める様式により議長に提出しなければならない。

2 年度の途中において、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により、議員でなくなった場合の政務活動費の実績報告は、前項の規定にかかわらず議員でなくなった日の属する月までの実績報告書を、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 実績報告書には、政務活動費に係る領収書その他支出を証すべき書面の原本を添付した支出の報告書とその支出ごとの理由、意義、成果等、政務活動費の目的に添ったものであることを明記した書面を提出しなければならない。

4 政務活動費に係る支出の報告において、案分によりその額を求めた場合は、案分の根拠を記載した書面を提出しなければならない。

(政務活動費の調査等)

第9条 議長は報告のあった政務活動費の適正な運用を期すため、実績等の検証と使途の妥当性を調査し、使途の透明性の確保に努めるものとする。

- 2 前項の調査は、外部機関等に委任することができる。
- 3 議長は前条により提出された実績報告書及び前各項の調査結果を町長に送付しなければならない。
- 4 町長は議長から送付された前項の内容に基づき政務活動費の額を確定し、別に定める様式により議員に通知しなければならない。
(交付請求及び交付)

第10条 議員は、前条の規定による確定通知を受けた後、別に定める様式により政務活動費を町長に請求するものとする。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。
(政務活動費の返還の義務)

第11条 議員は、虚偽の報告等により政務活動費の交付を受けた場合は、理由のいかんを問わず、交付された政務活動費を速やかに町長に返還しなければならない。

- 2 議長は、虚偽の報告等により政務活動費の交付を受けた議員に対し、政務活動費の返還を求めなければならない。
(情報公開)

第12条 政務活動費は、飯綱町情報公開条例（平成17年飯綱町条例第13号。以下「情報公開条例」という。）の規定による情報公開の対象とする。

- 2 政務活動費に係る事項については、情報公開条例第6条に規定する公開してはならない情報を除き公開するものとする。
- 3 議員は公開された政務活動費に係る事項について、説明責任を果たさなければならない。
- 4 政務活動費に係る事項についての公開請求は、情報公開条例第9条の規定に基づき、議長に対して求めることができる。
(異議申立て)

第13条 議員は政務活動費に係る事項で、なされた決定等について不服がある場合は議長に異議の申立てをすることができる。

- 2 議長は議員からの異議の申立てがあった場合は、その内容を調査し町長に報告しなければならない。
- 3 町長は議長からの報告に基づき、議員の異議の申立てについて判断を行うものとする。

(書類の保存)

第14条 町に提出された政務活動費に係る書類については、翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 政務活動費を請求した議員は、交付された政務活動費に係る全ての証拠書類、活動記録を、翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

3 前項の保存は議員各自の責任において適切に行わなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、町長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年10月30日から施行する。

(関連要綱の廃止)

第2条 飯綱町議会活動調査費の助成に関する要綱（平成19年飯綱町訓令第16号）は、廃止する。

別表第1 (第7条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
会議研修費	議員が開催する研修会及び各種会議のために必要な経費並びに団体等が開催する研修会、意見交換会等の各種会議の参加に要する経費（議員参加に限る）
広報広聴費	議員が行う活動又は町政について住民に報告するために要する経費並びに議員の活動又は町政に対する住民からの要望や意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
資料購入費	政務活動のための図書、資料の購入等に要する経費
情報通信費	政務活動のための情報通信に要する経費
事務費	政務活動のための事務機器の設置・使用、資料作成その他の事務の運用に要する経費

別表第2（第7条関係）

項目	内容
政党活動に関する経費	党費、党大会賛助金、党大会・会議等の参加費及び旅費、政党の広報紙等の印刷・発送、政党組織の事務所の設置及び維持、その他政党活動に要する人件費等の経費
選挙活動に係る経費	各種選挙等での支援活動、選挙公報等の作成、その他選挙運動及び自己の選挙活動に要する経費
政治団体（後援会）の活動に係る経費	政治団体（後援会）の広報紙等の印刷・発送、後援会事務所の設置及び維持、後援会主催の町政報告会等の開催、その他政治団体（後援会）活動に要する経費及び自己以外の政治団体（後援会）等への支援活動
私的活動に係る経費	冠婚葬祭等の慶弔費、せん別・見舞い・懇親会負担金等の交際費的経費、宗教活動に要する経費、私的利用又は安易に私的利用に流用が可能な物品・図書・情報料等、その他私的活動に要する経費 社会通念上、適正量を超えた物品等の取得に要する経費 議員が他の団体の役職を兼ねている場合、当該団体の理事会、役員会、総会等への出席に要する経費
その他政務活動の目的に合致しない経費	公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費並びに調査研究等の活動に直接必要としない経費

□資料6 飯綱町議会政務活動費の運用に関する指針

第1 透明性の確保と説明責任

政務活動費は、飯綱町議會議員の議会活動の中で、調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するための必要な経費の一部として認められるものに交付され、その使途等については議員各位の判断による自主性に委ねるものです。

このために、政務活動であることの詳細な活動報告を求めるものとし、領収書等の添付書類を含めた関係書類を公開することにより使途内容、活動内容が把握されると共に、透明性の向上と説明責任を目指します。

しかし、その使途の透明性を維持するためには、議員自らが町民への説明責任を果たす必要があります。

第2 政務活動費の原則

- (1) 政務活動（町政に関する調査研究その他の活動）目的であること
- (2) 政務活動の必要性があり、必要な手続がなされていること
- (3) 政務活動の内容、要した費用に妥当性があり、説明できる書類が整備されていること
- (4) 公職選挙法等、いかなる法令の制限にも抵触しないこと

第3 実費の原則

- (1) 政務活動に要する費用は、社会通念上妥当な範囲内であり、かつ政務活動のために実際に要した費用であること
- (2) 政務活動に要した費用が、複数の活動に係るなど、費用を明確に区分できない場合にあっては、実態に即した合理的な案分方法により充当することができる

ただし、案分計算の原則は、一つの支出で複数の政務活動にまたがるものを合理的に経費配分するときに行う行為であって、政務活動と政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的活動との案分は政務活動費の透明性を確保するために不可とする。

第4 政務活動費で支出できない経費

- (1) 政党的活動に属する経費
 - ・党費、党大会賛助金、党大会・会議等の参加費及び参加旅費、政党の広報紙等の印刷及び発送費、政党組織の事務所費、政党組織の人物費等政党の活動に属する経費
 - ・政党名が表記又は特定できる広報紙等の印刷及び発送費
 - ・政党名が表記又は特定できる広報紙、機関誌等の複数購入に要する経費
- (2) 選挙活動に伴う経費
 - ・各種選挙での支援活動、選挙広報等の作成、その他選挙に係る活動に要する経費
 - ・自己の選挙活動に要する経費
 - ・自己及び自己の実績を必要以上に紹介する印刷物等に要する経費
 - ・任期末（6か月以内）や不定期に発行する印刷物等に要する経費

- ・その他、選挙活動と思われる活動に要する経費

(3) 政治団体、後援会活動に伴う経費

- ・政治団体（後援会）の広報紙等の印刷及び発送費、後援会組織の事務所費、後援会組織の
人件費等政治団体（後援会）に要する経費
- ・政治団体（後援会）主催の報告会等の開催、その他政治団体（後援会）活動に要する経費
- ・自己以外の政治団体（後援会）等への支援活動に要する全ての経費
- ・政治団体（後援会）が発行する広報紙、機関誌等の複数購入に要する経費

(4) 慶弔費、交際費的経費、宗教活動に要する経費、飲食・遊興を目的とした経費

- ・冠婚葬祭等の慶弔費、祝電、弔電、年賀はがき、挨拶はがきに要する経費
- ・年賀はがき等は公職選挙法で禁止されている挨拶状の禁止に該当するため要注意
- ・餞別、見舞い、懇親会負担金等の交際費的経費
- ・公職選挙法で禁止されている寄附行為に抵触する経費
- ・宗教活動に要する経費
- ・飲食を目的とした会合等の負担金、遊興を目的とした会合等の負担金等の経費
- ・社会福祉寄付、災害義援金、慈善事業への寄附金等に要する経費

(5) 私的利用・私的活動に属する経費、私的活動に安易に流用が可能な経費

- ・私的利用又は安易に私的利用に流用が可能な物品、図書、情報通信費
- ・利用区別がつかない事務用品、個人的欲求を満たす図書費、情報通信費等
- ・自動車、住宅等の自己の財産に要する費用及び維持費等の経費

(6) 社会通念上、適正量を超えた物品の取得に要する経費

- ・紙類等の消耗品の大量購入、同一図書類の複数購入
- ・年度末、任期末の物品購入（期末までに消費可能な物品を除く。）

(7) 換金性の高い物品の取得に要する経費

- ・換金性の高い郵便切手類、交通機関の回数券、プリペイドカード類に要する経費

第4 政務活動費で支出できる経費で制限を設けるもの

(1) 備品類

- ・政務活動のために取得した1件30,000円以上の耐久物品及び図書で、政務活動費で充当する
ことのできる範囲は、減価償却額相当分とする。
- ・政務活動費で充当することができる額は、(取得価格) ÷ (耐用年数×12月) × (充当月
数) とし、端数は切り下げる。
- ・取得任期分で未充当となった額は、以降の任期で充当することができる。
- ・備品類を政務活動費で充当する場合は、減価償却額計算票を添付すること。

(2) 情報通信費

- ・政務活動費で充当できる通信費は、郵送料、宅配料、資料配布料、固定電話、移動電話、
有線電話、FAX料、インターネット使用料等とするが、固定電話、移動電話、有線電
話、FAX料、インターネット使用料等の通信にかかる費用は、政務活動と政党活動、選
挙活動、後援会活動及び私的利用・私的活動に属する経費との区分が曖昧

であり、案分計算の原則からすると不可となる。

しかし、政務活動であることを客観的に証明できる場合に限り、それぞれの通信手段で契約者及び支払者が議員名義の1回線に限り、基本料金等の契約にかかる料金を含めた使用料の3分の1以内を経費として充当することができるものとする。ただし、充当できる金額は総額で月額3,000円を上限とする。

この場合も、政務活動費の透明性を確保するために、通信の相手方・通話日時・通話時間・通話内容等を確認できる書類を備えておく必要がある。

- ・通信機器については、いかなる機能が付加されていても、他者との通話を可能とする機器においては、発生した通信料は情報通信費として充当することができる。
- ・郵送料については発送の都度、窓口払いとする。
- ・通信機能のあるタブレット端末が貸与された場合の情報通信料については、今後検討するものとする。

(3) 旅費交通費

- ・政務活動に充当することができる旅費の範囲及び額は、飯綱町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年飯綱町条例第30号)及び飯綱町職員の旅費に関する条例(平成17年飯綱町条例第40号)の例による。
- ・自家用車を使用する場合は、駐車料、通行料、燃料費のみの実費を経費として充当できるものとする。
- ・レンタカーを使用する場合は、使用料、駐車料、通行料、燃料費のみの実費を経費として充当できるものとする。
- ・旅行中に組み込まれる観光等の私的活動については、政務活動費の透明性を確保するため不可とし、観光等の私的活動が認められる旅行の経費については政務活動費で充当できない。ただし、休息時間中の観光等については、社会通念上許される範囲内においては、この限りではない。

(4) 食糧費

- ・会議時の湯茶、茶菓子代とし、食事代及びアルコール類の提供は不可とする。
- ・自己又は議員同士の湯茶、茶菓子代、食事代は不可とする。
- ・飲食の提供は、公職選挙法で禁止されている寄附行為に該当するため要注意。
- ・研修会講師等の食事の提供は、昼食1,000円、夕食1,500円を上限とする。
- ・アルコールを提供する場合は、酒飲にかかわらず食糧費とはみなされない。

(5) 図書費

- ・政務活動に必要な刊行物及び電子的に記録された刊行物の1冊(1種類・1部)に限り政務活動費で充当することができる。
- ・定期刊行物については、年間を通じ1冊(1部)とみなす。
- ・個人的欲求を満たす趣味的な刊行物、娯楽的要素がある刊行物の購入は不可とする。
- ・一括払いの定期刊行物で、政務活動費で充当することができる額は、(年間購読料) ÷ (12月) × (充当月数) とし、端数は切り下げる。
- ・政務活動費で購入した刊行物は購入後5年間、廃棄又は売払いは不可とする。

- ・日刊新聞については、区分が曖昧なため、政務活動費での購入は不可とする。

(6) 自己及び親族からの購入

- ・政務活動に必要な物品等で、自己、妻、親子、兄弟及びこれらの者が経営する会社の領収書は原則不可とするが、自己が生産する農産物等で原価にかかる経費については政務活動に充当することができる。

(7) ポイント還元

- ・政務活動費による購入で得たポイントは、これを換金した場合の金額相当額を減じた額のみを政務活動費で充当することができる。

(8) 自己の肩書

- ・自己の肩書として自己が所属する政党名、政治団体等を記載した印刷物等にかかる経費については著しく政党名等を誇示しない限り政務活動費で充当することができる。

(例) ○○党 飯綱みつどん 「○○党」の字体が氏名・記事内容と同等以下は可

- ・政務活動と無関係な肩書を記載した印刷物等にかかる経費については、政務活動費で充当することはできない。

(例) ○○の会代表 飯綱みつどん 「○○の会」が政務活動と無関係な場合は不可

(9) 案分

- ・案分計算の原則は、一つの支出で複数の政務活動にまたがるものを合理的に経費配分するときに行う行為であって、政務活動と政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的活動との案分は政務活動費の透明性を確保するために不可とする。

- ・政務活動費で購入した物品を政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的活動に使用することは、案分により分けることができる場合でも政務活動費の透明性を確保するために不可とする。

第5 活動、支出を証明する書類

(1) 政務活動費執行における帰属年度の考え方

- ・単年度会計原則 当年度の収入で当年度の経費を支出
- ・会計年度 4月1日から翌年3月31日
- ・年度所属区分 発生主義を原則、債務関係が発生した日の属する年度で区分

(2) 領収書

- ・政務活動に要する費用は領収書の原本を提出するものとする。
- ・口座振替による支出は、議員名義の口座に限り、通帳の写しを添付すること。
- ・口座振替による情報通信費等の支出については、請求明細書の原本を添付すること。
- ・クレジットカードによる支払は、クレジットカード名義及び振替口座名義が議員名義であり、かつ一括払いに限るものを条件とし、カード利用明細書の原本を提出するものとする。
- ・クレジットカード等による後払いの経費については、物品を購入した日を支出日とする。
- ・領収書には購入した物品名、数量、日付、領収者住所氏名及び印、支払者（議員名）氏名が記載されていること。領収書で確認できない場合は、納品書、契約書の写し及び購入物

品を確認できる書類の写しの添付を要する。

(3) 活動を証明する書類

- ・旅行等の工程表、視察依頼文書、視察資料
- ・写真、録画、録音等の記録物、会議次第、会議資料

第6 科目別の運用指針

(1) 調査研究費

- ・使途

飯綱町の事務、行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

- ・主な内容

交通費、通行料、駐車料、燃料費、旅行に係る保険料、宿泊費、資料購入費、視察費、施設入場料、施設使用料、取材費、視察先への謝礼、講師謝金、写真等の記録費、調査研究に係る委託費

(2) 会議研修費

- ・使途

研修会及び各種会議を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会等に参加する経費

- ・主な内容

会場使用料、会場設営費、講師謝金、講師交通費、講師機材費、講師食事代、交通費、通行料、駐車料、燃料費、宿泊費、湯茶・茶菓子代、テキスト代、資料代、資料作成費、写真等の記録費、参加者負担金

(3) 広報広聴費

- ・使途

議員が行う活動又は町政について住民に報告するために要する経費、議員の活動又は町政に対する住民からの要望、住民からの意見聴取、住民相談に要する経費

- ・主な内容

会場使用料、会場設営費、講師謝金、講師交通費、講師機材費、講師食事代、交通費、通行料、駐車料、燃料費、湯茶・茶菓子代、テキスト代、資料代、資料作成費、写真等の記録費、印刷費、消耗品費、郵送料、資料配布料

(4) 資料購入費

- ・使途

政務活動のための図書、資料の購入等に要する経費

- ・主な内容

図書、定期刊行物及び電子的に記録された刊行物

(5) 情報通信費

- ・使途

政務活動のための情報通信に要する経費

- ・主な内容

郵送料、宅配料、資料配布料、固定電話料、移動電話料、有線電話料、FAX料、インターネット使用料、他者との通話・情報の取得が可能な機器の通信料金

(6) 事務費

・使途

政務活動のための事務機器の設置、使用、資料作成、その他政務活動事務に要する経費

・主な内容

事務機器、印刷機、情報通信機器、カメラ、録音機器の購入費、借上げ料、保守修理料

事務消耗費、印刷製本費、負担金



The town where we can feel the richness of the country
Iizuna town

令和6年（2024年）12月

飯綱町議会

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2795-1
電話 026-253-4761
E-mail gikai@town.iizuna.nagano.jp